【法人・団体からの意見】

１．AI ガバナンス協会 2
２．Astral 2
３．アトリエサツマ 3
４．クリエイターと AI の未来を考える会 3
５．ゲーム de LIFE 6
６．ソフトバンク株式会社 7
７．一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 9
８．一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 11
９．一般社団法人フュージョンエネルギー産業協議会 14
１０．一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン 15
１１．一般社団法人学術著作権協会 25
１２．一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 26
１３．一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟 27
１４．一般社団法人日本レコード協会 30
１５．一般社団法人日本映像ソフト協会 32
１６．一般社団法人日本音楽制作者連盟 32
１７．一般社団法人日本音楽著作権協会 33
１８．一般社団法人日本芸能従事者協会 37
１９．一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人デジタル出版者連盟 38
２０．一般社団法人日本自動車工業会 39
２１．一般社団法人日本知的財産協会 40
２２．一般社団法人日本美術著作権連合 55
２３．一般社団法人日本民間放送連盟 57
２４．株式会社 KADOKAWA 58
２５．株式会社アールシーコア 59
２６．株式会社日本国際映画著作権協会 63
２７．協同組合日本俳優連合 68
２８．公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター 70
２９．公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター 71
３０．公益財団法人日本適合性認定協会 73
３１．合同会社 Ciel 73
３２．東京都中小企業知的財産交流・研究会等参加企業有志 74
３３．日本ジェネリック製薬協会 84
３４．日本製薬工業協会 86
３５．日本弁護士連合会 88
３６．日本弁理士会 90
３７．北海道放送株式会社 91

【法人・団体からの意見】

※ 文字化けにより判別できない文字は、「●」で表示しています。

法人・団体名
１．AI ガバナンス協会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権
意見
意見 1 「知的財産推進計画 2023」の「生成 AI と著作権」の項目では、「AI 技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討する。」こととされており、実際に 2023 年度には文化庁における法的な考え方の整理等が試みられてきたものと承知している。他方、裁判例も少なく、技術進化のスピードも著しい生成 AI と著作権の問題については、具体的に社会において生じているリスクの実態や企業による権利侵害防止のための取組実務を踏まえながら、法的な考え方等についても不断に見直しを実施し、可能な限り AI モデル・サービスの開発・運用実務を萎縮させない形での議論が継続されるべきである。 意見 2 現時点では AI モデル・サービスの開発・運用実務において権利侵害を防ぐために、事業者が取り組むことのできる技術的保護措置やガバナンス方法について、確立した考え方は存在しない。コンテンツ産業等の IP が重要となるビジネスの競争力を損なわず、かつ予見可能性を高めてビジネスにおける AI 活用を活発化させるためには、事業者による自主的な取組の方法論を確立することが重要であり、そのための事例の蓄積や調査研究は次年度計画にも明確に位置付けて推進すべきである。

法人・団体名
２．Astral
意見の分野
（G３）メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応
意見
まず政府の方針として日本のコンテンツ産業を推進したいのは伝わってくるが、クリエイターの権利の保護、環境作りや宣伝広告の方法、など地に足が付いていない状態で形式的な推進ばかり進めているように感じる。 そしてクールジャパンと称した活動などにいまいち成果が出ていないのも、グローバル社会においての効果的な手法を行えていないからではないかと推測する。 技術や手段を規制していくから日本はグローバルにおいて成果が出ないと思う人をよく目にするが、そうではない。質の高いものづくりは昔から日本は得意だった。もともと世界で勝負できるクオリティは持ち合わせている。だが、国際社会においての商売のうまさやコミュニケーション能力、国際社会での立ち回り能力が壊滅的に足りていないと感じる。 結論から述べると外貨を稼ぐということに経営的な目線は必須であると考えるべきだ。そしてそのために、国際基準に照らし合わせて行動し、主張し、経営を行うことが最重要になる。そして国際基準の中でも強く経営できる能力も必要だろう。 昨今 AI の技術が世間を賑わせているが、国の方針として推進一辺倒で、他に考えるべきことを後回しにしているように感じる。生成 AI は大量にあるデータを使用する。主にネットの中でクローリングされたデータで学習している。中には海賊版サイトで違法に集めたデータや児童ポルノ、戦争画像など倫理的に問題のあるデータを使用している。非営利団体をクッションにしてそれらのデータを集め、利用し、利益を得ている会社が多数ある。データに問題がなく本当にクリーンな AI というのは現在存在しないと思っている。さらには LORA などの他社の知的財産を簡単に模倣できる問題や、AI を使った著作権ロンダリング、許諾のないデータ使用、ディープフェイク、粗製乱造、環境問題など多くある。 こうした問題を解決しないまま推進していくと世間や国際社会からの理解を得られないままに失敗していくのではないかと思う。 最初に述べたが、日本は規制をしていくから世界で勝負できないのではない。 規制した後のルールの中で勝負ができないのだ。そして国際的な基準、協調をもとに進めていかなければ

【法人・団体からの意見】

日本のブランドはより売れなくなるだろう。外貨を稼ぎたいのならばAI推進一辺倒の目先の利益に飛びつくのではなく、きちんと勝負できる制度、人材、売り方を考えるべきだ。
IT技術に目の色を変え、Web3に始まりAI賛美、しいては90%以上の利用者が違法に使用していたWinnyを賛美するなど以ての外だ。国として目先にある技術に飛びつくのではなく実行力のある長期的な経営目線を培うようにしていかないとどんな計画であれ失敗を重ねると思う。
もともと日本のクリエイターは優秀であると思う。
AI問題に関してまずは現場にいるクリエイターの声を聞いてみては如何だろうか。国がこれらの人が生成AIにどう思っているのかを聞く機会はほとんど設けられていないように見えたので。

法人・団体名
３．アトリエサツマ
意見の分野
（C１）生成AIと著作権
意見
生成AIは豊かな技術ではあるが、現時点のままでは著作権が守られない。

法人・団体名
４．クリエイターとAIの未来を考える会
意見の分野
（C１）生成AIと著作権
意見
＜要旨＞ クリエイティブ産業は天然資源の少ない日本の重要な産業であり、その基盤は知財及び著作権制度である。日本はコンテンツ大国であることの価値を再度認識し、コンテンツとそれを生み出すクリエイターを十分に保護すべきである。そのため、知的財産推進計画2024の策定にあたり、生成AIと著作権について、次の事項を確実とするため、著作権法第30条の4の改正も含めた立法による対応の明記を求める。 1.生成AIの機械学習における著作物の使用は、著作者から著作物の使用許可を事前に得ること 2.生成AIの機械学習に使用した著作物を公表すること 3.AI生成物を視覚的かつ電子的にラベルし、その由来を明示すること 4.海賊版データの機械学習への使用に罰則規定を設けること ＜本文＞ 知的財産推進計画2024の策定について、以下の通り、見解を述べる。 （C1）生成AIと著作権、（G2）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元、（G3）メタバース・NFT、生成AIなど新技術の潮流への対応に関して 近年、Chat GPTを始めとする生成AIの爆発的な広がりを見せているが、その開発及び使用の両方に著作権上の問題があり、著作者の権利を不当に侵害している。その状況はStable DiffusionやMidjourneyに代表される画像生成AIで特に顕著であり、喫緊の対応が必要である。生成AIと著作権については、文化審議会の著作権分科会法制度小委員会にて、2023年7月より現在までに議論が重ねられ、2024年3月15日に「AIと著作権に関する考え方について」（以下、審議会指針）が公表された（文化審議会著作権分科会法制度小委員会，2024）。しかしながら、以下の点から、著作者の権利保護は十分でなく、著作権法第30条の4の改正や、生成AIを包括的に規制する法制度の整備など、立法による対応が急務である。 １）文化審議会により作成された審議会指針は、法解釈の一定の考え方を示すに留まり、権利侵害の抑止力として強制力を持たない。 ２）審議会指針では、画像生成AIの基盤モデル（Foundation Model）作成にあたって著作物を機械学習の用に供することは、享受目的の併存となる可能性があるにも関わらず、その懸念に言及していない。また、既存の著作物とアイデア等が類似しているAI生成物が大量に市場に出回ることで元となる著作物の市場と競合することを、著作権者の利益を不当に害することとしていない。それにより、著作権者の許諾なく、画像生成AIが著作物を機械学習に使用することを許容している。 ３）審議会指針では、画像生成AIの機械学習に使用した著作物の公表を求めていない。

【法人・団体からの意見】

審議会指針では、「海賊版と知りながら、生成 AI による機械学習の用に供することは厳にこれを慎むべき」としている。しかしながら、審議会指針に強制力はなく、罰則規定もないため、Danbooru 等の無断転載サイトのデータを、海賊版を知りながら機械学習に使用した画像生成 AI が野放しにされ、特定のクリエイターの作風や個人の肖像が、ポルノ作成や政治的利用に悪用される事例が多発している。
現在の画像生成 AI の生成物は享受目的に使用されている。しかしながら、機械的に生成された画像生成 AI 生成物には思想又は感情の創作的表現は存在せず、実際に享受されているのは、特定の創作的表現の紐づけ（タグ付け）をされて機械学習に供された著作物に由来する創作的表現であり、その混合物である。故に、本来、画像生成 AI における機械学習は、著作物に表現された思想または感情の享受目的が併存し、第 30 条の 4 の権利制限規定は適用できないと考えることが妥当である。
画像生成 AI の機械学習に使用した著作物の公表は、生成 AI 開発時及び使用時の著作権侵害を適切に判断するために必須である。審議会指針では、画像生成 AI 生成物が既存著作物への権利侵害を引き起こした際、生成 AI が開発・学習段階で該当の著作物を学習していた場合は依拠性があったと推認されるとしている。しかしながら、現時点で画像生成 AI 開発会社は、機械学習に使用した著作物を公表していない。そのことは著作権侵害事例における依拠性の判断を困難にしており、司法における適切な解決及び被害者の権利保護を著しく困難にしている。

著作物の権利制限規定である著作権法 30 条の 4 は、オプトアウトもなく、特別なケースを規定せずに幅広い利用で権利制限を認めていることから、日本も批准する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、ベルヌ条約）」の 9.2 項に規定されるスリーステップテストに準じておらず、国際法に違反していると考えられる。このことを、著作権協会国際連合（CISAC）は令和 6 年 1 月 23 日に募集開始した文化庁のパブリックコメントを通じて指摘している。CISAC はパブリックコメントにて、30 条の 4 の権利制限を限定的とすること、商用利用を目的とした生成 AI による機械学習においては権利者による事前許諾を必要とすること、生成 AI の機械学習に使用した著作物を公表すること、及び AI 生成物をラベルし明示することを日本政府に求めている（文化審議会著作権分科会法制度小委員会, 2024）。
AI は国境を超えて使用される。実際に、現在国内で利用されている画像生成 AI の基盤モデルは全て外国製であることから、ベルヌ条約だけでなく、AI の包括的な規制においても国際協調が特に重要である。画像生成 AI の登場以降、多発するようになったディープフェイクや著作権侵害の問題等も踏まえ、先進国を始めとして、多くの国は生成 AI の規制に舵を切った。
欧州では 2024 年 3 月 13 日に EU AI 規則が承認され、2025 年早期の発行に向けて進んでいる。EU AI 規則では、著作権との関連について、AI 機械学習に使用する著作物の開示の義務付けるとともに、科学研究目的以外の機械学習に対して著作物の権利者がその使用の権利を留保することが確認されている（The European parliament and the council of the European Union, 2024）。機械学習での著作物の使用について、2024 年 2 月、ポーランド政府が EU 著作権指令のテキスト及びデータマイニングの解釈について、著作者の許諾なく実施可能なテキスト及びデータマイニングの対象に、AI による機械学習のための著作物の複製は含まれないと整理し、AI の機械学習における著作物の使用には事前の許諾が必要とする姿勢を明確にするなど、欧米各国は、著作者の権利の適切な保護に向けた政策を進めている（Keller, 2024）。
著作権者の許諾の無い機械学習によって開発された AI の生成物は、その著作物の市場と競合し、著作者の権利を不当に侵害している。また、現在のように、画像生成 AI の機械学習で著作物の無断使用が氾濫している状況において、使用許諾取得の労力及び著作物使用料を負担しながら、適切な画像生成 AI を善意によって構築することは困難であり、今後、画像生成 AI 技術が発展したとしても、著作権者への利益還元は起こりえない。著作権者への適切な利益還元はクリエイターエコノミー及びクリエイティブ産業の基盤であり、それは著作物を適切に保護し、許諾の無い機械学習による画像生成 AI を適切に規制することで初めて確保できる。実際に、欧州での AI 規則の成立を受け、Open AI 社はフランス及びスペインのメディアとニュースコンテンツを Chat GPT に提供する契約を締結するなど、適切な規制を進めることで、権利者への適切な利益還元の流れが誘発されている（Wiggers, 2024）。
生成 AI による許諾の無い機械学習が引き起こすクリエイティブ産業への深刻な影響は、2023 年 1 月 17 日時点で英国貴族院の Communications and Digital Committee が報告し、英国政府に対してクリエイターの保護を求めている。これを受けて、英国政府は許諾のない著作物の機械学習を認めない方針を明確にした（House of Commons, 2023）。報告書では、創作物や類似物が簡単かつ低価格で複製及び配布されるようになること、製造現場がより適切な法規制を持つ国へ移行すること、AI によって創作従事者が置き換わることなどが指摘されているが、政府政府への要求は、創作者の被害救済という短期的視点だけではなく、今後の英国経済の成長セクターや競争力の源泉を踏まえた長期的展望による判断であることは特筆

【法人・団体からの意見】

すべきである。具体的には、クリエイティブ産業が英国内外で急速に成長している産業セクターであり、英国経済の年間の粗付加価値の 6%を占めるなど規模が大きく、今後の英国経済の成長エンジンとして期待されていることを述べ、その基盤が英国の頑健な知財及び著作権制度であり、政府方針が知財及び著作権制度を事実上骨抜きにすること、それにより、創作者の権利が守られず、新しい価値を生み出すインセンティブが働かなくなることが深刻な問題と指摘している。一方、Stable Diffusion を含む最新の生成 AI についても触れ、AI 生成物が直接的な価値を産むか懐疑的な状態であること、発展中の仮想現実（VR）領域等で米国の巨大 IT 企業が英国企業を規模で圧倒するとの予測も踏まえ、AI は重要技術としつつも、長期的展望を見据え、今後も英国の強みと経済成長の源泉であるクリエイティブ産業を、AI 技術開発の犠牲にすべきでないと判断した（Communications and Digital Committee, 2023）。
日本も英国同様にコンテンツ大国であること、また、報告書の通り、生成 AI の基盤技術が Open AI、Microsoft、Google、Meta といった米国の巨大 IT 企業にすでに独占されている状態を踏まえ、我が国も、英国と同様に、クリエイティブ産業の価値を重視し、コンテンツとそれを生み出すクリエイターの利益を十分に保護すべきである。そのため、広島 AI プロセスでも確認された「適切なデータインプット対策を実施し、個人データ及び知的財産を保護する。」という国際行動規範の確実な履行や、著作権法における著作物の権利制限規定の適切な再設定など、国際標準に沿った対応及び権利者の保護を求める。

以上のことから、知的財産推進計画 2024 の策定にあたっては、次の事項を確実とするために、著作権法第 30 条の 4 の改正も含めた立法による対応の明記を求める。
1.生成 AI の機械学習における著作物の使用は、著作者から著作物の使用許可を事前に得ること
2.生成 AI の機械学習に使用した著作物を公表すること
3.AI 生成物を視覚的かつ電子的にラベルし、その由来を明示すること
4.海賊版データの機械学習への使用に罰則規定を設けること

なお、上記が適切に対応された場合、著作権者から適切に許諾を取得する代わりに、世の中に氾濫する権利者の許諾の無い画像生成 AI による生成物を機械学習に用いる事例が生じるものと予想される。これら許諾の無い画像生成 AI 生成物は著作者の権利侵害物であり、海賊版と同様の取扱いとして、AI の機械学習に使用することは許容されない。立法措置にあたっては、その点も考慮した対応を求める。

文化審議会著作権分科会法制度小委員会（2024）AI と著作権に関する考え方について. Available at https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_07/pdf/94024201_01.pdf. Accessed Mar 25, 2024.
文化審議会著作権分科会法制度小委員会（2024）「AI と著作権に関する考え方について（素案）」のパブリックコメントの結果について（団体）. Available at https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_07/pdf/94011401_10.pdf. Accessed Mar 25, 2024.
The European parliament and the council of the European Union (2024) Artificial Intelligence Act. Available at https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2023-0188-AM-808-808_EN.pdf. Accessed Mar 25, 2024.
Keller, P. (2024) TDM: Poland challenges the rule of EU copyright law. Kluwer Copyright Blog. Available at https://copyrightblog.kluweriplaw.com/2024/02/20/tdm-poland-challenges-the-rule-of-eu-copyright-law/. Accessed Mar 25, 2024.
Wiggers, K. (2024) OpenAI's deals with publishers could spell trouble for rivals. TechChurch. Available at https://techcrunch.com/2024/03/13/are-openais-deals-with-publishers-edging-out-the-competition/. Accessed Mar 25, 2024.
House of Commons (2023) Artificial Intelligence: Intellectual Property Rights Volume 727: debated on Wednesday 1 February 2023, Available at https://hansard.parliament.uk/commons/2023-02-01/debates/7CD1D4F9-7805-4CF0-9698-E28ECEFB7177/ArtificialIntelligenceIntellectualPropertyRights. Accessed Mar 25, 2024.
Communications and Digital Committee (2023) At risk: our creative future, Available at https://publications.parliament.uk/pa/ld5803/ldselect/ldcomm/125/12502.htm. Accessed Mar 25, 2024.

【法人・団体からの意見】

法人・団体名
５．ゲーム de LIFE
意見の分野
（G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
意見

まず日本では生成 AI の推進をしたすぎて、AI に関する多くの問題がおざなりになっていると思います。私が感じた問題点は以下の通り。

1 元データ使用の著作権問題、2 元データ著作権者アーティストへのなりすまし、3 法律をすり抜ける AI ロンダリングの問題、4 著作権データの社会主義化、5 アイデンティティの完全模倣による文化の衰退、6 AI 作品による市場の競合、7 AI 自体がもたらすコスト、8 AI 利用作品に対しての SNS 等の一般ユーザー・消費者の拒否感情の問題、9 AI 規制を通じて AI 分野をより使いやすくする方法論、思考の欠如

1234 については著作権が主な問題である。
123 の元データ使用による問題は現在あらゆる分野で起こっているように感じる。ここ 1 年間で SNS サイトの X では AI を使用したユーザーが特定のイラストレーターや歌手、声優等の作品データを勝手に取り込み、自身のオリジナル作品として X に投稿している。その投稿された内容は取り込まれたアーティストのオリジナリティを模倣して自身の作品としており、本人の許諾もなく、まるで元データ本人の作品にそっくりな内容であった。

4 著作権データの社会主義化について
これは許諾なく AI にあらゆる作品が使われており、もはや著作権のある作品、ない作品関係なく取り込まれ使われている。誰でも構わず元データを使って AI 作品になり代わっている。データとは本人の所有物であり第三者が勝手に使用していい訳ではない。

5 アイデンティティの完全模倣による文化の衰退、6 AI 作品による市場の競合について
先述したように誰でも模倣をしていいという世界になるならば努力をし、研鑽しながらオリジナルの作品を生み落とす者は少なくなっていくだろう。6 は AI 作品が同市場へ大量供給されるのでもちろん市場の競合へとつながる。模倣された競合作品によりオリジナル作品の売上は下がり、大量供給の物量には抵抗できない。その中で誰が時間と労力をかけて作品を生み出すのだろうか。

7 AI 自体がもたらすコスト
生成 AI が仕事をカバーし、人手不足を補うという効果をよく目にする。しかし、権利問題をはらむため人による再チェックが必要な点、AI を生成するためにかかる電気エネルギー、二酸化炭素の排出量の多さも現在研究されており、手放しでコストなく運用できるかは疑問である。

8 AI 利用作品に対しての SNS 等の一般ユーザー・消費者の拒否感情の問題について
生成 AI が登場してから AI を作品に使用する企業も増えている。しかし、AI 生成ツール自体の問題点(大量の著作権データの勝手な使用、児童ポルノ、病院の患者データ、一般人の顔写真データ、戦争での被害者写真、声、テキスト、プライベートな動画など倫理上問題のある画像やプライバシーデータが何百億と入ったモデルデータを使用している)、先述した通りの AI がもたらしている問題点を嫌悪している人も多く存在しており、X でも AI を使用した作品のポストに非難する声が多数見られている。反対の声が多すぎて AI 作品や企画自体を取り下げたり、不買運動が起こっている動きも見られた。作品全体の数パーセントしか使用していないと公言している作品についても非難の声は同様にあった。このように AI を作品に使用することでネガティブな意見が多く見られており、AI を使用する企業や個人も現状使えたものではないと思っているのではないだろうか。むしろ生成 AI を使用したことにより、価値を下げているものとも考えられる。
同時にクリーンなデータで運用している AI であればここまでの問題は起きなかったようにも思う。私も仕事で AI 使用を検討しているが現状のままだととても使用できないと考えている。

9 AI 規制を通じて AI 分野をより使いやすくする方法論、思考の欠如
こうして生成 AI がもたらしている問題は多く目にしており、使用する現場はとても混乱している。にも関わらず、推進一辺倒になっている日本政府や企業にはとても疑問を感じる。

【法人・団体からの意見】

諸外国ではこうした問題をマスコミ、国で考えるタームに早くから入っており、規制することがAIをより活躍させる鍵として考えているように思える。事実、アメリカでは上院議員、FTC による問題の究明、大企業によるAI開発会社への訴訟なども多く始まっている。イギリス、EUに関してもリスクを考えた上で活用の道を模索している。
こうしたAIがもたらす問題に触れて初めてAI使用による未来を描くことができるのではないだろうか。このままだとAIを使用して倫理等を度外視したやったもん勝ちによる無秩序な世界を招く恐れがある以上、使用する現場の声、元データ使用の問題点、起きるであろう問題点をこれまで以上に多くすくい上げ、クリアしていってほしい。AI使用による抑制を使用者の善意に任せるのではなく一定の基準と納得のできる制度、法律等が制定されるのを願っている。

法人・団体名
６．ソフトバンク株式会社
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

【総論】
（１）「AIと著作権に関する考え方について　(素案)」について、社会に対して分かりやすい形での周知啓発や、著作権法その他AIに関わる法律・制度の在り方の継続的な検討がなされることを希望する。
（２）仮に我が国でハードローによるAI規制の検討を行うのであれば、関係省庁主導の下、産業界やアカデミアの意見も取り入れつつ開かれた議論を行うことを希望する。
（３）「AIの利活用の拡大を見据えて、進歩性等の特許審査実務上の課題やAIによる自律的な発明の取扱いに関する課題について、整理・検討する」と合わせて意匠権すなわちデザインについても同様の課題を整理・検討することを希望する。
（４）イノベーション拠点税制について、海外と比べて遜色なく民間による無形資産投資を後押しする観点から、制度設計・執行状況の検証や財源確保等の検討も踏まえ、継続的な議論を希望する。
（５）「DFFT」(Data Free Flow with Trust) 構想のもと、データ利活用が促進される「データ流通性と適正保護」に関する国際的枠組みの検討推進、及び官民学協調の下、グローバルな共存共栄を図りつつ、エコシステム全体での最適解を探るべくソフトローでの枠組み作りの検討を希望する。
（６）中古ドメインに対するドロップキャッチ対策として、ドメイン不正利用を規制する不正競争防止法2条1項19号の厳罰化によるドメイン管理会社を含めた不正使用に対する抑止力強化やドメイン登録要件の設定等について検討することを希望する。

【各論】
C. 急速に発展する生成AI時代における知財の在り方
（C１）　生成AIと著作権
昨今、生成AI技術の開発が加速し利活用が急速に広がる中、生成AIと著作権に関する各論点の議論や考え方の整理がなされ、文化審議会著作権分科会法制度小委員会により「AIと著作権に関する考え方について　(素案)」(以下、「本考え方」) が示されたことを歓迎する。本考え方は、裁判例のない中、生成AIに関係する当事者が自らリスクを検討し権利保護を図る上で参照されるものとして有益と考える。
一方で、本考え方の内容は生成AIに関する実務に非常に強い影響を及ぼす可能性がある点に配慮が必要であると考える。特に、本考え方には、仮想的な事例に基づいた解釈や考え方について、個別具体的な事例によって結論が大きく分かれるような内容の記載が含まれている。本考え方は、生成AIに関連する様々な立場の当事者に参照されるところ、射程が明確に示されていない内容は、拡大解釈されたり、誤って理解されたりする恐れがある。その結果として、生成AIの事業者や利用者にとっては萎縮的効果が生じ、権利者にとっては権利保護について過大な不安を抱かせることが懸念される。本考え方に示された内容について、基本的な著作権制度や立法趣旨も含め、不正確な理解がなされないよう、社会に対して分かりやすい形での更なる周知啓発を頂くことを希望する。
さらに、生成AIを含む技術革新は日進月歩であるとともに、諸外国における政策、立法、判例等の動向による影響も大きいことから、適時かつ的確な情報収集に基づき必要に応じた見直しを随時行うことに賛同する。AI関連技術を我が国の産業及び文化の発展につなげるためには、権利者、事業者、利用者等、各立場の当事者が歩み寄り、それぞれの課題や懸念、価値観の共通点を再確認しつつ相違点を尊重し合う適切なコミュニケーションの実現が不可欠である。AIに関わる幅広いステークホルダーの意見を考慮し、建設的かつ継続的な議論を行い、本考え方の内容の見直しや、著作権法その他AIに関わる法律・制

度の在り方の検討がなされることを希望する。

一方で、諸外国で AI 規制に関する動きが活発化しているところ、我が国では、総務省及び経済産業省主導の下、「AI 事業者ガイドライン」の検討が進んでいる。AI 関連事業を行う当事者の共通指針として本ガイドラインを適切に活用・運用していくことが目下の急務と考えており、それ以外の法的検討は本ガイドラインの普及も進んでいない現在、慎重に議論するべきと考える。
もし仮に我が国でハードローによる AI 規制の検討を行うのであれば、国内における大規模モデル開発の競争力低下やイノベーション委縮に繋がらないよう、関係省庁主導の下、産業界やアカデミアの意見も取り入れつつ開かれた議論を行うことを希望する。

（C２） AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方
「知的財産推進計画 2023」では、「AI の利活用の拡大を見据えて、進歩性等の特許審査実務上の課題や AI による自律的な発明の取扱いに関する課題について、整理・検討する」と言及されている。当該整理・検討については、引き続きご検討される一方で、意匠権すなわちデザインについても同様の課題の整理・検討することを希望する。
意匠権における創作は、（特許権における発明と同様に）知的創作活動であることは共通しており、その権利化には新規性もいった要件が求められることも共通していることから、上記に掲げられた課題は、基本的には特許と共通するものと考えられる。
しかしながら、特許権は技術的思想が保護対象であり、その創作過程は従来技術の蓄積によるものである一方で、意匠権は物品等の美的外観が保護対象となるものであり、その創作過程は過去の積み重ねに限られない多様な創作活動も含まれる。
また、これまで意匠の創作は、描画ツールの利用も含めて専門の経験や知識やスキルを備えた専門家によってなされるものであったが、生成系 AI によって画像を出力できるようになったことで、専門家でない者でも比較的容易に創作できるようになっている。そのような環境にあることを勘案すれば、例えば、意匠そのものや意匠の要部を生成系 AI によって創作された場合や、生成系 AI と何度もやり取りしながら創作した場合において、創作者をどのように認定することが望ましいかといった考え方を整理・検討を要することになろうかと考える。
なお、創作者の認定にあたり、出願時における AI 活用の有無の明示に関して、AI を利用した部分とそうでない部分を分けること現実的ではない。生成系 AI と壁打ちをしながら創作されたデザイン等は AI と人との貢献を分けることは困難だからである。特に、創作過程における AI 活用が今後のスタンダードになると想定した場合、出願時に AI 活用の有無を明示することにもはや意味はないと考える。

D. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
国際競争が激化する中、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化に向けて、知的財産創出投資の促進を目的としたイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）が新設されたことを歓迎する。
一方で、研究開発投資のインプットと社会実装のアウトプットを循環させるためのイノベーション実現に当たっては、研究開発により生じた知的財産のライセンスや譲渡のみならず、対象となる知的財産を組み込んだ製品の事業化への適用はイノベーション循環を機能させる大きな原動力にもなり得る。
また、今回の対象となる知的財産の範囲は「特許権、AI 関連のソフトウェアの著作権」と定められている。「AI 関連」の技術開発は、今日の産業政策の特に重要な分野であることは論を待たないが、その他の重点領域として、経済産業省が示す経済産業政策新機軸において、社会基盤の組替え（5 分野）と共に、ミッション志向の産業政策（GX、DX、経済安全保障、健康等の 8 分野）が示されており、それにより「国内投資・イノベーション・所得向上」の好循環実現を目指すとされている。
インプットとアウトプットのバランスやその財源確保、知的財産開発の支出と所得の最適化については慎重な議論が必要であるものの、海外と比べて遜色ない無形資産投資を後押しする観点から、国内成長が望める有望事業領域や、海外事業誘致にもつながる事業領域の選定につき社会実装ロードマップ等で優先度を示しつつ、制度設計・執行状況の検証や財源確保等の検討も踏まえ、継続的な議論を希望する。

F. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
サイバー空間とフィジカル空間が高度融合する Society5.0 実現に向けて、我が国では、「DFFT」（Data Free Flow with Trust）構想のもと、高い信頼性とオープンなデータ流通に向けた国際的な仕組み作りを推進している。特に AI 利活用を更に加速するためには、汎用モデル・特化モデルいずれの AI 基盤モデルの開発においても大規模かつ良質なデータ連携基盤の構築が極めて重要であると考える。

【法人・団体からの意見】

一方、データ連携基盤を構築するには、協調領域と競争領域それぞれの対応をどのように行うかが課題となる。この点、データの高度な流通性とは対照的に、諸外国においてはそれぞれのデータ主権及びデータガバナンスの考え方に基づきデータ法制度が検討されており、データ利活用に際しては各国制度を見極めつつ個別対応が必要となりその負担が懸念される。また、産業データ等は企業の営業秘密等が含まれており、競争領域においてはデータ保護やトレーサビリティの仕組みが、データ協調領域においてはオープンなデータ流通を実現するための仲間作りや対価還元方法等の検討が必要となる。
DFFT 構想のもと、データ利活用が促進される「データ流通性と適正保護」の均衡をいかに取るべきか国際的枠組みの主導的役割を我が国が推進・主導して頂くのと合わせて、官民学協調の下、グローバルな共存共栄を図りつつ、エコシステム全体での最適解を探るべくソフトローでの枠組み作りの検討を希望する。

G. デジタル時代のコンテンツ戦略
（G６） 海賊版・模倣品対策の強化
昨今、中古ドメインに対するドロップキャッチが社会的な問題となっている。地方公共団体や企業等が不使用・不必要として放棄したドメインや、不用意に放棄してしまったドメインの中には、それ自体に被リンク評価が化体し SEO 効果が高いものもある。そのため第三者がその「ドメインパワー」にフリーライドする目的で中古ドメインを取得した場合、なりすましや高額での買取請求等の不適切利用がなされる恐れがある。
一方、一度削除してしまったドメインを再取得する場合、取得希望者多数ドメインはオークション形式の取引となり高額な費用がかかる。UDRP や JP-DRP 等の紛争解決手段も用意されているが、時間やコストがかかるほか、ドメイン文字列に関する商標権を取得しておく必要もありハードルも高い。
そのため企業等は、第三者の中古ドメイン使用により消費者等がなりすまし等による被害にあわないために、一度使用したドメインを保持し続ける必要があり、この維持管理に相当の人的・金銭的（ドメインの更新料等）コストがかかっている。また、中古ドメインがフィッシング等に使用された結果、消費者に不利益が生じたことを具体的に立証しない限り、悪意の中古ドメイン取得者の責任を追及することができず、その対応に多くの労力を要するのみならず、迅速性を要する消費者保護の観点にも悖る結果となっている。
インターネットドメインは世界中で利用されるため ICANN 等を含めた国際的枠組みの検討が必要であるところ、まずは国内ルール形成を行いつつ国際的調和の枠組み構築に向けた主導的役割を我が国が担って頂くことを希望する。例えば、ドメイン不正利用を規制する不正競争防止法 2 条 1 項 19 号の厳罰化による、ドメイン管理会社を含めた不正使用に対する抑止力強化やドメイン登録要件の設定等について検討することも一案と考える。

以上

法人・団体名
７．一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
意見の分野
（G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見
《全文》 CODA 及び会員社は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に掲げられている著作権に関する普及啓発、正規版流通促進の支援、海賊版サイトへの共同エンフォースメント、違法コンテンツの削除要請、ＣＤＮへの削除要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、広告への対策、フィルタリングの要請などはすでに実施しており、今後も引き続き対策を継続する。 「国際連携・国際執行の強化」を目的に、エシカルハッカーと連携し、合法的な各種調査を実施することにより、海賊版サイトの運営者を特定し、居住する当該国に対して摘発を求めていく活動には特に注力しており、2023 年度は、日本(CODA)からの働きかけをきっかけに海外の海賊版サイトの運営者やアップローダーに初めて刑事罰が科された（中国における日本人向けアニメの最大級海賊版サイト「B9GOOD」）。 今後もこれら国際連携・国際執行の実現にあたっては、我が国政府及び当該国在外公館等の支援・協力は必要不可欠である。 1.政府の支援強化 政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆ

る海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望する。

2.事業者による身元確認の徹底
海賊版サイト運営のためのサービスを提供する事業者に、権利者による情報開示請求が行われた際、個人を特定し得る情報が必ず提供されるよう、顧客情報の身元確認を確実に行い、その上でサービスが提供されるように義務付けることを要望する。

3.発信者情報開示請求における開示対象の見直し
海賊版サイト運営者の特定のために重要となる発信者情報開示に関し、発信者が使用しているアカウントと密接な関連のある情報、例えば、「クレジットカード名義」および「広告収益を受け取るためのアカウント」も開示対象となるようプロバイダ責任制限法若しくは同法施行規則を改正するか、又は総務省においてそのような解釈をガイドライン等でお示しいただくことを要望する。
発信者がサービスを使うためにクレジットカードの登録をしている場合、そのクレジットカード名義の氏名と、発信者が利用するアカウント情報に登録された氏名の２つの氏名が存在し得る。後者は本人確認されていない場合が多く、クレジットカード名義は真実である可能性が高いが、クレジットカード登録は発信者のアカウント情報とは別の登録であるという理由で、あるいはクレジットカード名義はそもそも「氏名又は名称」（プロバイダ責任制限法施行規則２条１号）にあたらないのではないかという理由で、後者の氏名（アカウント情報に登録された氏名）しか開示されない場合がある。また、動画投稿のために登録が必要なアカウントと、そのアカウントから投稿された動画からの広告収益を受け取るための送金先等を登録するアカウントとは別のものという理由で、後者の情報は発信者情報にあたらないとの指摘がある。本人確認することなく無料で作成できるアカウントより、収益を受け取るために本人確認されたアカウント情報の方が、発信者の特定に資すると考える。

4.サービス提供事業者の日本法人による有害情報問題解決の義務化
海外に拠点を置く事業者であったとしても、少なくとも日本でサービスを展開している事業者については、有害情報問題に関して日本法人で解決できるよう義務付けることを要望する。
現状では、著作権侵害について削除申請しても対応がなされず、問い合わせ窓口も機能していない事業者が存在する。また、問い合わせができたとしても「本国に確認する」として、回答に長時間を要することや、理由が分からないまま解決できないことも少なくない。

5.著作権侵害から広告収益を得ている事業者に対する規制について
動画投稿サイトでは、動画の閲覧数に応じて広告収益を得ることができる仕組みをとっており、この仕組みを悪用して、著作権侵害投稿で広告収益を得ているアカウントが多数存在している。しかし、そのようなアカウントへの積極的な対応や自主規制を行わず、権利者からの権利侵害申告に対しても、投稿者への広告収益の支払をストップすることはしない事業者がいる。最終的に事業者側にも広告収益が入るため、いわば権利侵害によって事業者側も不当な利益を得ている状況が存在する。そのような事業者に対する、実態に即した規制についての検討を要望する。

6.司法的ブロッキングの在り方について基礎的な検討の開始
「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」は、2019 年 10 月に策定されてからすでに 4 年以上が経過している。同対策メニューは、第１段階から第３段階までを掲げ、それらを段階的に実施するとしている。第 3 段階である「ブロッキング」につき、「裁判所の判断に基づく司法的ブロッキング」の在り方について、他の取組の効果や被害状況等を見つつも、技術・法律の両面における基礎的な検討を始めていただくことを要望する。

《要旨》(200 文字以下)
CODA 及び会員社は、インターネット上の海賊版に対しあらゆる対策を継続する。その上で(1)政府の支援強化、(2)事業者による身元確認の徹底、(3)発信者情報開示請求における開示対象の見直し、(4)サービス提供事業者の日本法人による有害情報問題解決の義務化、(5)著作権侵害から広告収益を得ている事業者に対する規制強化、(6)司法的ブロッキングの在り方について技術・法律の両面における基礎的な検討の開始、の 6 点を要望する。

【法人・団体からの意見】

法人・団体名
８．一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権 （G３）メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応 （G４）コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革 （G６）海賊版・模倣品対策の強化 （I３）知財を創造・活用する人材の育成
意見
＜（C１）生成 AI と著作権＞ （全文） 令和 5 年度の著作権分科会において、「AI と著作権に関する考え方（素案)」がまとめられました。その中で、著作権法第 30 条の 4 のただし書き（著作権者の利益を不当に害することとなる場合）について、AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられている等のケースを検討した記載がありますが、ゲームソフトにも無許諾利用を防ぐため技術的手段が講じられています。AI の学習・開発段階においては、権利者の意思を尊重し、著作物に施される技術的手段を回避、除去するなどして、学習データとして収集されることがないよう要望します。 また、海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製することについては、AI 開発事業者においてその判断が困難であることは理解できなくはないものの、全く措置を講じず漫然と学習データとして収集されてしまえば、先述した技術的措置も意味をなさず、権利者の意思は反映されないことになってしまいます。そのため、AI 開発事業者においては権利者から海賊版等の権利侵害複製物を掲載している Web サイト等に関する情報を提供するための窓口を設置し、情報提供のあった Web サイト等については学習データ収集対象から除外することを求めます。 さらに、AI 生成物の生成段階における著作権侵害を防止するために、AI サービス提供事業者においては著作権侵害となりうるプロンプト（著名な著作物の固有名詞等）については当該プロンプトの利用を排除する技術的措置を講じること、権利者から当該権利者の著作物の固有名詞等を除外する申し入れがあった場合にはこれに対応し、そのために簡易に利用できる申請窓口を設けることを要望します。また、生成 AI 利用者による著作権侵害を防止するため、AI サービス提供事業者においては、生成系 AI が画像等を出力する際に著作権に留意して使用する旨を利用者に促すなどの仕組みを設けることを要望します。加えて、生成 AI の生成・利用段階で著作権侵害がおこり、権利者が法的対応を行うにあたっては、当該権利者の著作物が当該生成 AI の学習データとして利用されているかどうかは AI 開発事業者のみが把握するものであることから、権利者からの自社著作物の利用の有無に関する問合せ等に対応するため、AI 開発事業者に対して、学習データの記録・保存を義務化することを求めます。 今後、生成 AI ツールの利用によって、既存の著作物を模倣したものが短時間に大量に生成されることが懸念されていることから、AI 生成物の著作権侵害判断については権利者の意向が反映されるよう従来より柔軟にしていただくよう要望します。 （要旨） ・　無許諾利用を防ぐ技術的手段を講じた著作物については学習データとして収集しないこと ・　海賊版等の権利侵害複製物を掲載している Web サイトについて、学習データ収集対象から除外すること ・　生成段階において、プロンプトの制限等により著作権侵害の生成物を生成できない措置を講じ、またプロンプトへの除外を申し入れるための窓口を設けること ・　学習データの記録・保存を義務化すること ・　AI 生成物の著作権侵害の判断が柔軟になされること ＜（G３）メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応＞ （メタバース上の知的財産権侵害対策について） 令和 5 年の不正競争防止法改正では、商品形態の模倣行為について、２条１項３号に「電気通信回線を通じて提供する」行為が追加されています。権利者は、侵害行為が発見された場合には侵害者を特定し、法的措置をとる必要がありますが、デジタル空間において、どのような場合に日本法が適用されるのかが明確にしていただくとともに、デジタル空間のプラットフォーム運営者に対する侵害者の情報開示手続、侵害排除要請手続、プラットフォーム運営者の協力義務など、健全なデジタル空間実現のための法整備を要望します。

【法人・団体からの意見】

＜（G４）コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革＞
（簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について）
（全文）
令和５年の著作権法改正により、未管理公表著作物等について新しい裁定制度（以下「新制度」）が創設されることとなりました。新制度の利用者は多岐にわたることが想定されるところ、利用に関する手続きや条件、権利者による著作物の利用の可否に係る意思表示のあり方等新制度の内容は理解しやすいものであるとは言い切れません。このため、新制度の内容については広くまた十分に周知していただくことを要望いたします。新制度の手続等については新たに創設される一元的な窓口組織において行われることとされ、具体的な窓口組織の運用方法等については今後検討されることとなるかと存じます。令和３年『デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について』第一次答申」には、当該著作物等の利用の可否に係る意思や条件等に係る表示内容・方法・場所について、実態を踏まえた多様な方法、場所とすることが記載されており、権利者はこれに対応していくこととなります。一方、二次的著作物については、原著作者に許諾を得ずに制作・頒布され、原著作者がその存在を関知していないものも多く存在するため、窓口組織において二次的著作物であるかどうかを適切に判断することが肝要となります。そのために窓口組織においてはインターネット上の検索等を活用すると想定されますが、その探索方法については、権利者、関係者からのヒアリングを行う等、制度設計について十分な検討を行い、二次的著作物について、誤って利用可能とされないようにしていただくことを強く要望します。また、窓口組織における探索・検索に利用される分野横断権利情報データベースについて、現実として、すべての著作物等が同データベースに登録されることはあり得ないことを考慮し、今後新制度の運用について具体的に検討を行うにあたっては、同データベースでは権利者が発覚しない著作物等の権利者を探索する手法を十分に検討し、その意思を確認するためのフローを適切に策定することを求めます。
なお、新制度は著作権者等の意思が確認できない（意思表示がされていない）著作物等について一定の利用を認めるものであるところ、アウトオブコマースについては、引き続き検討課題とすることとされておりますが、過去における当事者の意思表示を一方的に無効化する等権利者にとって不当に利益が損なわれることがないように、慎重に検討を進めることを求めます。
（要旨）
・　新制度創設にあたっては、制度内容を利用者に広く周知すること
・　窓口組織において、二次的著作物の判断を適切に行えるよう、探索方法の制度設計を行うこと
・　アウトオブコマースを新制度の対象とするかどうかは慎重に検討を行うこと
・　窓口組織における探索については、データベースで権利者が判明しない場合の意志表示確認等のフローを策定すること

＜（G６）海賊版・模倣品対策の強化＞
（EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について）
我が国においても電子商取引の市場規模は年々拡大しておりますが、知的財産権侵害品の取引が市場の拡大とともに増加しており、それら不正な取引への対策が喫緊の課題となっております。特に、BtoC 取引については、出店基準が甘いために侵害者が出店を繰り返すことや、出店者の連絡先が虚偽あるいは不正確であることも多く連絡先に警告状を送っても送達されない等、権利者は有効な侵害対策が講じられません。中国の模倣品業者と国内のアカウント保持者を仲介するアカウント貸しのブローカーの存在も確認されています。併せて、当該侵害品販売をやめさせるようデジタルプラットフォーム提供者に要請しても、明らかな侵害であっても削除要請も認められず、出店者と直接やりとりするよう促されるだけのケースが多く生じています。また、大手の EC サイト（アマゾンやアリババなど）は知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）が設置されているものの、大手ではないデジタルプラットフォーム提供者では、そのような専用の窓口がなく、権利者に利用しづらい場合が存在します。さらに、海外の一部 EC サイトにおいては、侵害品の販売停止を求める際に権利書の添付が必須とされる場合がありますが、無方式主義をとる著作権に関しては各国での著作権登録を必ずしも行っていないことから、侵害対策が行えない場合があります。
EU のデジタルサービス法案（DSA）をはじめ、グローバル化する EC サイトをはじめとしたオンライン仲介サービス提供事業者に対して、違法コンテンツへの削除対応等を整備することが定められるという国際的趨勢から、我が国においても、業態にかかわらずすべての EC サイトにおいて、権利者が権利行使を滞りなく行えるように利用規約、ガイドライン等を設けるほか、利用規約やガイドラインの遵守、BtoC デジタルプラットフォームの出店者の登録情報の正確性を担保すること、デジタルプラットフォーム提供者に対して知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）の設置を義務化すること、特に侵害品の排除

【法人・団体からの意見】

に対して努力義務を課すなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁による新法を創設すること、また国境を越えたコンテンツの流通が進展するなかで、どの国であっても権利者が知的財産権の侵害対策を有効に行えるよう、国際的な連携をとることを要望いたします。
上記に関連するものとして、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」では、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務の一つとして、販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求めることとされておりますが、これは上述の権利者の侵害対策にも大きく資するものと考えます。また、同法に基づき設置された取引デジタルプラットフォーム官民協議会は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うことをその目的としていますが、EC サイトにおいて大量の知的財産権侵害品が販売される事態は消費者にとって安全で安心な取引の場であるとは到底言えず、取引デジタルプラットフォーム提供者による、知的財産権侵害品の流通等不正な取引を防止するための厳格な出店者の事前及び事後の定期的な審査に加え、権利者による知的財産権侵害品の削除要請等を滞りなく行うことも、消費者の保護につながるものと考えます。官民協議会を通じて、各取引デジタルプラットフォーム提供者による知的財産権侵害品対策のためのガイドライン、知的財産権侵害対策のための申請窓口の設置等進めていただくことを要望いたします。
（不正競争防止法について）
平成 30 年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化され、効果を妨げる指令符号を提供する行為が不正競争行為として追加されました。法改正後、当協会も周知活動や会員企業の権利執行の支援を行って参りましたが、未だ不正流通は継続しています。権利者は、今後も権利執行等対策を積極的に継続していくところ、現行法でこれ以上の対策が困難となった際には、法改正について改めて検討いただけるよう要望いたします。たとえば、ゲームソフトに施されている技術的制限手段を無効化し、当該ゲームソフトのセーブデータ等を不正に改造する行為が問題となっておりますが、不正に改造されたデータ等を譲渡等している者が、技術的制限手段の無効化等には関与せず、単に無効化した結果物のみの譲渡等を行っている場合には、現行法での対策が困難であるため、被害の解消がなされない（あるいは増加する）こととなります。そのため、技術的制限手段の無効化によって得られた結果物を情を知って譲渡等する行為を規制するための法整備の検討を要望いたします。
また、ゲーム機本体やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に直接寄与するような情報の提供行為やリーチサイトなどについても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引き続き検討いただくことを要望いたします。
（税関手続の電子化・簡素化について）
わが国ではデジタル社会の実現に向けて、国や地方公共団体において様々な施策が実施されておりますが、行政手続きのうち特に税関の水際取締手続におきましては、個人輸入の増加にも伴い差し止め件数が増加傾向にあるなか、知的財産侵害疑義物品に対する認定手続は紙ベースで行われており、権利者は、通知から 10 日以内に意見書の提出等を行うことが必要となっております。権利者の申出により、疑義物品の画像での確認等、部分的に電子メールでのご対応を頂いている状況ではございますが、これに限らず、輸入差止申立から認定手続の一連の手続きを、電子メールやオンライン・システムで行えるように検討いただくことを要望します。
（リンク提供行為の違法化について）
令和 2 年の著作権法改正により、リーチサイトに対する法規制が導入されたものの要件が厳格で、海外の海賊版サイト、リーチサイトへの個別のリンク提供行為を規制できず、有効に機能していない状況です。令和 2 年法改正においては、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定されていたものと承知しておりますが、現在対象とならないようなリンクについても、そもそも侵害コンテンツが拡散する、被害が拡大するという問題は同じですので、改めて「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」について改めて検討いただくよう要望いたします。

（越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加対策）
近年、個人使用目的として輸入される模倣品・海賊版の流入が増加しているという問題について、令和 3 年の商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害とする法改正がなされ、関税法においても、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を「輸入してはならない貨物」とする改正がなされました。既に認定手続において「個人使用目的」での輸入者の争う旨の申し出が激減する等の効果が現れている等、商標法・意匠

【法人・団体からの意見】

法、関税法の改正により、税関における知的財産権侵害品の取締がさらに強化されるものと期待しております。一連の改正に関しましては一定の期間運用の検証を行い、必要な場合にはさらに法制度を見直していただくよう要望します。また、同様の持込み行為の違法化について、同検証結果も踏まえて、従前の審議会答申において「当面」の導入対象とされた商標法、意匠法だけでなく、特許法や著作権法についても導入することを要望します。

（アプリ広告等による知的財産権侵害について）

SNS 等において、他社の著作物を無断で利用したアプリ等の宣伝広告がランダムに表示される事例が散見されます。権利者にとってはランダムに表示される広告を特定し、削除申請を行わねばならず対応が非常に困難な状況です。広告代理店等の事業者については、広告が知的財産権を侵害していないことの確認を義務づけるほか、SNS プラットフォーム等に対しても、不正な広告に対する必要な措置を権利者が講じやすい仕組みを構築するよう要望します。

（要旨）

（EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について）

- 健全な電子商取引市場の発展のため、すべての EC サイトにおいて知的財産権保護に関する具体的取組が実施されるよう新法を創設すること
- デジタルプラットフォーム提供者に対して、知的財産権侵害対策のための専用窓口の設置を義務化すること
- 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、知的財産権侵害対策についても進めること
- 知的財産権侵害対策について国際的な連携をとること

＜（I３）知財を創造・活用する人材の育成＞

（知財創造教育・知財人材育成の推進）

国立大学法人山口大学では、全学部の１年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省令和元年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このような組織的な研修等が展開されることにより、大学等における知財教育がより推進されると考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

（教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について）

平成 30 年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなり、令和 3 年度より本格的に運用されています。法改正以降、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムでは、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発について検討を継続しており、いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用され著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要となると考えておりますので、引き続き、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。

法人・団体名
９．一般社団法人フュージョンエネルギー産業協議会
意見の分野
E. 標準の戦略的活用の推進
意見
＜要旨＞ 令和 6 年 2 月 14 日構想委員会資料１（19 ページ）に記載頂いている通り、戦略的に国際標準化を推進する領域として「フュージョンエネルギー」を対象領域としてご検討頂きたい。 ＜意見＞ 世界のカーボンニュートラルに向けた動きの中で、これまでの国際協●による ITER 計画を中核とする政府主導による科学的・技術的な着実な進展に加え、諸外国では増加する民間投資を受けた野心的な研究開

【法人・団体からの意見】

発競争が加速しており、投資された資金は様々な企業に共同研究や機器調達という形で投じられ、国際的なサプライチェーンが構築されつつある状況にあります。
フュージョンエネルギーを生み出すためには強磁場から高電圧、真空から高圧力等の多様な技術が集合した技術群（フュージョンテクノロジー）を必要とし、その基盤となる産業界（フュージョンインダストリー）は裾野が広く、更に、フュージョンテクノロジーは他分野への波及効果も期待されています。既に米国（2022 年３月）や英国（2021 年 10 月）の政府は、フュージョンエネルギーの産業化を目標とした国家戦略を策定し、自国への技術の囲い込みを開始しており、発電の実現を待たずして産業化への国際競争が既に生じております。
我が国は、これまでの研究開発を通じて培った学術基盤、技術的優位性と、ものづくり産業における信頼性及び、それらを●えてきた●材と経験を有しており、フュージョンエネルギーの産業化における国際市場において●きな可能性を持っています。●●で、加速する他国の状況を踏まえると、このままでは我が国は、技術を提供するだけで産業化に遅れ、結果的に市場競争に敗れるというリスクにさらされているとも●えます。
特に、フュージョンテクノロジーは先端科学技術の集積であり、技術安全保障を基盤とした経済安全保障の確保の上でも重要です。我が国はこれまで、世界におけるフュージョンエネルギー研究開発において主要な役割を果たして来ましたが、今後も 21 世紀の国際社会においてこの課題に積極的に取り組み、主導的役割を担っていくためには、国家戦略としての標準化が必須と言えます。
このため、戦略的に国際標準化を推進する領域として是非、「フュージョンエネルギー」をご検討頂きたくお願い申し上げます。
また、令和５年４月に策定された「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」を踏まえ、このたび「一般社団法人フュージョンエネルギー産業協議会（以下、J-Fusion)」が発足致します。J-Fusion にはこれまでも ITER 計画をはじめとする研究開発に取り組んできたフュージョン関連企業だけでなく、今後の参●に意欲のある他分野の●間企業、フュージョンを●指す大学発スタートアップなど様々な立場の団体が発起人として名を連ねており、我が国の産業界・学界の総力を結集した組織としていよいよ活動開始いたします。このような産官学協働の動きも踏まえ、我が国が国際標準・規格の策定を主導していくことで、フュージョンエネルギーだけでなく他分野における我が国のプレゼンス向上も狙うことが可能です。

法人・団体名
１０．一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見の分野
（G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見
《要旨》 商標法及び意匠法改正による商標権及び意匠権侵害物品の個人使用目的での輸入規制の実効性を維持して頂きたい。又、販売者の本人確認をより確実なものとした上で、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下、「デジプラ法」という)」等に沿って特定商取引法の運用強化をして頂きたい。又、被害が増加してきている「なりすまし EC サイト」等への対策の強化を検討して頂きたい。更に、大阪・関西万博の開催を見据えた上でのリアル市場の浄化についてもご考察を頂きたい。国内取締りや水際対策に必要な方針や運用の見直しを更にして頂き、より円滑且つ迅速に効果的な結果が得られるようにして頂きたい。又、権利者による侵害に関わる情報収集及び被害回復がしやすい環境やインターネットでの法律的な環境を整備するとともに、消費者に対して適正な啓発活動を実施して頂きたい。 《全文》 I)商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制について 海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール、SNS）を通じて、国内に向けて商標権侵害物品が多量に販売されている状況が続いている。弊法人が日本の主要 C2C サイト（オークション、フリマアプリ）に対して伝達した権利者からの商標権侵害物品販売に関わる情報についての削除依頼数（送信防止措置の依頼数）は、2023 年は約 55.5 万件であり依然として大きな数値を示している。 令和４年１０月から、海外の事業者を侵害主体とし、海外の事業者が国内の者に商標権侵害物品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、商標権侵害行為と位置づけるとして頂いた改正商標法及び意匠法並びにこれに伴って改正された関税法を施行して頂き感謝している。

【法人・団体からの意見】

一昨年１０月の施行以来、個人輸入の規制については徐々に消費者にも認識されつつあると思われるが、依然として、商品が海外から送付される事を知らずに電子商取引を利用する消費者も少なくない事から、海外から送付される商標権等侵害物品は、商標権等侵害物品である事を知っていたか否かを問わず規制の対象となる事の消費者への周知活動を今後も続ける必要があると考える。又、海外からの送付である事、更には商標権等侵害物品である事を知らずに購入した消費者について、これを救済し、経済的な損失をなるべく被らないようにするための方策についても今後も模索を続ける必要があると思われるので継続的にご検討を頂きたい（例えば、「国民生活センター 越境消費者センター」の存在やその活動についての広報、電子商取引のプラットフォームが運営する取引保全サービスやクレジット・カード運営会社による販売者に対する支払の停止機能を活用するといった方法が考えられる)。

II)販売業者の本人確認及び特定商取引法の運用強化について
デジプラ法によれば、「消費者が販売業者等と円滑に連絡する事ができるようにするための措置等を講ずるよう努める」とされているが、ある外資系の大手国内 B2C サイト（ショッピング・モール）では、特定商取引法の行政規制である表示義務を遵守していない販売者が未だに多数確認できる。プラットフォーム事業者各自の社内基準によってある程度の出品者確認は実施されていると理解しているが、当該サイトにおいては、プラットフォーム事業者自身が販売している物品も混在しているため、販売者が誰なのか相当の注意を払わないと認識できない（販売者がプラットフォーム事業者自身であるとの誤った印象を与える)、特定商取引法に基づく表記がわかりにくい箇所にある、どうにか当該表記に行き着いてもアルファベットを連記しただけの不正確な出品者名の表記が散見される等、他の大手国内 B2C サイトと比較した場合、同規模の B2C としては極めて好ましくない状況が依然として確認されている。又、C2C サイト（オークションやフリマアプリ）では、利便性や匿名性に重きがおかれ過ぎる傾向があり、結果として、悪質な商標権侵害物品販売業者が連絡先等を表記する事なく商売できる市場を提供し続けている（プラットフォーム事業者は、「C2C サイトの販売者は、個人が中心であり、その側面を踏まえて対策を検討すべき」とも主張するかもしれない。しかしながら、C2C サイトといえども、現実には業者というべき大量の出品に対しては、同様に対策の検討が必要であると思料する)。
プラットフォーム事業者の法的責任の範囲の議論は別としても、誰が販売しているのかを消費者が認識する事ができない、もしくは認識しにくい市場がある事が望ましくないのは明白であり、その市場を管理するプラットフォーム事業者は、少なくともこれを是正する社会的な義務を利用者に対して負っているとの理解をすべきであり、その事にはプラットフォーム事業者も異論がないものと推測する。
プラットフォーム事業者は、出品者の本人確認を適切に行っていると主張するかもしれないが、現在、行われている出品者の本人確認は、適切とは言いがたいと考えている。プラットフォーム事業者は、常識の範囲で必要と考えられる事柄を実施しているのであろうが、事実として身分を偽ってアカウントを取得する者が多いのであるから、それ以上の方法を見つける必要があると思われる。例えば、SMS の送付、身分証明書のコピーの提出や画像の送付、クレジット・カード番号の登録等については、プリペイド携帯を使用したり、偽造した身分証明書の画像を送付したりすれば無効化ができるし、そもそも、第三者が登録して発行した番号（電話番号、クレジッカード番号、免許証番号）を認識したとしても、発行した者に照会できない限り、正に見ただけに過ぎない。本人の顔を確認した上で出品のために必要な暗証番号を記載した書簡を手渡しする方法や、関係省庁の協力を得てマイナンバーカードと紐付けて確認できるシステムの構築等について考察すべきと思料する。
実店舗ではどこの誰が販売をしているのか明らかであるのが普通と考えられる状況にあるにも関わらず、インターネットの市場では同じ事が確立されてない。健全な市場の育成には、各々のプラットフォーム事業者がその運営するプラットフォームの状況に合わせ、販売者を登録する際においての本人確認を確実に行い、それによって得られた情報を特定商取引法に基づく適正な表示を行っていくことが必要と思料するので、是非ご検討を頂きたい。

III)なりすまし EC サイト対策について
なりすまし EC サイト（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすまし EC サイト」という）での「商標権侵害物品を購入してしまった」、「クレジット・カード情報を盗まれてしまった」等の消費者被害の事例がさらに増加してきていると認識している。最近は、SNS 等を宣伝で利用し、なりすまし EC サイトに誘導するような手法をとり、スマートフォンにおいては URL が確認しづらい事等が悪用されるようになり、被害が更に防ぎにくくなってきている。更に、なりすまし EC サイトは、海外サーバを利用しているものが殆どであるため、権利者等がこれに対処するだけでは、時間と労力を要する上に十分な結果を得るのは困難だと言わざるを得ない。
このような状況に鑑み、以下の 5 点についてご検討をお願いしたい。

【法人・団体からの意見】

--インターネット上のなりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事
--インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事
--検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事
--SNS 運営者へ対策の強化を働きかける事
--中国、ベトナム、フィリピン政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

A)なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事
権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼のみで、なりすまし EC サイトに対処する事には限界がある。例えば、商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われているため、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能となる。
従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。
この件について、ご検討を頂きたい。

B)なりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事
商標権者及び消費者保護の観点から、なりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事についてご検討を頂きたい。
ホスティングサーバやミラーリングサーバが所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更やドメインの取り直しが比較的容易である事に鑑みると、決定的な手段は存在しない。ブロッキングは、追加する方策として不完全であるとしても有効であると考える。

C)検索結果からなりすまし EC サイトの情報を排除する事
検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。
権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（現状では著作権のみであり、商標権に関わる情報は、削除に応じていない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。
検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなども一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思料する。

D) SNS 運営者へ対策の強化を働きかける事
スマートフォンで使用される SNS が普及されるにつれ、それによるなりすまし EC サイトの被害が拡大している。
SNS で広告を出し、なりすまし EC サイトに誘導するという手口が横行しており、権利者も SNS の監視を強めるなどの対策を実施しているが、SNS は一般に商標権侵害物品の検索がしづらいという難点があり、又、SNS から対話アプリ等に誘導して取引が行われると、そもそも権利者（及び対話アプリ運営者）が監視する事が不可能になるという問題がある。
スマートフォンの場合、画面上 URL が必ずしも表示されないので、正規サイトの URL であるかどうかを確認しづらい事等が悪用され被害が益々拡大してきている。
このような状況にあっても、残念ながら「SNS 運営者は知財保護対策に積極的でない」との印象を持っている。SNS は、物販を主体とするサイトよりも、名誉毀損等監視すべき対象が多い事から、自主パトロール等も行き届かない事情があるものと理解しているが、「指摘されたら削除する」、「削除はしっかりと行っており、権利者に協力をしている」という受け身の姿勢でいるように思われ、自らが主体となり利用者保護を行わなければならないとの考えは見受けられないように思われる。
前記した事情や、多くの SNS 運営者が日本企業でないことを勘案すると、関係省庁より SNS 運営者へ対策の強化を働きかけて頂くことが必要だと思われるのでご考察を頂きたい。

E)中国、ベトナム、フィリピン政府に対しての摘発強化の働きかけをする事
中国、ベトナム、フィリピンから発送される商標権侵害物品が多い事から、源であるこれらの国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。
なりすまし EC サイトが日本語で記載されている事から、当該国側からでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提から、なりすまし EC サイト対策は日本と当該国の取締当局の連携を模索すべき

だと思料する。
又、海外から発送される商標権侵害物品の貨物は、そのほとんどが発送者（仕出人）の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国、ベトナム、フィリピンに対して上記の事実を通知したうえで、貨物引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

IV)大阪の某商店街での商標権侵害物品について
諸状況に配慮し具体的な名称の記載はしないが、かねてより、大阪の某商店街における商標権侵害物品の販売が止まらない。
警察による摘発は年に数件行われていると理解しているが、例えば、摘発して店がつぶれても空いた場所を違う者が借り、再度、商標権侵害物品の販売を開始するなど正にイタチごっこが繰り広げられている。
来年には、大阪・関西万博の開催が予定されており、且つ、アメリカ合衆国の米通商代表部（USTR）が発表している「悪名高き市場」リストにその名前が掲載される危険性もあったと理解をしており、緊急に何らかの対策を実施しないと世界中に本来の姿でない日本の市場を伝播する事になるとの危機感を持っている。
日本の市場は、関係各位の努力もあり「安心・安全」であるとの国際的な評価を得ており、これがインバウンドでの購買意欲増大へとつながっているものと考えているが、某商店街での商標権侵害物品の販売の横行は、前記の購買意欲にブレーキをかけるものとなりかねないと懸念している。
是非この機会に、商店街への行政からの働きかけや警察による一斉摘発等についてご考察を頂きたい。

V)国内取締について
A)事件の結果の通知について
刑事事件において、権利者が取締当局の要請に応じて鑑定を行った後、被疑者の個人情報の保護のためとして、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。
折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、上記した内容の通知についてご考察頂きたい。
例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B)刑事事件の摘発について
刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。
ついては、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発して頂きたい。
又、警察による捜査は、輸入/仕入れ元に重点が置かれる傾向があるが、権利者としては販売事実の詳細を知る事により被害状況を把握できるので、事案に応じて、個人も含む販売先についての捜査についても実施して頂きたい。

C)検察における商標法被疑事件の研鑽/専門家の意見聴取について
警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法違反被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、伴い、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。
例えば、判例でも確立されている商標の類似判断（外観・称呼・観念の共通性、要部判断）の内、称呼類似や要部類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断がなされる場合もある。
法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を考慮しないというのはあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。
又、例えば、偽造品のアクセサリーが台紙に留められており、アクセサリー本体にはブランド名の表示がなく台紙に表示されている場合に、台紙は商品とは別なのでアクセサリーにおけるブランド名の商標の使用とは認めないとの判断がなされた場合もあるが、何をもって商品というかは取引の実情を前提とすべきであるから、台紙は商品と一体のものとみなすべき事は商標法の観点からは当然であるといえる。

【法人・団体からの意見】

知的財産高等裁判所や裁判所知財専門部の裁判官のような専門家ではない検察のご担当者にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法を含めた知的財産権諸法（不正競争防止法を含む）についての研修の機会や専門家の意見を聞ける仕組みを設ける事についてご一考頂きたい。

VI）水際対策について
A)商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正について
一昨年１０月に改正商標法及び意匠法の施行とこれに伴い改正された関税法等の施行以降、「個人使用目的である」との意見書の提出が目に見えて減少し、権利者側としても感謝をしている状況にある。
しかし、未だに以下の事項については、ご留意を頂きたいと考えている。
--海外事業者から国内の者に対する商標権等侵害物品の送付であっても、仕出人（差出人）は個人名義となっている事が多いという実態がある。現に、認定手続において、輸入者がオンラインマーケットプレイスを通じて購入したと述べているが仕出人(差出人）は個人名義であったという例は珍しくない。もちろん、税関が、輸入者に対して商標権等侵害物品を送付したのは仕出人（差出人）とは限らないとの前提で認定をされている事や、実際にも、輸入者が仕出人（差出人）の素性について説明していない場合は仕出人（差出人）が個人名であっても商標法 2 条 7 項を適用して侵害認定がなされていることは認識しているが、改正法の適用を免れるため、仕出人（差出人）は親族・友人等であると称して、海外にある個人を介して商標権等侵害物品を輸入しようとする例が散見されており、今後も増加する事が懸念される。従って、海外事業者について、単に法人・会社にとどまらず個人事業者やなりすましも広く包摂できるように解釈する事や（例えば、個人名義で同時に多数の輸入者に対して輸出しているような場合は事業者とみなす等)、輸入者の側において仕出人（差出人）との個人的関係（親族、友人等）を明確に証明できない場合は海外事業者とみなす事ができるようにする手当てが必要だと考える（親戚と称する者との SNS のスクショを証拠提出されることがあるが、(1)日本語訳が付いていない、(2)SNS のアカウント保持者と「親戚」が同一人なのか確認することができない、(3)「親戚」の身分証明書が提出されているものの、血縁関係があるのかの確認が困難であるにも関わらず、税関では親戚と認めてしまう傾向があるとの印象がある)。さらには、海外にいる親族・友人等に海外の事業者（オンライン・オフライン）から商標権侵害物品を購入させ、親族・友人等の名義で日本へ発送させるという事はかねてから広く行われているが、この場合、単に親族・友人等が介在している事をもって、海外の事業者から国内にいる者への直接送付にあたらないとして、改正商標法の規律外であるとの判断がなされている場合もあるのではないかと懸念している。このような取扱いがなされると、輸入者が商標法 2 条 7 項の適用を容易に免れることが可能になり、改正商標法の趣旨は没却される事になるので、この点の対策もご考察頂きたい。
なお、輸入者が、タオバオ等中国の通販サイトからの購入を代行する日本の会社を通じて購入したので、海外事業者から日本に持ち込まれたものではなく商標法 2 条 7 項に該当しないと主張した例があったが、このような場合も、当然のことながら同項の適用はあるものと認識している。
--今般の商標法等改正は、海外から日本へ物品を送付する者の属性に着目して個人輸入を規制しようとするものであるが、改正前商標法等の下で個人使用目的の輸入であると輸入者が主張する場合でも、輸入者の属性からみて業としての輸入にあたると判断すべき事例が存在する。すなわち、個人名義の輸入者には、１）他人の名義を冒用ないし借用して個人になりすました輸入業者（賃貸物件の空室や実在しない番地等を住所として利用する場合も含む)、２）輸入業者ではないが業として（反復継続する意思をもって譲渡等する目的で）輸入している個人、３）真に個人使用目的で輸入している個人、がいると考えられる。１）２）３）いずれにおいても、改正商標法等の下で海外の事業者による送付であると判断されれば、商標権侵害が成立し輸入差止の対象となるものと考えられるが、仮に、送付する側の属性からだけでは直ちに商標権侵害と判断できない場合でも、輸入者の属性等を併せ考えると、業としての輸入に該当すると判断すべき場合があると考えられる。従って、今般の商標法等改正の施行にかかわらず、従来通り、輸入者の属性に着目した輸入差止も併せて積極的に実施して頂きたいと考える。

B)認定手続について
以下の６項目につきご検討を頂きたい。
a)海外の商標権等侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便（ＥＭＳ、ｅパケット）を多用している事は税関発表の統計からも明らかであるものの、インターネット販売についての調査によれば、中国資本が運営する国際宅配便の利用が増加していると認識している。ついては、今まで積極的に行っておられないと理解している国際宅配便に対する検査体制を強化して頂きたい。

b)国際郵便においては、かなりの場合、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）は、虚偽であったり記載

【法人・団体からの意見】

不備であったりもしくは判読不能とされているが、権利者からすれば、送り状そのものから読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知書に添付する等して頂けるとありがたい。
これにより、手書きの事も多い仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）を判読するための税関職員の負担を大幅に軽減する事ができ、また認定手続開始通知書に記載される情報がより正確なものとなると考える（実際、特にアルファベットの誤読による誤記が少なくない)。
次に、輸入者の住所についての記載は、私書箱センター、架空の住所、民泊施設等、輸入者の真の住所ではない事が多く、輸入者の名義も架空名義である事が少なくない。更に、送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるが、権利者が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するのには直接関係がないとして、現在認定手続開始通知書には輸入者の電話番号は記載されていない。しかしながら、そもそも住所･名義を偽って商標権等侵害物品を輸入しようとする者は、故意にこれを輸入しようとする者であって、合法的な事業活動に従事している者でない事は明白であるから、真の輸入者が誰であるかが権利者に開示され、かかる輸入者に対して権利者が権利行使できるようになれば、商標権等侵害物品の輸入を減少させる事ができるようになり、ひいては税関の負担も軽減されるのではないかと考える。よって、虚偽の住所・名義にて輸入申告した輸入者については制裁を課す事をご検討頂くと共に、輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事をご検討頂きたい。
更に、商品そのものの真贋は判断しかねる商品（例えば包装資材、雑誌の付録、販促用の景品、過剰生産在庫等）についても、輸入者が誰であるかによって商標権侵害物品であると判断できる場合がある。税関の守秘義務との調整が必要である事は理解しているが、認定手続開始前の輸入者情報の開示についてもご検討頂きたい。

c)税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。また、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。
上記の情報の集積は、商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続する事をお願いしたい。

d)認定手続開始通知書その他の税関からの通知を NACCS 経由にして権利者に電子データで送信する事など、同システムが利用できる範囲をさらに広げる事について検討して頂きたい。
昨今、郵便配達が以前より日数を要するようになっている事情に鑑みると、税関からの通知が郵便のみによってなされるというのは、認定手続の進行にあたって重大な支障となりかねない。この点、税関におかれては、新型コロナの感染が拡大していた時期にあっては、通知書原本は原則通り郵送するものの、PDF による写しを権利者担当者に電子メールで送信するという柔軟な対応を臨機応変にお取りいただいた事に感謝しているが、現在ではこのような対応はなされていないようであり、通知書の到着が証拠・意見の提出期限の直前となった例もあった事などから、やはり一時的な措置ではない電子データによる通知書の送信について是非ご検討頂きたい。

e)ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するために対応する機器(ハードウエア・ソフトウエア)を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、慎重であられると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかれているようである（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act （2015 年）セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61)。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。
又、予算上の問題等があると理解するが、汎用技術に今後なり得るとの考慮をもとに、税関での非接触タグの読み取り機や、QR コード読み取りのためのスマートフォン導入についてもご考察頂きたい。

f)輸入者から、購入した業者やサイト名を記載の上で個人使用目的であるとの趣旨の意見書が提出された際には、商標法第２条第７項に該当する事が明らかなので、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定をして頂けるとありがたい。

C)輸入差止申立について
以下に記載した内容をご検討頂き、すでに進めて頂いている輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の更なる簡素化等を引き続きお願いできればと考えている。

【法人・団体からの意見】

又、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合や、創業者個人から事業会社に商標権者が変更となった場合に、包括承継に準じて、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。
識別ポイントについて、依然として作成の負担が大きいと感じている。権利者は、世界共通の税関研修用マニュアルを作成していることが多く、(もちろん必要な修正は施すとして) これを識別ポイントに流用することができれば、時間と労力が節約でき、また識別ポイントをタイムリーにアップデートすることも可能になると考えられるが、税関は、税関サイトにある作成例のように、真正品と侵害品を左右に対比した識別ポイントを作成するよう求めるのが基本であるため、日本向けにまた一から識別ポイントを作り直さなければならない。この点、海外の権利者においては、既に研修マニュアルがあるのに、何故これとは別に識別ポイントを作成しなければならないのかが理解しづらいところであり、実際、識別ポイントが支障となって輸入差止申立の申請に至っていない例も存在する。簡素化認定手続においては識別ポイントのみに依拠して真贋を判断するため、税関職員にとって明確に判断可能な内容でなければならないことは認識しているが、権利者が世界共通の研修マニュアルを作成していることもふまえ、より形式にこだわらない柔軟な対応をしていただけると有り難い。

D)事件の結果の通知について
刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。
守秘義務の制約がある事は承知しているが、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

E)識別研修について
今回の新型コロナ対策の一環とし、オンラインによる識別研修等を工夫の上で実施し、全国の税関を対象とした一斉研修など、オンラインの利便性を生かした研修を実施して頂いた事について感謝をしている。
新型コロナの収束に伴い、現在では、オンライン研修を継続しつつ希望に応じてリアル研修も一部実施しているものと理解しているが、オンライン研修であれば、担当者が海外におり現地の税関に出向く事が難しい権利者でも実施可能になるので、オンライン研修を継続していただくと共に、更なる識別研修実施機会の増加についてのご考察を頂けるとありがたいと考えている。
なお、現在オンライン研修の会議システムは CISCO WEBEX が利用されているが、権利者で同システムを日常的に使用している者が少なく、画面共有等の操作が特殊で使い勝手が必ずしも良いとは言えないと感じている。セキュリティ面等を考慮して同システムを採用されたとは聞いているが、権利者によっては CISCO WEBEX のダウンロードが社内で許可されておらずブラウザー経由で参加せざるを得ない場合もあり、一般に広く使用されている ZOOM や TEAMS によるオンライン研修の実施も検討していただけると有り難い。
また、昨今識別研修希望者の募集は、税関ウェブサイトを通じて行われているようであるが、いつ掲載されるかについて個別の連絡がないため、研修実施を希望しているにもかかわらず見落とすおそれがあることを懸念している。輸入差止申立人に対しては、募集の掲載がなされたことを告知していただけると有り難い。

VII)立法について
A)損害の回復について
法令もしくは利用規約に照らして銀行口座が凍結された場合、口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に分配を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害を回復する道は開かれていない。権利者が凍結口座から何らかの分配を受けられる方途をご検討頂きたい。
又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。財産開示手続の実効性を担保すると共に第三者からの情報取得手続を定めた改正民事執行法が 2020 年 4 月から施行されたが、今後も損害賠償の実効性を上げることへのご配慮を頂けるとありがたい。
刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

【法人・団体からの意見】

B)国際郵便について
国際郵便の実態は貨物を送る民間の国際宅配便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便が広く悪用されている事は、輸入差止実績において郵便物が占める割合を見れば自明である。国際郵便が違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

C)商標法等について
商標権侵害においては、商標の同一または類似が要件となっているところ、商標の類似を判断するにあたっては、外観・称呼・観念いずれかが共通する事を前提として、需要者において出所混同を生ずるほど両商標が相紛らわしいかを考慮する事になる。このため、例えば、立体商標の刑事事件の事案で、登録立体商標を模倣している事は明らかであるにもかかわらず、被告人側が、「価格、材質、品質等の違いにより誤認混同のおそれはない」などと主張をしてくる場合が多く、対応に苦慮する場合が多いと認識している。この点、混同のおそれをあまりに具体的に捉えすぎると、粗悪な模倣品の場合はほぼ混同のおそれはなく商標権侵害ではないという不当な結論に至る事になる。混同のおそれはあくまで抽象的なものと考えるべきである。
又、類似性の点で微妙ではあるが登録されると不適切な商標（例えばパロディ商標）は、商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、同様の理由により権利侵害の場面において、権利者は救済を受けられない事となりやすい。
類似性については従来の判断基準からすると微妙な場合でも、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな場合については、権利侵害が認められるような規定を商標法に設けて頂きたいと思料する。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号は、事業者間の公正な競争を確保するため、他人の著名な商品等表示へのフリーライドを規制した規定であり、混同のおそれは要件とされていないものの、他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用する事が要件とされているので、商標法同様、類似性の判断において混同のおそれが考慮されると、結果としてパロディ商標を使用した商品の販売のような本来同号で規制されるべき行為が規制できない事になり不当である。不正競争防止法においても、事業者間の公正な競争を阻害するフリーライドについて、より実効性のある規制を設けて頂きたい。
更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるとの判例と特許庁見解（平成１７年２月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーム事業者及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法 L713-2 条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a)指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、・・・後略・・・」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の趣旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。
最後になるが、特徴あるデザインの製品を販売し、その後にその特徴のあるデザインを別の品目の製品に利用し販売する事が、権利者自身によって行われたり、第三者により無断で行われたりされる事も多くなってきている。このような場合を想定の上で権利保護を講じようとすると手段が十分でないと感じる。例えば、意匠登録で対策を講じたいところであるが、これは創作非容易性を根拠にされ難しいところであると理解している。出願人が同一である場合に限り創作非容易性についてのハードルを下げて頂ければありがたいが、それが現実的でないのであるならば、著名なデザインに関しては出所表示機能を獲得していると解釈し、商標法第 26 条 1 項 6 号の適用について柔軟に解釈して頂ければ商標登録でも対応し得るかもしれないと思料している。いずれにしても、前述した状況を勘案して頂いた上で、更なる権利保護の手当についてご考察を頂けるとありがたい。

VIII)消費者行政について
A)消費者啓発について
特許庁が実施されている消費者に対して商標権侵害物品を購入しないようにとのキャンペーンにおいて、商標法等改正に伴い、海外から商標権等侵害物品の輸入は出来なくなった事、個人使用目的であっても税関で没収される事を周知し、いよいよ注意するように啓発して頂ければと考えている。
又、その際に、消費者自身が商標権等侵害物品を販売する機会が増えている事に鑑み、商標権等侵害物品（偽造品、新品/中古品及び包装資材等の販売用度品を用いてのリメイク品/ハンドメイド品）を販売しないようにとの呼びかけも併せて実施して頂けると更にありがたい。

B)消費者保護について

【法人・団体からの意見】

デジプラ法が消費者の利益の保護を目的とした法律である事を前提とし、且つ、特商法については別項でお願いしている事を考慮し下記の事についてご考慮頂く事をお願いする。

a）同法「施行規則第３条」が掲げる重要事項について
商標権以外の例えば意匠権・著作権といった知的財産権を侵害する模倣品等でも消費者は被害を受けている。消費者庁の見解によれば、場合によるとした上で、前記した模倣品は施行規則第３条第３号の「製造者名」等により対応する事が可能であるとの事であるが、それでは万人に対して明確ではなく、商標権以外の知的財産権を侵害する模倣品に対応を求める際に、常に、消費者庁の見解を引き合いに出さなくてはならなくなる。
消費者保護にこそ迅速な対応が求められるはずであるので、重要事項に「意匠権・著作権」も記載して頂きたい。

b）同法「施行規則第３条」の商標権侵害の判断の範囲について
消費者庁は、同法「施行規則第３条」の商標は、所謂「偽造品」を指すものであり、一概に「商標権侵害物品」全般を指すものではないとのご見解をお持ちだと理解している。
例えば、インターネットでは、ロット番号を故意に物理的に切り取ったり削り取ったりした商品や無断で小分けした物品（酒や香水等）の販売がされている。これらの物品は、所謂、「偽造品」ではないものの、税関の判断や判例等に照らすと「商標権侵害物品」と判断されるべきではないかと思量する物品が流通している。コロナウィルス感染症予防のためのワクチン等を例にとるまでもなく、特に口に入れるもの肌に付けるものについては、商標の品質保証機能が損なわれる事が著しく消費者の不利益につながる実質的な差異が生じている事は明白であると思料するので、このような事案もデジプラ法の規制する対象として対応を頂ければと考えている
仮に前述した事象がデジプラ法の規制対象として馴染まないとの判断であるならば、消費者保護の観点から、同法の適用や商標権侵害の概念にこだわらずに他の法令の運用等も視野に入れた上での状況改善のための施策についてのご考察を頂けるとありがたい。

IX ）司法機関（裁判所）について
本意見は、内閣府知的財産戦略推進事務局による意見募集に対して述べる意見であるので、三権分立の建前上、司法機関に対する意見を述べるのは適当ではない事は認識しているが、知的財産権訴訟の実務に関して裁判所に意見を述べる機会がないため、ここに意見を述べる事をお許し頂きたい。
商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。又、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあっては商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 を活用して頂きたい。更に進んで、TPP 協定に基づく法定損害賠償が規定されているが（商標法 38 条 5 項）、同項によって救済を受けられるのは商標権の取得及び維持に通常要する費用相当額のみであり、損害の回復という観点では必ずしも効果的とはいえないので、法定損害賠償の範囲の拡大をご検討頂きたい。
又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他も推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。
更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知的財産高等裁判所はじめ裁判所による商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる 4 条 1 項 11 号とは別に 15 号を規定した趣旨が没却されると思料するので意見としてお聞き頂きたい。

X)入管について
税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人・ベトナム人のケースが多発している)。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

XI)銀行の対応について
商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からない場合、銀行に対して、弁護士法第 23 条の 2 に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。この点、弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会は、法律で規定されている制度であって、原則として回答・報告する義務があると解されている。又、個人情報の保護に関する法律は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として、「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には弁護士法第 23 条の 2 が含まれる。従って、銀行が、個人情報であって本人の同意が得られないとして、弁護士照会に回答しないのは誤った取り扱いであり（そもそも、違法行為を行っている者が同意するはずもない)、銀行に対しては、商標権侵害行為に対する権利行使において弁護士法第 23 条の 2 の照会を尊重し個人情報を開示するように指導を徹底して頂きたい。

XII)貸店舗について
侵害品が貸店舗で販売される事例を多数認めている。この場合、直接の違法行為を行っているのは賃借人（店舗経営者）であり、店舗の賃貸人は、違法行為が行われている事の認識があっても、販売には関与していないので自分には関係ないとそのまま放置している場合も多いのではないかと推測される。誰が見てもそれと分かるような侵害品を誰でも入れる店舗という場所で販売させておいて、自分が貸した場所での違法行為についての認識がなかったと言う方が難しいように思われる。このような場合、すなわち賃貸人が賃貸した場所で行われている違法行為についての認識を有している場合、過去に違法ＤＶＤの販売に関して店舗の賃貸人が刑事摘発された事例等からすれば、違法行為を幇助したものとして法的な責任を問われる場合があるとの事を周知するように努めて頂きたい。

XIII)インターネットについて
C2C サイトで発送地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権等侵害物品を送りつける例が依然として多発している。
日本国内発送だと信じて購入したところ、海外から発送されてきたと税関に対して多くの輸入者が述べている。出品地を偽った場合は出品禁止にする等、取引プラットフォーム運営者が対策を強化するようにすれば、取引プラットフォーム運営者の削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用に課せられている負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。
更に、C2C サイトにおいて、出品者が商標権等侵害物品を販売した場合、取引プラットフォーム運営者が権利者の指摘を受けて ID を無効にする事があるが、商標権等侵害物品の出品は、大抵の場合取引プラットフォーム運営者の利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。
次に、現在まで C2C サイトが任意に実施している悪質な商標権等侵害物品販売者の ID の削除並びに再登録を阻止するための ID 削除を受けた者の情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものとする事が出来ないかについてご検討を頂きたい。
又、出品の際に商標権等侵害物品を出品しないようにとの注意を表示している C2C サイトが存在するが、デジプラ法等でこれを義務化もしくは業界取り決めや政府から指針を示す等によって義務に近いものにできないか考察をして頂きたい。
更に、商標権侵害に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わない ISP がしばしばみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。
又、発信者情報の開示が適切且つ迅速に行われるべきとの社会的な認識が形成された事に伴い、プロバイダ責任制限法の改正やガイドラインの見直しが行われたと認識している。一方、一部の ISP が開示を拒む傾向が強いという事実も否定できない状況にあると認識している。従って、今後、見直された事項が適切に運用され、プロバイダが発信者情報の開示を適切且つ迅速に行うか否か注視して頂き、開示状況に鑑みてもし必要があればそれに応じた施策を迅速に講じて頂きたくお願いをしたい。
最後に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるレジストラーは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法第 2 条 1 項 19 号)、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラーが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラーが自主的にチェックする事は行われていないようである。

【法人・団体からの意見】

レジストラーにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考えている。
インターネット上で発生する問題が多様化してきているとの認識を持っている。以前からの問題に加え、SNS を使用しての宣伝や他人の知的財産権を侵害するデータのＮＦＴ化、クラウドファンディングでの知財侵害行為など新たなものが発生している。
関係省庁におかれては、必要に応じ法令の整備等をして頂いていると感謝しているが、今後もデジタル技術の進展や新たな活用方法によって発生する問題に迅速に対処されることを継続して頂ければと考えている。

法人・団体名
１１．一般社団法人学術著作権協会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権
意見
【要旨】 文化庁の「AI と著作権に関する考え方について（素案）」は、法第 30 条 4「非享受利用」やただし書きの適用の要件について、明瞭かつ具体的なガイドライン的役割を持ち有益と考える。 今後、当協会では国際的な動向を踏まえライセンス提供を予定しており、関係者間でライセンス環境の整備や「AI 事業者ガイドライン（案）」等との関係性について検討が進み、著作権者にとって正当な対価還元を受ける機会が確保されることを期待する。 --以下パブコメ---------- 生成 AI と著作権については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において「AI と著作権に関する考え方について（素案）」（以下、本素案）が公開され、既にパブコメも行われた。約 2 週間程度の意見募集期間に 24,938 件の意見が寄せられ、社会的な関心の高さが窺われる。本素案に関しては両論併記の指摘はあるものの現時点における AI に関する著作権法の解釈について集約化されていると評価してよいのではないかと考える。 情報解析サービス等にビッグデータ等大量の著作物を含む情報が集積し利用に供される等、急速に社会のデジタル・ネットワーク化が進む状況下、平成 30 年の著作権法の一部を改正する法律により柔軟な権利制限規定が整備された。 しかしながら、法改正当初は、ChatGPT 等の生成 AI を誰もが利用できる状況が近時に訪れることを予測するのが難しかったように生成 AI を含む技術革新は日進月歩であるため、生成 AI と著作権との関係については国際的な動向を含めて必要に応じた見直しを随時行う必要がある。 本素案においては、法 30 条 4 の対象行為は、著作物の「非享受目的」の利用であって、平成 30 年改正の「柔軟な権利制限規定」整備イメージ図における第 1 層（権利者の権利を通常害さない行為類型）に該当し、対象行為の内に一つでも「享受」目的が含まれている場合に本条は適用されないと解されている。また、享受目的が併存する場合として追加的学習や検索拡張生成（RAG）等を挙げるなど、具体的な例示もなされていることから、本素案はガイドライン的な位置づけとなり、生成 AI 利用時の指標の一助となるとともに著作権等管理事業者においてもライセンス環境の整備に際して有益であると考える。 一方、生成 AI が出力する文章、画像、動画、音楽等は大量の著作物を含む情報等の学習により生成されるのであって、多くの生成物は権利侵害が認められないとしても、特定のプロンプト入力により顕著に原著作物と類似するケースが散見される程度の場合には享受目的が併存すると考えられるのか、といった享受目的および非享受目的の「評価」については、未だそのような判例等が十分に蓄積されていない現状では懸念が残る。 非享受目的利用における法 30 条の 4 の但し書きの適用に関して、権利者が生成 AI による複製等を技術的に防止している場合や海賊版ウェブサイト等で権利が侵害されている著作物が掲載されていることを知りながら収集した場合などについては、生成 AI 開発事業者および利用者、生成 AI に著作物を広く学習される権利者団体の間で、一定程度の客観的な基準を設ける必要があると考える。 AI 開発者および AI 提供者ならびに AI 利用者に関しては「AI 事業者ガイドライン（案）」（AI ネットワーク社会推進会議）の策定も進んでおり、本年１～2 月にパブコメもなされた。多くの著作権者を含むと考えられる「データ提供者」に関しては、本ガイドラインの対象外とされ、データ提供においては提供される者、入手する者がデータを取り扱う責任を担う、といった整理がなされている。AI 事業者ガイドラインも総務省および経産省主導で複数策定されていたガイドラインが統合されたものであるが、生成 AI が

【法人・団体からの意見】

開発・学習されるときに行われる「データ提供」に関しても、AI 事業者ガイドラインとは切り離すことはせず、ガイドラインに盛り込む必要があるように思われる。文化庁では AI と著作権に関する権利者やクリエータ、AI 開発事業者等の当事者を集めた場を設けることを聞き及んでおり、各種ガイドラインの関係性の整理や統合化などの検討にも期待をしたい。
生成 AI による生成物の著作権侵害については、既存の著作物への類似性と依拠性の両者が認められる場合とされ、本素案に考え方が示されている。依拠性については、既存著作物へのアクセスや学習の有無、類似性の高さを勘案して依拠性の程度を判断するとされているが、物理的な行為主体ではない生成 AI の開発者やサービス提供者等が一定の条件下ではあるものの責任を負う場合があるとされる一方、そのような事業者が侵害主体と評価される可能性が低い具体的な条件（例：既存著作物の類似物の生成を抑止する技術的な手段を施している場合）をも示されているのは社会への理解が得やすくなるとともに野放図な学習・開発を避ける一つの方策ともなると考える。
一方、本素案においては、著作権法の保護対象ではない「アイデア」「作風」「画風」等が類似するものが大量に生成されることが想定される場合でも、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合は著作権法 30 条の 4 ただし書き「著作権者の利益を不当に害する」ことには該当しないとの整理がされている。アイデアと創作的表現の分別は容易ではなく具体の判断は個々によって異なるため、ただし書きの該当要件については慎重な検討が必要ではないだろうか。生成 AI による生成物が台頭することでクリエータ等が本来得るべきであった権利者の利益を逸してしまう状況を避けるためにも、該当要件の精査が必要と考える。
生成 AI が国境を越えて利用されるプラットフォームであることも踏まえ、AI と著作権に関しては、これまで以上の国際的な協調が必要な問題と考えられる。
ChatGPT を開発した OpenAI 社が多くのパブリッシャーやメディア企業等とライセンス契約の交渉を開始し、AP 通信や、Axel Springer とはコンテンツ使用に関して契約締結に至っている。このように諸外国では、すでにライセンスモデルの導入が進んでいる現状を鑑みれば、日本においても、少なくとも営利利用に対応するライセンス市場の形成を排除すべきではない。学習用データセットはテキスト、音楽等様々なコンテンツから成り立つことが考えられるが、欧米各国の法制度およびライセンス環境の整備状況を参考にし、著作権者への正当な対価還元を確保し創作意欲を削がないスキームを検討していく必要があると考える。
権利者等が契約を基に提供する情報を生成 AI が学習することはフェイクやハルシネーションを防止する方策としても有用であることから、当協会も管理団体として、海外の複製権団体や権利者等と協働し生成 AI に関連するライセンス提供に向けて事業を展開していきたいと考えている。

法人・団体名
１２．一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権 K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見
＜（C１）生成 AI と著作権＞ 世界的に AI と知的財産権に関する議論が活発になっており、日本においても、文化審議会著作権分科会法制度小委員会から「AI と著作権に関する考え方について」（以下「本考え方」）が公表されています。現行法の枠組みを維持しつつ、著作権者などの権利者、AI 利用者、AI 事業者（AI 開発事業者及びサービス提供事業者を含む）の懸念にも配慮して一定の解釈を提示しようとする試みは十分評価に値するものです。しかしながら、「本考え方」の策定にあたっては、適切なステークホルダーの関与が十分になされないまま短期間で議論が取りまとめられたという側面があったことも否めません。AI は、知の蓄積が技術の開発を促進し、そこで開発された技術がさらに知の創造に貢献し、ひいては文化をより一層発展させることができるという点で、日本におけるイノベーションとクリエーションの好循環を生み出すことのできる貴重な技術といえます。したがって、権利者の利益を不当に害しないよう配慮することが重要なことは言うまでもないことですが、依拠性や侵害行為の責任主体等の議論の中で侵害にかかるリスクを過度に意識させるあまり、AI の開発や利用に強い萎縮効果を生じさせることのないよう、保護と利用のバランスに配慮した議論がなされることが極めて重要になります。AI を促進するという観点からバランスをとった形で取りまとめられた「AI 事業者ガイドライン」を含めたソフトアプローチに賛同するとともに、今後は、技術の進化や AI の利用実態およびビジネス慣行の変化、裁判例の蓄積なども考慮の上、「本考え方」の見直しが継続的かつ定期的に行われることを期待します。

【法人・団体からの意見】

＜K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）＞
今後の日本の進むべき大きな方向性について議論をしていただきたいと考えます。
10 年、20 年、30 年先の世の中・知財の世界がどのようになっているかを描き、これから日本としてどのように知財の世界をつくるべきか、知財人財をどのように育成し・活用していくべきかというビックピクチャーを示した知財ビジョンを策定し、発信すべきと考えます。

法人・団体名
１３．一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

【要旨】
私たちはアニメ業界従事者およびアニメファンなどを会員とする団体であり、日本のアニメ文化の保護や発展などの観点から意見します。
生成 AI についての法改正および新たな法令の検討、デジタル時代におけるクリエイター保護・支援など、現行法や業界慣習などではフォローしきれていないと思われる点を中心に意見をしています。
＊＊＊
C. 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方
（C１） 生成 AI と著作権
世界最大のアニメ生産国である日本は、アニメ作品の絵や映像、声優の声などが無断で生成 AI の学習元にされることで、経済的にも風評などの面でも多大なダメージを受ける。著作権 30 条の 4 の目指した理念は、結果的に、あるべき国の知財戦略と逆の方向を向いているのではないか。当法人の著作権と生成 AI に関する意見については、本項末尾にリンクした 2 つのパブリックコメントに詳しく記し提出した。
下記５点について、あらためて強く留意いただきたい。
(1) 声優等の声が素材として扱われ、特定のキャラクターや声優等を想起させるボイスチェンジャー等として使用、あるいは販売されている事例が散見される。これは著作権やパブリシティ権の侵害にとどまらず、名誉毀損にもなり得る由々しき事態である。
(2) 生成 AI の出現によりキャラクターの風貌や声が本物と酷似した模倣品を瞬時に大量に生成することができ、またそれらにどのようなことをさせることも、あるいは言わせることも可能である。最高裁判決では「物のパブリシティ権」は否定されているものの、生成 AI が隆盛している現代において、再度「キャラクター」のパブリシティ権について考えることが必要ではないか。
(3) 従来の著作権法では画風や作風等は保護対象とはされないものの、集中的に追加学習させることにより特定の画風や作風等を再現し、模造品を短期間で多数生成する行為等に対しては、従来の著作権法の範囲に止まらない新たな「生成 AI 法」とも言える議論を開始する必要がある。
(4) 生成 AI の利用有無に関わらず著作権に抵触する事例が散見される昨今、著作権についての幅広く手厚い啓発が急務である。
(5) 上記の事項を検討する政府の会議等には著作権者や実演家を招聘し、法律家や開発者と同列で意見聴取を行った上、議論にも参加させるべきである。

●パブリックコメント「AI 時代における知的財産権」https://nafca.jp/public-comment01/
●パブリックコメント「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見」
https://nafca.jp/public-comment04/

D. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
近年、「アニメは儲かる」との投機的な目的から、非常に乱暴な形で IP やアニメ関連の歴史的資料を取得する事例が増えており、業界団体として強い危機感を持っている。
一方で、法的な理解が浅いままに作品の権利（IP）を安易に売り出してしまうケースも散見されている。また、それとは逆に、正当な手続きを経て IP を取得しても原作者などの意向で IP を自由に使えないケースも存在する。
知財への投資活性化にあたっては、このような混乱を事前に防げるよう、IP の移動や不当な取引に関する明快なガイドラインを、業界に広くヒアリングした上で国が定めるべきであると考える。

【法人・団体からの意見】

E. 標準の戦略的活用の推進
世界を代表するアニメ輸出国である日本においても、アニメ制作に用いる機材・ソフトウェアの多くは外国メーカーのものに依存している状況である。
現在、アニメーターが使用するデジタル作画用ソフトについては、統一規格が存在しない。
Photoshop や Illustrator のような統一規格が存在せず、クリエイターそれぞれが異なるソフトを使用していることが、アニメ制作現場の生産性を著しく下げている。
今後、アニメーション市場は世界的に大きく伸びていくことが予測される。そのなかでわが国が確固たる地位を占めるためにも、行政がアニメ制作現場の現状をよく理解し、国産の世界統一規格を持ったソフトの開発を強力に後押しすべきである。

F. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
日本を代表するコンテンツであるアニメのデジタルアーカイブは急務である。
アニメ分野では、2000 年代初頭まで使われていたセル画が大量に破棄されてしまった。
世界的に見ても、手書きで一枚一枚書かれた日本のセル画は貴重な文化財であるが、管理する場所や管理に適した温度・湿度管理等の難題があり、僅かに残されたセル画も国内で保護できず、海外への流出も進んでいる。
今後デジタルアーカイブを進めるためにも、大本となるセル画自体を保護する必要がある。
また、アニメの制作技術を承継する観点でも、様々な作品に触れて、第一線で活躍してきたクリエイターの技術から学ぶことに大きな意味がある。
アーカイブ事業のためには、専門のアーキビストの育成も必要だ。
デジタルアーカイブすべき内容には、完成した作品に加えて、中間素材である原画や動画などデジタル・アナログ双方での制作素材や資料の数々も含まれる。
原画や動画は、複数のクリエイターが１つのカットを仕上げていくという特性から、権利処理すべき対象や、利害関係者が多くいるため、アーカイブがなかなか進まないという現状にも留意いただきたい。
当法人は、アニメという知的財産の有効な利活用に向けて、データベースの構築を促進することは国全体の利益に資すると確信する。
国はアニメのデジタルアーカイブ化に予算措置を講じるべきである。

G. デジタル時代のコンテンツ戦略
（G１） コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援
日本のアニメを輸出産業としてみた時、その伸び率は過去 10 年で約 5 倍となり、2023 年には海外輸出だけで 1.5 兆円にものぼる一大産業となっている。
国の知財戦略に掲げられた「世界で通用する普遍的なテーマに則した価値提供」を考える上では、これらの成長の要因を詳しく調査・分析する必要がある。
産業規模が大きく伸びていく一方、その陰で制作現場の経済体制は自転車操業が常態化しており、抜本的な構造転換が必須である。すなわち、制作現場に IP の一部権利を譲渡するなど適切な対価還元を行うことで、クリエイター支援、育成に繋がる道筋を作るべきである。
国の「知財戦略２０２３」には、「クリエイターの力こそが勝負の決め手」と明記されている。デジタル時代のアニメのコンテンツ戦略も、国の知財戦略に則り、国際競争に勝てる体制を整備するべきである。
制作・製作の現場で広く IP を活用するため、IP 活用に特化した人材の育成も急務である。海外を含む各地での実務・法務研修を行政が後押しすることは国益に資すると考える。
また、海外の日本アニメへの反応を、日本国内の現場クリエイターに実感させることは、より強いインスピレーションを促すことに繋がる。国はアニメのクリエイターが海外のファンと交流する機会を提供するため予算措置を講じるべきである。
その際に留意すべき点として、既存作品の IP ホルダーへの許諾が非常に困難な現実がある。
海外イベントにアニメーター等が招聘された際に、IP ホルダーの許可が降りないために、現地でキャラクターのイラストを描くことができないという事例が頻発している。これらは日本のコンテンツを世界に広げるという文化戦略に真っ向から反する事態であるため、国の知財戦略としてガイドラインの整備を行うべきである。
最後に、アニメ制作現場の DX に関しては相当程度まで進んでいるとの認識である。
しかし一方、特にアニメーターとしての能力を伸ばす段階ではアナログでの修練が必須であり、フルデジタルでキャリアを始めた場合は伸び率が悪いなどの見識が業界内で多数派である。そのため、DX 一辺倒の政策ではなく、現場のリアルな声を反映した現実的で複合的な政策立案が必要であると考える。

【法人・団体からの意見】

（G２） クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
アニメ産業の市場規模はおよそ３兆円と言われるが、国内でアニメを制作する企業の市場規模は 2022 年度で 2703 億円と、関連市場の 1/10 以下である。
現在は製作委員会がアニメ作品の IP を占有しているため、作品が大ヒットしても、制作現場に利益が還元される仕組みがない。
IP の配分についての再検討が必要である。
また、クリエイター個人の収入に、作品のヒットやグッズの販売との相関関係が一切ない慣習は改めるべきだ。

（G３） メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応
NFT については、既存のアニメの絵などを、権利者に無断で NFT として商品化して販売する事例などがあり、当法人に相談・通報が寄せられている。
また、メタバース空間にあっては、「生成ＡＩを使用して作られた「声優の声になれるボイスチェンジャー」が使用される、既存のキャラクターのアバターを無断で複製して使用されるなど、多くの著作権侵害が認められているとの通報が当法人にも寄せられている。
このような不正の蔓延る状況は、声優やアニメ産業のメタバース進出にも悪影響である。
インターネット初期のネット空間と同様に、これらを個別に権利者が訴えていくことは極めて困難であり、新技術の事業者への行政指導を含む対策が検討されるべきだ。また、一般ユーザーへの啓発活動も徹底して増やすべきだ。

（G４） コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革
アニメの制作現場をはじめ、コンテンツ制作は大規模のチームによって行われることが多い。その作業工程は、建築や SE の現場とも似ている。このように集団で制作した作品について、末端のクリエイター個々人が財産権や人格権としての著作権を主張することは現実的ではないとされてきた。
しかし現在のように安価で「買い取り」をする慣例を継続することは、国の知財戦略推進にとって大きな問題であると考える。
「買い取り」にする場合には相応の対価を支払う、あるいは一定の比率でのロイヤリティを持たせるなど、クリエイター側に立った改善が必要である。
また、作品づくりに参加したクリエイターらが、自らのポートフォリオにそれらを生かすことは制限されるべきではない。
現状では著作権が買い取られてしまった結果、自分の描いた絵をポートフォリオで紹介するためにも権利者の許諾が必要な状態になっている。しかしクリエイターがそのような当然の権利を希望しても、契約段階でこの希望は拒否されることがほとんどである。これは改善されるべきだ。
制作現場でのミスマッチをなくすためにも、これらクリエイターが実際に手を動かした中間成果物はポートフォリオとして活用されることが望ましい。アニメ産業におけるポートフォリオの適切な運用は、国の知財戦略にとっても重要である。
国はデジタル時代の著作権権利処理について「新たな分野横断権利情報検索システム」を構築するとのことだが、全ての著作物をこのシステムで適正に管理するのは難しいとも思える。
一言で「著作物」と言ってもその著作権者が多岐に渡ることは釈迦に説法ではあるが、管理体制の構築のため、多方面へのヒアリングなど丁寧な構築を要望したい。

（G５） デジタルアーカイブ社会の実現
今後推進されるアニメのデジタルアーカイブについては、アニメクリエイターや専門学生、美大生など、アニメ業界での活躍を願う人々にとっては格好の学びの対象である。
そのため、アニメのデジタルアーカイブを学習したいと希望するこれらの者に対しては、積極的に開かれるべきである。
技術の承継は、国全体の利益に沿う。

H. 中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化
（H２） 中小企業の知財取引の適正化
アニメにおける製作委員会制度において、キャッシュを持たないアニメ制作スタジオなどは、事実上参加することができない状況が続いている。
アニメ制作現場における知財取引の適正化のためにも、アニメスタジオやクリエイターの「みなし出資」が積極的に認められるべきである。

【法人・団体からの意見】

また、製作委員会入りを希望する法人を不当に排除することがあってはならず、そのような行為が見られた場合には、行政が厳罰をもってのぞむべきである。

I. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
（I３） 知財を創造・活用する人材の育成
アニメの制作現場では人員不足、人員のスキル不足が深刻な問題となっている。
知財戦略の側面からも、ただちに予算措置を講じるべきである。詳細は後述のクールジャパンへの意見としてパブリックコメントに記載しているのでご確認いただきたい。
一度途絶えた技術は、二度と戻らないことを強く念頭に置いて欲しい。

J. クールジャパン戦略の本格稼働と進化
（J１） クールジャパン戦略の本格稼働・進化のための３つの手法
1 常に変化・進化する CJ の発掘
2 「地域」が主役の CJ
3 「人」が主役の CJ（繋がりの構築）

１については、何をおいても人材育成である。
２については、クリエイターが地域の伝承や伝統芸能をはじめとした地域の持つコンテンツにアクセスしやすい環境整備が急務である。デジタルアーカイブだけでなく、クリエイターが実際に現物を見る機会を増やすことが、知財の利活用として好循環につながる。
３についても、何をおいても人材育成である。
知財の前に人材があることを、国は明確なメッセージとして打ち出すべきである。
なお、当法人のクールジャパン戦略についての意見については以下のパブリックコメントに詳しく記し提出した。

●パブリックコメント「新たなクールジャパン戦略の策定に向けた意見」
https://nafca.jp/public-comment03/

（J２） クールジャパン戦略の推進に関する関係省庁の取組
徹底して EBPM(エビデンス・ベース・ポリシー・メイキング)を推進するべきだ。
クールジャパン戦略がこれまで予算をつけて支援してきた全プロジェクトおよびその成果の可視化と、第三者委員会による予算効果検証を、知財戦略の視点からも実施するべきだ。
今後、サステナブルの視点はアニメの制作現場にも必ずやってくる。また、クールジャパンが国際的に注目を集めているからこそ、そこで働く人の人権も世界から注目されている。
現状ではアニメの制作現場はサステナブルとは到底言えず、このまま放置すれば人権デュー・ディリジェンスを重視するプラットフォームから排除される可能性もあり得る。
制作現場の状況改善は急務である。

法人・団体名
１４．一般社団法人日本レコード協会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権 （G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元 （G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見
＜（C１）生成 AI と著作権＞ ○生成 AI の開発・利用に関する法的検討の継続 音楽クリエイターや制作事業者にとって、生成 AI は、自らの創作活動に福音をもたらす可能性がある一方、自らのコンテンツと競合する AI 生成物が短期間のうちに大量に登場することによって自身の創作活動が脅かされる事態は容認できない。 AI をめぐる規制の在り方については、関係府省庁でそれぞれ検討が行われているが、現行法や従前の裁判例の解釈にとどまっており、権利者の懸念を解消するに十分なレベルは至っていない。生成 AI が世の中で広く利用されている状況に照らすと、生成・利用段階で権利者が法的措置を講じるのは現実的に困難

【法人・団体からの意見】

であり、開発・学習段階において権利者保護に資する法的枠組みを担保する必要がある。
AI 関連技術・サービスが刻々と変化し、海外における立法の検討も進行中であるなか、政府は、文化審議会著作権分科会法制度小委員会が本年 3 月に公表した「AI と著作権に関する考え方」の不断の検証を行うとともに、著作隣接権と AI との関係（アーティストの声を含んだレコード等の利用）や、特定アーティストを真似て音楽パフォーマンスを行うディープフェイク等についても、権利者の懸念を払拭できるよう、喫緊の課題として、実効性のある対応の検討を継続すべきである。

＜（G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元＞
○「レコード演奏・伝達権」の創設
レストラン、クラブ、店舗等で CD を再生したり、ラジオ放送やインターネット配信を受信して伝達したりする等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聞かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者及び実演家にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達利用の対価還元を受けることができていない。
「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界 142 の国・地域（OECD 加盟 38 カ国中 36 カ国）において導入されている。アジア近隣諸国においても、韓国は 2009 年著作権法改正、中国は 2020 年著作権法改正、シンガポールは 2021 年著作権法改正によりレコード製作者に権利が付与されているが、日本のレコード会社が海外展開して日本音楽のプレゼンスを持続的に拡大しようとしても、国によっては、日本におけるレコード演奏・伝達権の不備を理由に相互主義が適用されてレコード演奏・伝達の対価還元を受けることができず、海外展開の意欲に水を差す状況とも言える。
レコードの演奏・伝達に関する権利保護は、日 EU 経済連携協定及び日英経済連携協定で討議が約束されており、既に「知的財産推進計画 2023」においても、国際的ハーモナイゼーションの観点等からクリエイター・制作事業者への適切な対価還元を図る方向性が示されている中、政府は、日本音楽の国際販売力の強化に向けて、「レコード演奏・伝達権」の創設に向けた具体的検討を深化すべきである。

＜（G６）海賊版・模倣品対策の強化＞
１．動画投稿サイトに係る法制度見直し等の検討
動画投稿サイトにおける UGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。電気通信設備・役務の単なる提供を超え、権利侵害コンテンツを含む大量の UGC 公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時に想定されていなかったが、同法の枠組みにより、侵害通知の負担を抱える権利者と UGC 公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に著しい不均衡が生じている他、動画投稿サイトでのコンテンツ利用に係る取決めについても、権利者が必ずしも対等な立場で動画投稿サイト運営事業者と話し合うことができない状況にある。
この点、EU では、2019 年 4 月、大量の UGC を公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU 加盟国での国内法化が進められている。
我が国においても、EU の例を参考にしながら、動画投稿サイトに係る法制度の見直しを含め、動画投稿サイト運営事業者・権利者間の不均衡を解消するための措置を検討すべきである。

２．インターネット上の著作権等侵害に対する実効的措置の検討
2020 年著作権法改正によりリーチサイト・リーチアプリ規制が導入され、当協会が実施した音楽メディアユーザー実態調査（2024 年 3 月公表）においても違法音楽アプリの利用率は 2%にとどまっているが、海外にホスティングされたリーチサイトが多数存在し、それらにリンクするサイバーロッカーには依然として夥しい数の音源ファイルが国境を越えて違法にアップロードされており、レコード業界は削除要請等の侵害対応を日々強いられている。
海賊版被害が甚大である中、政府は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の第三段階として位置付けられている「サイトブロッキング」についても、躊躇することなく導入の検討を再開すべきである。

【法人・団体からの意見】

法人・団体名
１５．一般社団法人日本映像ソフト協会
意見の分野
（G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見
「知的財産推進計画 2024」の策定に向けた意見 《全文》 １．「模倣品・海賊版対策の強化」について 今日のオンライン上における著作権侵害は、海外の P2P ネットワーク、オンラインストレージ及びサーバーを悪用するなど国境を越えたボーダレス環境で行われています。また、これら侵害行為を助長する秘匿性、匿名性を売りにしたサービスもビジネスとして広く普及しています。 オンラインの世界では、当然のとおり国境はなく、翻訳ソフトの発達などによりいまや言語といった「壁」も無くなりつつあります。国境を越えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延しています。権利者等にとって、その対策は困難を極めています。 さらに、次世代通信規格「5G」が本格的に商用化され、その実効速度、大容量、多数同時接続、超低遅延などが実現されようとしています。5G 時代におけるオンライン上の著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって脅威であり、またその危機は顕在化しはじめており、今後さらに国際的な大きな問題となるのは言うまでもありません。 このような状況のなか権利者は、権利行使の強化は勿論のこと、官民による国際連携・国際執行の強化をはじめ、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による海賊版サイトのフィルタリング、検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社等との連携による広告出稿の抑止要請及び金融機関・クレジットカード会社との連携による海賊版サイトの口座凍結などは当然のこととして継続し実施して参ります。 しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体レベルでは限界を感じています。 わが国として、クールジャパン戦略を推進するなか、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、是非ともその一方の「守り部分」として国境を越えて益々と複雑化し潜在化する著作権侵害の対策について、強化するとともに継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。 《要旨》 コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた海賊版対策への強化及び支援を要望する。

法人・団体名
１６．一般社団法人日本音楽制作者連盟
意見の分野
（G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
意見
＜要旨＞ 実演等に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みとして、特に「レコード演奏・伝達に係る権利の導入」、「AI の作成・利活用促進のための適切な制度の在り方」に積極的に取り組むべきである。 ＜全文＞ 多岐にわたる技術革新によって、実演等の利用が多種多様に拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、実演等に関する権利保護と公正な利用にバランスがとれる対価還元を実現する仕組みづくりが喫緊の課題であると考えており、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。 (1) レコード演奏・伝達権の導入 我が国の著作権法では、作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権が認められているものの、実演家及びレコード製作者には、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為に係る権利（レコード演奏・伝達権）が認められておらず、適切な対価が還元されていない。

【法人・団体からの意見】

このようなレコード演奏・伝達権については、ローマ条約１２条及びＷＩＰＯ実演・レコード条約１５条に定める公衆への伝達に係る権利の範疇として認められているものの、我が国は、その適用を一部留保し、実演家及びレコード製作者にレコード演奏・伝達権を認めていない。その一方、欧州をはじめとする先進国のみならず、現在では韓国をはじめ、アジア諸国（世界 142 の国・地域で導入済）においてもレコード演奏・伝達に係る権利を実演家及びレコード製作者に認められるようになっていることからも、いわゆるグローバルスタンダードから取り残されている状況にある。
昨今、我が国のアーティストは積極的に様々な国で活動を広げており、デジタルプラットフォーム上での現地ファンの拡大や現地でのコンサート公演などをきっかけとして、アーティストのレコードが現地で演奏・伝達されるケースが増えていると考えられる。本来であれば、この海外進出において得られるはずのインセンティブの一部が、我が国がこの権利の適用を一部留保していることによって受けられていない状況にある。
我が国は文化芸術立国を掲げて久しく、多くのアーティストが海外進出を実現し、その活動を支援する観点からも、レコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を進め、各国と同等の権利保護を実現すべきである。

(2)急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方
生成 AI の技術が急速に進歩したことに伴い、コンテンツの創作活動の一助となりつつある一方で、一般的な利用も驚くべきスピードで普及している。この背景には、生成 AI の学習段階で大量かつ多様な実演や歌唱等が含まれるコンテンツのデータを収集していることが要因であると考えられる。学習されたコンテンツの権利者の意思とは関係なく一般的な利用が促進されることで、元のコンテンツに含まれる実演や歌唱等に類似するコンテンツが生成、普及し、結果的に元のコンテンツの権利者の創作活動や発表の機会が失われる懸念がある。これについて、現行著作権法上の著作隣接権に基づく対応や従前の裁判例の解釈による対応が考えられるものの、いずれも不明確であるため、多くの権利者が利用・普及と保護のバランスについて危惧し、この状況を踏まえた検討を政府に期待している。
また、この生成 AI を用いた画像作品等の中には、著名人の肖像に類似したイメージが含まれていることがあり、実演家の肖像・パブリシティ権が及ぶ場合があると考えられ、この点についても喫緊の課題として検討を行うべきである。
生成 AI の技術が実演家をはじめとした権利者に与える影響は経済的かつ倫理的に計り知れないものであることを考慮し、諸外国の状況などを参考にしながら、政府全体として検討を進めるべきである。

以上

法人・団体名
１７．一般社団法人日本音楽著作権協会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権 （G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元 （G３）メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応 （G６）海賊版・模倣品対策の強化 （I３）知財を創造・活用する人材の育成 （J２）クールジャパン戦略の推進に関する関係省庁の取組
意見
＜（C１）生成 AI と著作権＞ 【意見要旨】 生成ＡＩが急速に高性能化し普及していく中で生じる様々な懸念を解消するためには、現行著作権法を前提とする解釈論に終始することなく、立法論も含めた本格的な検討を早急に行う必要があります。 【意見本文】 (1) 生成ＡＩの開発・学習のための著作物の利用については、クリエイター等の権利者から様々な懸念が示されています（文化審議会著作権分科会法制度小委員会「ＡＩと著作権に関する考え方（素案）（令和６年２月２９日時点版」４（１））。こうした懸念の多くは、著作権制度が保護・奨励すべきは人間の個性の発露としての創作であってＡＩによる機械的な生成ではない、という原点が揺らいでいることに起因するものです。 (2) この点、上記素案は、現行著作権法３０条の４本文の規定（権利制限規定）が生成ＡＩの開発・学

習における著作物の利用に適用されることを前提として、その範囲等を整理したものであるため、クリエイター等の権利者の懸念を根本的に解消することはできません。
(3) 人間の個性の発露として創作された著作物は、生成ＡＩのために単なるデータとして取り扱われるべきではありません。少なくとも、学習素材として利用されることの可否をクリエイター等の権利者が判断する機会を設けるべきです（選択の機会の確保）。特に、営利目的の生成ＡＩ開発に伴う著作物利用についてまで原則として自由に行うことが認められるかに読める現行法の規定は、多くのクリエイターの努力と才能と労力へのフリーライド（ただ乗り）に誘引するものであり、フェアではありません。
(4) 生成ＡＩが急速に高性能化し普及していく中で生じる様々な懸念を解消するためには、現行著作権法を前提とした解釈論に終始することなく、立法論（30 条の 4 の改正等）も含む議論が行われることを強く望みます。

＜（G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元＞
〔①〕
【意見要旨】
私的複製について、適正な対価が権利者に還元される制度を早急に構築すべきです。

【意見本文】
(1) 現行著作権法３０条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。
(2) しかし、現在流通している録音・録画機器・媒体の多くが補償金の対象とされていないことから、一時は４０億円を超えていた補償金額も現在はほぼなくなり、このバランスは完全に崩壊しています。
(3) このような状況において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、２０２２年１１月、ブルーレイディスクレコーダーが補償金の対象機器に追加指定されました。指定管理団体となった一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（ｓａｒａｈ）が私的録画補償金の徴収業務開始に向けて準備を進めていますが、機器メーカーの団体や消費者団体の反対が根強く、追加指定から１年以上が経過した現在も徴収業務は開始されていません。制度を実効性のあるものにするためには、引き続き政府の強力なリーダーシップと支援が必要であると考えます。
(4) 現在の補償金制度に代わる「新たな対価還元策」の検討を進めること（「知的財産推進計画２０２３」７２頁）に異論はありませんが、検討が行われている間にも私的複製は行われており、クリエイターへの対価還元の機会が失われ続けています。
(5) ２０２３年４月、当協会がＣＩＳＡＣ（著作権協会国際連合）の会長らとともに岸田文雄首相を表敬訪問し、デジタル社会においてクリエイターが直面している課題に対する政府の支援を求めたのに対し、首相からは「クリエイターへの公正な対価の還元が世界的に重要な課題である。我が国でもこうした課題に対処すべく取組を進める。」という力強い御発言がありました。その取組が迅速かつ着実に進められることを期待します。

〔②〕
【意見要旨】
アジア太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準を向上させるための取組を積極的かつ継続的に推進すべきです。

【意見本文】
(1) クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解という点で、日本が仏独等の欧州主要国に後れを取っていることは、私的複製に係る補償制度等を見れば明らかですが、その日本と比較しても、アジア太平洋地域には大きな改善の余地があります。
(2) 例えば、同地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収総額のおよそ８５％を日韓豪の３か国で占めていますが（「ＣＩＳＡＣ ＧＬＯＢＡＬ ＣＯＬＬＥＣＴＩＯＮＳ Ｒｅｐｏｒｔ ２０２３」３０頁）、域内のＧＤＰ総額に占めるこの３か国の割合は３割にも達しません。このことは、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国における著作権保護・著作権管理の水準が極めて不十分であることを物語っています。
(3) 域内の著作権保護・著作権管理の水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用とクリエイター

への対価の還元を促進するため、当協会も地道な取組（ＣＩＳＡＣアジア太平洋委員会を構成する著作権管理団体による効率的なデータ交換のためのシステム（２０２３年５月運用開始）の開発への協力、研修生の受入れ、講師の派遣等）を続けていますが、民間の取組には限界があります。

(4) 既に文化庁がアジア太平洋地域における著作権法制整備や海賊版対策の支援を実施されているところですが、各国政府との連携をより一層強化し、積極的かつ継続的に取組を推進していくことが必要であると考えます。

〔③〕

【意見要旨】

音楽クリエイターへの適切な対価還元を促進するため、デジタルプラットフォームサービスにおける正確な利用曲目報告の実現を後押しすべきです。

【意見本文】

(1) デジタルプラットフォームサービス（以下「ＤＰＳ」といいます。）における音楽著作物の利用について、クリエイターに対し、精度の高い対価還元を実現するためには、利用状況に関する正確な情報がＤＰＳ事業者から権利者側に提供される必要があります。しかし、その情報提供（以下「利用曲目報告」といいます。）の現状は道半ばであるといわざるを得ず、特に、ユーザーアップロード型のＤＰＳに関しては、利用曲目報告の前提となる利用状況の特定に相応のリソースを要することから、各ＤＰＳ事業者による任意の取組を待つだけでは、状況の改善を期待することができません。

(2) ＥＵのＤＳＭ著作権指令第１９条（権利者がライセンスの相手方から著作物の利用状況等に関する情報を取得できるようにすべきことを定めた規定）を参考にした立法措置の検討、ユーザーアップロード型のＤＳＰに係る利用曲目報告の精度向上に資する技術の開発・普及に対する支援といった施策によって、正確な利用曲目報告の実現を後押しすべきです。

＜（G３）メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応＞

【意見要旨】

「ネット空間の拡大」が進行する中で著作物等の利用の円滑化が偏重されがちですが、権利制限の拡張という安易な対応を繰り返していては創造のサイクルを破壊してしまいます。クリエイターへの適切な対価の還元なくして文化産業の持続的発展は成し得ません。

【意見本文】

(1) 「オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第３８条、第３９条、第４５条等の在り方」について「具体のニーズや利用場面を踏まえて検討を行う」とする動きがあります（令和４年第４回文化審議会著作権分科会法制度小委員会の参考資料２の４頁）。

(2) しかし、メタバース等のネット空間と現実の空間との違い（ネット空間には会場の定員等の物理的な制約がないことなど）を考慮することなく、著作権法３８条等の権利制限規定をネット空間にも拡張しようとすることは、適切ではありません。

(3) 「ネット空間の拡大」が進行する中で、ともすれば利用の円滑化が偏重されがちですが、文化の普及発展や文化産業の持続的成長のためには、保護と利用のバランスを欠いてはならず、適切な対価還元によって創造のサイクルを大きく速く回していくことが求められます。

(4) また、メタバース等の新たなサービスのユーザーに著作権に関する知識の普及を図ること、特に、現実空間において著作物を利用する場合との違い（権利制限規定の適用の有無等）や自ら許諾を受ける場合の手続等について周知していくことも重要です。

＜（G６）海賊版・模倣品対策の強化＞

【意見要旨】

「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく第２段階までの対策の効果と限界を見極め、第３段階の対策と位置付けられているサイトブロッキングの法制化について本格的に検討を進めるべきです。

【意見本文】

(1) ２０２１年４月に更新された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」（工程表）のうち、第１段階の対策（リーチサイト対策、ダウンロード違法化）及び第２段階の対策（発信者の特定の強化）が進捗を見せていることは、高く評価すべきものであると考えます。

【法人・団体からの意見】

(2) しかし、サイト運営者、サーバー及びユーザーの所在国がそれぞれ異なる事案など、第２段階までの対策では効果が薄いものも少なくありません。権利者側では、著作権侵害サイトに係る削除要請や広告出稿抑制策、発信者情報開示のための訴訟提起など様々な自助努力を続けていますが、十分な成果は上がっていません。
(3) また、仮に第２段階までの取組によって海賊版サイトを閉鎖に追い込むことができたとしても、閉鎖までの間に運営者が不正な利益を手にしてしまうとすれば、閉鎖をもって成果とすべきではありません。被害を未然に防ぐ取組として、第３段階の対策であるサイトブロッキングの法制化を検討する必要があります。
(4) サイトブロッキングにおいて懸念事項とされている「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止」については、「海賊版サイトに対する閲覧防止措置（ブロッキング）を、法律を制定してインターネット・サービス・プロバイダ（ＩＳＰ）に求めることは憲法に反するものではない」、「海賊版サイトを運営することは表現の自由（具体的には表現表出の自由）で保護されてはいない」、「海賊版サイトを閲覧することも表現の自由（表現受領の自由、いわゆる知る権利）で保護されるものではない」、「機械的なアクセス先検知まで通信の秘密で保護されるものではない･･･そうではない場合でも、著作権を保護することとアクセス先を機械的に検知されない利益とを比較考量すれば、前者の利益の方が後者より上回る、したがって、ブロッキングのためのアクセス先検知は通信の秘密を侵害するものではない」という見解が憲法学者によって示されています（大日方信春「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」= 著作権情報センター「コピライト No.７２１」所収講演録）。
(5) 工程表の策定から４年余りが経過してもなお海賊版による被害が後を絶たない現実を直視すれば、「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」という常套句に藉口した思考停止は許されません。我が国と同様に表現の自由や通信の秘密を重んじる英仏独などＥＵ諸国において海賊版サイトブロッキングが違憲とされていないことを真摯に受け止め、早急に本格的な検討を進めるべきです。

＜（Ｉ３）知財を創造・活用する人材の育成＞
【意見要旨】
文化産業の持続的発展のためには、文化産業を支えるクリエイターの活動環境の改善により将来にわたって人材を確保していく必要があり、そのためには、直接的な取組（創作活動に対する経済的な支援）と間接的な取組（創造のサイクルに関する啓発・教育）の両方が欠かせません。

【意見本文】
(1) 一般社団法人日本音楽作家団体協議会が公表した「ＦＣＡアンケート２０２３秋季（音楽作家の実態・意識把握調査）報告書」によれば、「活動を続けるうえで今、必要と感じること」という問い（三つを上限とする複数回答の質問）に対し、回答者の４９．４％が「活動に必要な費用に対する金銭的な補助・助成」を、３３．１％が「著作権使用料などに対する世間の理解」を挙げています。
(2) 活動に必要な費用を捻出することができないがために、能力・意欲のあるクリエイターが活動を断念することは、個人のキャリアの問題であるにとどまらず、文化産業にとっての損失というべきです。上の世代のクリエイターの活動環境が厳しければ、次世代がクリエイターを志す上でのハードルも高くなり、文化産業に人材が集まりにくくなってしまいます。このため、将来を見据えて今、現役世代のクリエイターの活動に対する経済的支援を充実させるべきです。
(3) そして、そのような経済的支援を必要とする状況を改善していくためには、知財教育や普及啓発活動の中で、創作者への適正な対価の還元が文化と産業の両面における持続可能性の観点から重要であるということを広く浸透させていく必要があります。

＜（Ｊ２）クールジャパン戦略の推進に関する関係省庁の取組＞
【意見要旨】
文化産業を基幹産業へと成長させていくためには、政府の関連予算を増やし、その予算を有効活用するための体制を整備すべきであると考えます。

【意見本文】
(1) 「令和３年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究報告書」によれば、「政府の文化支出額」を「国の人口」で除して割り出した「国民１人あたりの文化支出額」で比較した場合、日本はフランスや韓国の約

【法人・団体からの意見】

８分の１、英国やドイツの約４分の１の水準にすぎません（同報告書１３頁）。
(2) 文化の「発信力」を強化し、文化産業を基幹産業へと成長させていくためには、「政府の文化支出額」を増やす必要があります。
(3) そして、その予算を最大限有効に活用するためには、韓国コンテンツ振興院（ＫＯＣＣＡ）等を参考として、コンテンツ分野に特化した司令塔機能を持つ組織を設置し、一元的かつ横断的に施策を立案・実行していくことが望ましいと考えます。

法人・団体名
１８．一般社団法人日本芸能従事者協会
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けた取り組みが非常に重要であることは同じ認識で賛成ですが、クリエイターの立場で考えると、画像や文章などを生み出す生成ＡＩ技術の活用促進の対象に取捨選択が必要であると考えています。

生成ＡＩと著作権
生成ＡＩがオリジナルに類似した著作物を生成するなどの懸念や、著作権侵害が大量に発生し、個々の権利者にとって紛争解決が困難となる等のおそれに関して、既に１年前から被害は起きており紛争解決ができていない状況になっています。
著作権上の類似性、依拠性の定義が曖昧である中で、学習や生成にしかるべき免許制度も作られないまま、素人が技術を学び、生成物を勝手に販売されてしまう事例が、私たち日本芸能従事者協会の、ＡＩリテラシーに関する全クリエイターのアンケートに２万６８９１回答集まり、二千を超える被害事例が集まっています
そもそも著作権を明らかにするための業務委託契約書が文化庁調査で１２パーセントしか交わされていない現状で権利を契約で保護するのはすぐには難しいと考えられます。
対価の還元をするためには著作権及び著作隣接権を丁寧に定めた契約書を標準化することが先に必要かと考えられます

ＡＩ技術の発展とクリエイターの権利保護等の双方の観点に留意しながら、必要な方策を検討及び整理すべき論点の学習用データとして用いられた著作物と類似するＡＩ生成物が利用される場合の著作権侵害に関する考え方について
著作権法第３０条の４はＡＩを想定してはいるものの、現在のようなが急激な波及は想定していなかった時分の改正と推察されます。このままでは懸念が払拭されないため、新しい法律を立法することをご提案します。その際は類似性、依拠性、作風についての定義が曖昧なところを補足していただきたいです。
クリエイターの創造行為を尊重するならば、クリエイター自身の顔、体、声を使って表現した演技などの創作物がクリエイター自身に依拠し類似していることをご理解ください。
例えばクリエイターの演技は、自身がカメラに向き合う角度やメイクを施した肌の色合い、セリフの間合いなどを考えて生み出した創造物です。こうして創り上げた創作物あるいは自分自身は、当然ながら自分自身で判断できます。
知らないうちに学習された創造物あるいは自分の一部を、自分ではないとされるのはクリエイターにとって非常に不本意です。

デジタル時代のコンテンツ戦略
世界市場を前提として業態を超えた構造転換を図るには、日本のクリエイターの契約書を国際基準に引き上げる必要があります。日本人が個別単体で海外に行き海外の基準や契約に則って活躍することはできても、海外のクリエイターが来日して日本の基準の契約でコンテンツを共同制作することは、なかなか実現できていません。

１コンテンツ 産業の構造転換　競争力強化とクリエイター支援
クリエイターの活発な創作活動に主眼を置くならば、見つからない権利者を見つける努力もしてください。
世界で売れる作品作りを推進するための構造改革をするならば、まず安全経費を制作費で負担し、クリエ

【法人・団体からの意見】

イターの経費を軽減し、創造活動に十分な時間とエネルギーを費やせる現場作りをしてください。

２クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
４著作権制度政策の改革　簡素で一元的な権利処理の実現について
クリエイターへの適切な対価還元に向けて構造改革をするならば、まず未管理著作物を生まないシステムを整備してください。

５　デジタルアーカイブの拡充　利活用促進
デジタルアーカイブ政策の推進体制の見直し拡充するのであれば、コンテンツの保管が必要と存じます。国会図書館法を改正し、公開された映画フィルムを国で保管して下さい。デジタルコンテンツの元はフィルムです。デジタル保管だけを優先するとコンテンツが空洞化するおそれが考えられます。

法人・団体名
１９．一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人デジタル出版者連盟
意見の分野
（G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見

＜要旨＞
2023 年 1 年間の日本国内向けの漫画海賊版サイトの被害額(タダ読みされた金額)は（一社）ABJ の推定では、約 3,818 億円とされている。これまで、海賊版対策を出版者はもちろん、漫画家、行政、広告関連企業、通信事業者と業界を横断する形での協力でも対策を進めてきたが、依然莫大な被害が続いているのが現状である。
海賊版対策は日本のコンテンツ産業と文化の発展のためには、必要不可欠な課題であり、4 つの視点から意見申し上げる。
＜本文＞
2023 年 1 年間の日本国内向けの漫画海賊版サイトの被害額(タダ読みされた金額)は一般社団法人 ABJ の推定では、約 3,818 億円とされている。2023 年の出版界の全売上が約 1 兆 6,000 億円であり、この金額は約 4 分の 1 にも上る。2022 年 1 月には日本国内向け海賊版上位 10 サイトの月間アクセス数が 4 億回というピークを迎えたが、2023 年 12 月には、約 1 億 2,000 万回と決して小さい数字とは言えないが、減少傾向がみられている。減少の成果は、出版社、漫画家、行政、広告関連企業、通信事業者と業界を横断する形での協力で対策を進めてきたからだと考えるが、残念ながら莫大な被害が続いているのが現状である。今後も海賊版対策は日本のコンテンツ産業と文化の発展のためには、必要不可欠な課題である。

今後の海賊版対策につき、下記４点意見を申し上げる。
1.海賊版運営者摘発対応への協力
海賊版の運営者の特定は、非常に困難な作業であり、近年は海外に拠点を置く運営者の情報開示請求・摘発に労力を割いている。特に海外司法機関との連携は重要であり、省庁間の積極的協力と関与を今後も要望する。

2.海賊版損害についての対応
2023 年改正著作権法では、「著作権者等の権利・利益の保護」の面で損害賠償額の算定方法が見直されたが、被害者である権利者に係る立証責任や、訴訟費用といった負担が依然大きいまま状況は変わっておらず、権利者が侵害者の情報を把握することが困難である現状の是正のための方策の検討が必要である。
加えて、被侵害者の実効的な救済に向け、ストリーミング型の著作権侵害への対応、海賊版対策に限定した形での損害賠償におけるさらなる「懲罰的な効果」の導入の検討が必要である。

3.生成 AI による海賊版利用への懸念
著作権法第 30 条の４の規定により、海賊版の機械学習自体は認められうる状況にある。
総務省・経産省が取りまとめるガイドライン案や、文化庁がとりまとめる「AI と著作権に関する考え方について」（素案）において、著作権法の規定やその他法令の遵守が示されている。例えば、文化庁の素案では海賊版による機械学習後の AI の利用場面において、著作権侵害の責任を問われる可能性は高くなるとの言及があるものの、著作権者側の権利侵害の立証負担も未だ大きい状況で、司法の判断に委ね判例の積み重ねを待つ間に、AI の活用に伴う海賊版による被害拡大が懸念される。

【法人・団体からの意見】

今後も各種技術の進展が見込まれる状況において、適正な機械学習の環境実現のため、ガイドライン策定と AI 開発事業者・AI サービス提供者・AI サービス利用者への注意喚起とともに、海賊版などの権利侵害複製物と知りながら学習・開発段階で利用することを防止するために、法改正等の必要な措置を講じて、海賊版が機械学習されないようにすることを望む。

4.海賊版利用の悪影響の理解と普及啓発
海賊版サイトが無くならない大きな理由の一つに、海賊版サイト運営者が広告収入等を得られることがある。つまり利用者がいなくなれば、サイト運営者は広告収入等も得られなくなり、サイトはたちゆかなくなる。利用者をいかに減らすかという点は、海賊版対策の大きな課題である。
現在、海賊版を利用しているユーザー、今後利用を考えているユーザー予備軍に、いかに利用を諦めてもらうかという点が、対策において非常に重要だと考える。出版界では、2018 年から「STOP!海賊版」キャンペーンを実施している。昨年は、海賊版利用を止めてもらうために、まず、正規版の読者への感謝の気持ちを伝えようとの意図で、人気漫画６０作品×人気マルチアーティスト Vaundy による楽曲『ありがとう』とのコラボで Music Video を作成、リリースし、大きな話題を呼んだ。
海賊版にアクセスしないことが権利者を守ることになり、創作のサイクルを守ることにつながるという啓発が非常に重要である。生まれた時からデジタルデバイスに慣れ親しんだ子供たちには早期からの啓発教育活動が必須であると考える。継続的な啓発事業を強く望む。

法人・団体名
２０．一般社団法人日本自動車工業会
意見の分野
B. 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用
意見

＜意見＞
多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用

カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに代表されるように、昨今、グローバルレベルでの課題解決に対して、一企業、一業種の努力では実現不可能な領域が多数存在する。その解決策として多種多様な技術、知識、ノウハウ、経験を持った複数のプレイヤーで構築されるバリューチェーン型オープンイノベーション（OI）が有効であり、そのチェーン内で無形資産（技術、知財、ノウハウ等）の利活用の促進が益々重要となってくる。OI に参画するプレイヤーや課題解決に欠かせないインフラ、規格技術等を提供するプレイヤーは自身が保有する無形資産をより良い社会へ貢献するために経済価値の最大化だけではなく、社会的価値を考慮して、エコシステムを構築する必要がある。しかしながら、経済価値を重要視するあまりに各プレイヤーの力関係により取り扱いが決められてしまう現状も垣間見られ、イノベーションを促進し社会に貢献するエコシステムが形成されているとは必ずしも言えない。

それを是正するためには、官民が一体となり日本国としての最良なエコシステムの規定や取り扱いを検討する必要があると考える。エコシステムに重要な論点は「公平性」「透明性」「納得性」であり、OI 全体としての価値の最大化、イノベーション促進、社会貢献度を念頭に置いて我が国の産業構造も考慮しつつ丁寧に検討していくべきと考える。

また、OI には多様なプレイヤーが存在し、各人が課題解決のために最良なプロセスや技術を持ち寄り、多種多様な技術やサービスを組み合わせて成果の最大化が図られる。その一つでも欠けた場合には課題を解決できない事案も発生するため、プレイヤー間の信頼感・安心感も重要となってくる。仮に一つの技術またはサービスが特許侵害により販売差止となった場合は課題解決が困難となることも想定され、また、プレイヤー間の信頼も失墜し、OI が瓦解することも考えられる。それを回避するためにも特許法の差止請求権の在り方について、現在の産業構造を加味した検討が必要であると考える。例えば、公共の利益に大きな影響をあたえる技術やサービスおよび社会課題を解決するためのインフラや規格必須の技術に関しては、一定程度の制限を設けるなどの検討を進めていくべきである。グローバルにみても米国では判例により特許侵害による差止請求の条件が明確化・一般化されており、また 2021 年にドイツも差止請求に関して救済規定が明文化された。我が国も国際競争力の向上および、より良い社会の実現を目指し、法改正も含めて検討をしていくべきと考える。

以上

【法人・団体からの意見】

法人・団体名
２１．一般社団法人日本知的財産協会
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

▽「構想委員会」の主要検討事項 に関する意見

1.イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築に向けて
1.(1)イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について
●「研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しする」ことを目的とする制度導入は賛成する。まずはスモールスタートとなることも理解できる。
そのうえで以下 2 点につき、意見を申し述べる。
(i)今回令和 6 年税制改正大綱で規定されたイノベーション拠点税制に関して
制度の実装にあたっては、企業実務が混乱することのないよう、産業界の意見、実務の現状を把握していただくようなご配慮をいただきたい。弊会としても、現在の企業知財実務について継続してお伝えしていく用意がある。
(ii)本制度を踏まえ、更にイノベーションを創出・促進するための施策の方向性
本制度の目的は、国内の研究開発を促進し、イノベーションを生み出す事業環境の整備であると考えられるところ、イノベーションを起こして社会貢献を目指す企業においては、研究開発を通じて自社製品･サービスの提供により収益を上げることが主目的である。「知的財産推進計画 2023」において「民間企業による知財創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策」を掲げているとおり、知財の創出・活用を促進することによる経済発展の効果は、それ単独では効果が限られ、インプットとなる研究開発投資が増えてこそ大きな効果を発揮するものである。したがって、今般の制度のように、「研究開発投資の促進（研究開発税制）」と「無形資産投資の促進（イノベーション拠点税制）」の両輪でイノベーション推進することを目指すのであれば、両者のバランスが最もイノベーションが推進される制度設計が求められる。
特に、無形資産投資を促進させるための原資が研究開発投資を促進させる原資から充てられる場合は、慎重な検討が必要と考える。例えば、これまでの研究開発投資に基づいて既に多くの無形資産を保有する企業の場合には、たとえインプットとなる研究開発投資のインセンティブを縮小したとしても、無形資産投資やその活用を促進するアウトプットのインセンティブを拡大する意義があるであろう。一方、研究開発投資に出遅れて早急にキャッチアップが必要となる企業の場合は、アウトプット促進の前にまずはインプットのインセンティブ拡大が必要と考えられ、また、研究開発費の割合の高い業界や企業においては、研究開発税制の縮小による負のインパクトの方が大きいことが懸念される。アウトプットに対するインセンティブの在り方は、これらの状況も踏まえてご検討いただけると有難い。
また、今回のイノベーション拠点税制は、スモールスタートとなったが、その対象拡大を検討される場合は（例えば、構想委員会の第 1 回検討に入っていた「知財を組み込んだ製品の売却益」を対象に加える場合)、その制度設計について、企業知財実務の実態についての情報をお伝えする準備があることを申し添えさせていただく。

1.(2)知財エコシステム全体での多様性と包摂性を高めることについて
●知財エコシステム全体での多様性と包摂性とをさらに高めていくために、以下 2 つの観点が盛り込まれることが重要であると考える。
(i)多様な人材の育成に向けた、場の提供
ジェンダー、障がい、国籍などを問わず、多様性のある人材が、自らの意識で、知財やイノベーションの創出に参加し、意見を発信することができる知財エコシステムを構築していくために、多様な環境をつくるための施策を学んだり、知財制度のユーザー団体や有識者等も交えた、「議論の場」を提供していくこと。
(ii)多様な人材の継続的な育成に向けた、仕組みづくり
多様性のある人材育成を強く意識した「多様な個」の育成や、各個人のキャリアの多様性を確保するための機会の提供などを通じた、中長期的な視点での「知財エコシステム構築に向けた人材育成」について、課題や展望を整理して、より実践的に取組を行うこと。

【法人・団体からの意見】

●課題の発掘、解決手段の発想など、知財活動のいずれの面においてもダイバーシティ・インクルージョンの重要性は広く認知されており、メンター育成やメンタリング支援の充実により、知財に馴染みのないプレイヤーが知財活動に参加することは大変望ましい。このようなプレイヤーがメンターにアクセスできる機会の拡充など、一層の支援の充実をお願いしたい。

1.(3)産学連携による社会実装の促進
●産学共有特許の実施許諾時の同意の問題に関し、昨年度の弊会からの意見は、大学が一方的に実施許諾できることへの疑義を示し、産業界の実情の調査や意見徴収を求めるものであった。
それと、ほぼ同じ時期である 2023 年 3 月に出された「大学知財ガバナンスガイドライン」では、『企業側が「正当な理由」なく社会実装を達成していない場合は、大学判断で実施許諾できることを目指す』とされたものの、「正当な理由」として、「実施に対する社会的な受容が得られなかった（つまり、ニーズがない～少ないと解釈)」場合や、「企業が採用する技術の代替技術であってそれを実施許諾されると競争優位性が阻害される」場合などを例示いただき、大学側に一方的に実施許諾されると企業が不合理を感じて困るようなケースは、合理的に「正当な理由」と認めてもらい得る根拠をいただいた。
また、今回の構想委員会の第 2 回の資料 1 の第 15 頁においても、複数大学からの意見として「共同研究成果の社会実装＝第三者へのライセンスと一律に考えるのではなく、実施されない理由を理解する必要がある。共同研究先（＝企業）との関係性も重要」という意見が挙げられており、真の Win-Win を目指した産学連携の端緒を見ることが出来たことを有難く感じている。
その一方で、弊会の会員企業からは「大学知財ガバナンスガイドライン」が発行されて以降、大学側のスタンスが以前よりも硬化したという声が挙がっているのも事実である。これは、「大学知財ガバナンスガイドライン」の目指すところに、未だ伝わりづらい部分が残っていることに他ならないと考える為、次のステップとしては「正当な理由」が認められるべき理由と、認められるべきでない理由、それぞれの例示を産学双方で意見を出し合って更に解釈を明確にすると共に、その周知を産学双方で徹底することが必要と考える。
また、日本経済の発展には産学の連携、その成果の創出、社会実装も含めた成果の活用が欠かせないものであり、そのためには、産学双方が Win-Win の精神で連携を強化すべきところ、今般の大学知財ガバナンスガイドラインは、産学共有特許の実施許諾時の同意の問題など、企業に関係する事項が含まれていたのにも関わらず、企業ビジネスの実務実態をお伝えすることが叶わなかった。企業サイドも自己の都合のみを主張するのではなく、Win-Win の精神で臨む必要があるのはもちろんであるが、産学連携を成功させて日本経済を発展させるため、共に意見を出し合って、お互いを高めあっていかねばならないと考えている。

2. AI と知的財産権等との関係をめぐる生成 AI の懸念やリスク等の課題への対応方策等
●AI と知的財産権等の関係をめぐっては、知財本部の AI 時代の知的財産検討会や、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会に置いて 2023 年度に検討が進められてきたところと承知している。
弊会は、AI は変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、ソフトローやアーキテクチャによる対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切と主張してきており、これらの検討体による検討の方向性は基本的に適当なものと評価している．今後、文化庁の「AI と著作権に関する考え方」のように、政府の検討が一定程度まとまったものについては、結果を国民に分かりやすく周知し、利用者側の過度な委縮を防ぐとともに、権利者側の懸念の払拭に向けた取組を進めていただきたい。
また、AI と知的財産等との関係をめぐっては、海外でも制度の在り方に関する議論や様々な裁判が進行中であり、その状況も見つつ、必要に応じた継続的な検討を行っていただくことも併せて要望したい。

▽「知的財産推進計画 2023」重点裏項　に関する意見
A.スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化
●スタートアップ・大学を含めた産官学の各々が、「マーケティングに基づき、研究開発から事業化・収益化までを考えた一気通貫の知財マネジメント（シーズ開発から事業化までの全体像)」を自ら考え、活動していくことが、知財エコシステム強化につながると考える。産官学何れでも起こり得ることであるが、シーズ開発に注力するあまり、事業化・収益化の出口を考えずに開発を進めてしまったり、いざ事業化を目指すステージになって開発してきたシーズでは不充分であることがわかって、開発のやり直しが必要になるようでは、知財エコシステムは構築できない。産官学が役割分担して協創するケースでも、各々がそのケースにおける知財エコシステムの全体像を自分事として考え、意思疎通を密にしてお互いを補完しあい、高めていく必要があると者える。

【法人・団体からの意見】

なお、上述の知財エコシステムを考え、活動していくためには、それを担うことができる知財人材が必要となるが、その育成には時間とコストがかかるため、産官学が、それぞれ単独で知財エコシステムを担う人材を育成することは困難であるケースも考えられる。産官学間で相互に人材の交流を図ったり、社外弁護士・弁理士を活用するなどの施策強化も検討していただきだい。
(A1)大学における研究成果の社会実装機会の最大化
●研究成果の社会実装の機会を最大化するためには、マーケティングやその研究の方向性に沿った事業化可能性の調査が必要である。しかしながら、大学が独自に調査マーケティングを行うことは資金、人材などのリソースの面で限界があると考えられる。大学が様々なステークホルダーと連携、交流することに加えて、ステークホルダーが保有するマーケティングの情報を積極的かつ公平な立場で活用できる制度設計が必要と考える。

●TLO は、大学間での格差もあり、全体としては十分に機能を果たせているとは言い難い。資金面の援助も課題であるが、ビジネスと知財の両方がわかる専門家の不足も課題のひとつと考える。そのような人材の育成を含め、欧米の仕組みを単に踏襲するのではなく、日本の大学の研究体制・日本企業の特質にマッチした仕組みづくりが必要と考える。

(A2)知財を活用した大企業とスタートアップの還携促進
●2023 年 3 月の「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver2.0」には、企業の知財・無形資産なとの経営資源のうち、スタートアップに提供可能な資産の情報開示等の推進が記載されている。昨年度は弊会の意見として、情報開示を一方的に求めていることへの違和感があるとした。
ただ、それとは別に、各企業もスタートアップとの連携の必要性を意識をしており、スタートアップの情報を収集して、ライセンサーの立場でスタートアップに対してどのような情報開示が役立つか、オープンイノベーションの協創相手としてどのように連携していくべきか、という両面での検討も行われている。日本の発展及び将来の可能性を広げるためにも、産学官がスタートアップと連携を深めること、それが促進されることは大いに賛成である。
なお、弊会では、オープンイノベーションを研究する WG の中にスタートアップ対応チームを作り、スタートアップとの定例ミーティングも行っている。また、企業内で急速に増えているコーポレートベンチャーキャピタルに関する情報の把握や共有化なども行っている。このような活動もスタートアップ・大学の知財エコシステムの強化と意図を同じくする弊会の活動として捉えている。

●日本においては SaaS 系やセンサーを含む装置系の領域でのスタートアップと大企業との連携事例がみられる一方で、マテリアル系の領域では、大企業とスタートアップとの連携で収益が得られるまでになっている事例は少ないように思われる。そこで、日本が海外との競争のなかで優位に立てる可能性が高いマテリアル系において、大企業とスタートアップとの知財エコシステム構築の成功事例のみならず失敗事例について掘り下げるなど、企業がスタートアップとの連携推進を検討する上で参考となる事業領域別の事例収集をお願いしたい。

(A3)知財をフル活用できるスタートアップエコシステムの構築
●スタートアップは資金力の無さや知財人材の不足から知財権の取得に後ろ向きであったり、仮に前向きであっても、競争力に資するような知財権の確保ができていない場合も多い。最近では、連携先の大企業が知財機能を担ったり、支援したりしているケースも出てきているが、政府としても継続的なスタートアップ支援をお願いしたい。

●スタートアップの有用な技術資産が、M&A や廃業などで、後続スタートアップなどに承継されないことが課題として取り上げられて久しい。知財権のみならずノウハウなどの技術資産を含めた知的資産、さらには人的資産をも含む承継の仕組み作りを日本のスタートアップの継続的な活性化の重要課題として検討頂きたい。

●スタートアップに対しては研究の初期段階からそれぞれのスタートアップに寄り添うような支援が必要とされており、政府、大企業など様々なステークホルダーからの支援が実施・検討されている。それらをより実効性のあるものとするためには、これまでに実施されてきた支援の成果を評価する仕組みがあると考える。

B.多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用

【法人・団体からの意見】

(Ｂ1)バリューチェーン型オープンイノベーションにおける知財・無形資産ガバナンスのあり方
●バリューチェーンをカーポンニュートラルやサーキュラーエコノミーに関連づけて考える場合、特に独占権として認識される知的財産権をどのようにオープンイノベーションに参加する多数プレイヤーが効果的に利用できるか仕組みを作るのかは重要な検討テーマである。
弊会では、カーボンニュートラルに関連するテーマとして、WIPO GREEN の運用において、環境技術のパテントプール化または技術パッケージ化を WIPO に提案し、現在それに向けて検討をしているが、特に先進国間では、特許権が技術普及の最大のネックになっているため、さらに検討を進める予定である。

●パテントプール等の従来からある技術や知財・無形資産の利活用を促進する仕組みにおいて、多数のプレイヤー間の煩雑な知財ライセンス取引コストの低減等が推進計画に書かれているが、具体的には、パテントプールへのライセンス料報告については、インターネットなどを通じて簡易的に報告等が可能である。
それに対し、支払いにおいては、パテントプールに加盟する企業・団体が国内だけでなく、国外の企業も多くあるため、支払い時に各国の税制度に合わせて、書類の作成・提出を求められて税務署との協議が必要となる等、非常に苦労しているのが現状である。従って、複数の国に跨る多数のプレイヤー間の煩雑な支払い業務を含めた知財ライセンス取引コストの低減に向け、現実的で具体的な施策を進めていただきたい。

(B2)知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築
●知的財産推進計画 2023 では、マッチング・エコシステムとして、開放特許情報データベースの効率的な登録方法や活用可能性を上げるヒントのマニュアル作成の検討が予定されている。特許のデータベースは、それだけでは活用が活発化はせずに、情報として埋もれてしまう傾向が強い。つまりニーズとシーズを仲介するコンサルタントの存在がどのような活動を行うかにより、マッチング・エコシステムが機能するかどうかが決まる。
弊会では、マッチングを仲介する仕車にチャレンジしているが、これは世界各国の環境課題の情報（ニーズ）を、UNDP などを通じて調査し、WIPO GREEN に登録されている環境技術（シーズ）から解決策を発見し、ニーズ側に提案するものである。
もし政府が、本テーマのマッチング・エコシステムを構築するなら、仲介者の存在とどのような活動を期待するか、それは業務として成立し継続性があるかについてまで、検討の範囲を広げて欲しい。

●知財の見える化について、大企業や大学に蓄積されている知財に焦点を当てはいるが、スタートアップの知財は件数が少なく調査・確認対象から漏れやすい。スタートアップが積極的に開放特許情報データベースに登録しやすくなるような周知方法およびインセンティプの在り方について検討をお願いしたい。

●“マッチング事業などを通じてライセンスを受けた技術の事業化を支援する体制＂の引き続きの検討をお願いしたい。マッチング事業実現のためには、ライセンサーのシーズの把握のみならず、ライセンシーのニーズの把渥も重要と考えられるが、そのようなニーズは競合企業には知られたくない事業戦略上機密性の高い情報であることが一般的であるため、当該情報がどのように管理され、マッチング候補に開示されるのか明確になることを望む。

(Ｂ3)オープンイノベーションを支える人材の多様性
知的財産推進計画 2023 には、「ソーシャルイノベーター、特に知的財産に馴染みのないスタートアップや非営利法人、女性や若者などの多様なプレイヤーが、知財専門家チームによるメンタリング支援を受け、知的財産の活用を通じ、他社と共創によって社会課題を解決していくための支援を行う」旨が施策の方向性として記載されている。この施策は、多様な人材がオープンイノベーションに参画し、支えることを目的としていると考えるが、対象者としての「多様な人材」として上記を含めた誰を想定するか、その対象者にオープンイノベーションのどの部分を担ってもらうかによって、行うべきメンタリングの方向性や支援は異なってくると考える。ますは、多様な人材に何らかの形でオープンイノペーションに関わってもらうことから始めることになると考えるが、どのような人材に何を担ってもらうのが知財エコシステムに繋がるのかも検討も併せて進めていただきたい。

C.急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方
(C1)生成 AI と著作権
●文化庁の「AI と著作権に関する考え方」のように、政府の検討が一定程度まとまったものについて

【法人・団体からの意見】

は、結果を国民に分かりやすく周知し、利用者側の過度な委縮を防ぐとともに、権利者側の懸念の払拭に向けた取組を進めていただきたい。
また，AI と知的財産等との関係をめぐっては、海外でも制度の在り万に関する議論や様々な裁判が進行中であり、その状況も見つつ、必要に応じた継続的な検討を行っていただくことも併せて要望したい。

(C2) AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方
●AI 関連発明、AI を利活用した発明、AI による発明のいずれも制度設計については慎重な検討が必要であり、現状は異なる立場のステークホルダーの意見交換やガイドライン等による政府機関の意見発信が重要と考える。

●AI を利用した発明に係る発明者の要件については、内閣府の「AI 時代の知的財産権検討会」2023 年第 5 回の資料 1 にも整理されている通り、「現行法制度上の発明者の要件の考え方を基本としつつ、今後の国際動向を踏まえながら、引き続き必要に応じた検討を進めることが望ましい」との方向性に賛同する。
上記検討会で議論されているように、現時点では、人の実質的関与なくして、AI 自身が自律的に創作活動を行う段階には達しておらず、AI を自然人が利用した発明創作活動が一般的と考える。この場合は AI を利用した自然人が、発明の創作に寄与した度合に応じて発明者を認定する考え方、つまり現行法制度上の発明者認定の考え方が適用できる。
ヒトの創作的寄与の有無や程度については、
(i)ヒトが「具体的課題を解決する目的」を有していること、
(ii)当該課題を解決する目的に従って「創作的寄与」を行うこと、
の両者を考慮して判断できるものと考えるが、ここで AI を利用した発明において一般的・抽象的な寄与と具体的な発明に対する創作的寄与をどのように区別するかの解釈がまだ明確になっていないと考える。
創作的寄与と認められる場合・認められない場合が具体的にどのようなケースであるかについて、事例等を整理し、ユーザーに分かりやすく周知・公表されることを期待する。例えば、2024 年 2 月 13 日に発効された USPTO の AI の支援を受けた発明の取扱いについてのガイダンス(lnventorship Guidance for AI-AssistedInventions)と共に公表された仮想事例について、日本ではどのような考え方で判断がなされるのかを公表することも、ユーザーの理解の一助となるものと考える。
ヒトの創作的寄与なく AI が発明を生み出した場合の保護の在り方については、仮にこれを特許法で保護すると、保護される発明が過剰になり、保護と利用のバランスが大きく崩れる可能性も懸念される。この点については、今後の国際動向を踏まえながら、引き続き憤重な議論をお願いしたい。
また、進歩性等の特許審査実務上の課題については、特許庁の「現行の審査実務で対応可能」との見解に同意する。
今後については、AI 技術の進展を見据えつつ、必要に応じて適切な進歩性等の在り方を検討することも必要だが、AI の利用／非利用により進歩性の基準が変わる可能性については知財活動に大きな影響が予想されるため、AI 以外の新たな革新的技術の登場・進展も見据えて、特許法による保護や進歩性の考え方による対応にとらわれることなく、他の手段も含めて、我が国の産業発展に資するイノベージョンの成果の適切な保護の在り方を検討することが必要と考える。

●生成 AI 技術により大量の技術が創出され公表や出願された場合それらが先行技術として扱われると、先行技術が爆発的に増えるような状況になることも考えられる。そのような状況では、特許権の権利の安定性に影響を与え自然人たる発明者の創作意欲が削がれるおそれがあることを懸念する。

●前年度の弊会の意見では、AI 関連発明を適切に保護し利活用を促進するために、審査事例に関する情報などの知見を広く公表いただきだい旨の意見を述べた。この点について、2024 年 3 月 13 日付にて、特許庁より、「特許・実用新案審査ハンドフック」を改訂いただき、AI 関連技術に関する特許審査の 10 事例を追加いただいた。技術の発展に合わせた実務の指針をお示しいただくことは、実務の予見性を高めるものとして感謝申し上げる。また、五庁会合における NET/AI タスクフォースにおい技術・AI 関連発明の審査実務の明確化をいだだいていることや中国国家知識産権局と AI 関連発明に関して実施した比較研究を公表いただいたこと等、特許庁の取組を広く情報提供いただくことは、変動の激しい分野において実務の貴重な資料となるものであり、引き続き継続していただきたい。

D.知財・無形蚕産の投蚕・活用促進メカニズムの強化
●知財推進計画 2023 工程表の項目 20 にある「好事例の公表と表彰」に関し、知財・無形資産を活用し企

【法人・団体からの意見】

業価値を高めている好事例を収集・開示される際、知財部門・事業部門・開発部門が各々どのような役割を果たしたかについても収集・開示いただけると助かる。

●「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の普及促進は、企業側に求めるのと同程度に投資家にも求めるべきものである。その観点から、2023 年 3 月 27 日に公表された知財・無形資産ガバナンスガイドライン v2.0 においても、P.10 に「・本ガイドラインでは、企業の取組において参考となる様々な取組事例を紹介しているが、今後、本ガイドラインを踏まえた様々な好事例を収集し、それらが多くの企業に共有され更なる活性化につながっていくよう取り組む必要があると考えている。」と記載されている。これに関して、「知財・無形資産の『開示』の好事例の収集・共有」のみならず、特に「企業・投資家双方の『対話』の好事例」についても新たに収集・共有いただくことを希望する。対話の好事例を知ることで、投資家の目線で何が課題で、今後どうすべきかを企業が知る機会となることが期待できる。対話事例の収集・共有にあたっては知財権（特許権、意匠権、商標権、著作権など）に偏ることなく、知財権以外の無形資産（技術ノウハウ、顧客リレーション、レピュテーション、人材など）もカバーするように、各種施策の検討に取り組んでいただくことを希望する。

●知財推進計画 2023 工程表の項目 27 にある「情報開示などの専門家も企業に派遣」に関し、支援事業によって得られた知見を第三者も広く有効活用できるよう、成功事例や失敗事例または残課題を含め周知する機会（支援を受けた企業経営層が参加するパネルディスカッション・座談会の公開化、報告書の発行など）を設けていただきたい。

●知財推進計画 2023 の P41,18-20 行に「今後のさらなる SX の推進に向け、知財・無形資産戦略と人的資本戦略の一体的、統合的な戦略構築と開示の好事例の抽出等を進め、具体的な留意点を示していく必要がある」と記識されている。
これに関しては、好事例の抽出と具体的な留意点の公開に大いに期待している。
知財・無形資産戦略と人的資本戦略の一体的、統合的な戦略構築が重要と理解する経営層が増えていると理解しているが、その為の現揚レベルでの施策は未だ不十分との意見もあり、経営層と戦略を提案・実行する部門との認識のギャップを埋める活動など、双方に解決に向けて継続的に取り組むべき課題は残っていると思われる。好事例や留意点の収集と開示は、この課題解決に大いに役立つものと考えている。

●知的財産推進計画 2023 では、「持続的な成長の実現に向けた知財・無形資産創出につながる研究開発投資・人的資本への投資・・・」(P40)、「中長期的な視点で、より戦略的に研究開発投資を行う 」(P44)、「知財の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策」 (P46)が重要とされています。そして、これら研究開発投資や人的資本投資等（以降研究開発投資等という）は民間企業や投資家が行うとされている。
しかし、国家間の競争環境が激化し、行き過ぎた選択と集中や短期利益が追求され過ぎる昨今では、民間だけの研究開発投資等にはおのずと限界がある。一方、他の先進国と比較し日本の GDP は 30 年も成長しておらす、このままでは日本の産業発達（特許法 1 条（目的））や日本経済発展が見込めないという喫緊の解決すべき課題がある。
そこで、長期的な視点でリスクを取り得る日本政府自らが研究開発投資等を率先して増やし、我が国の将来の資産（無形、人的資産含む）形成を行い、経済成長を図って国益にかなう政策をお願いしたい。この投資においては、研究開発投資等の財源を他の予算から回すだけや、国民に増税して賄うこととすると、結局、日本経済が成長しないため、研究開発投資等を費用ではなく将来に対する投資と考え、例えば、起債対象を無形資産にまで拡大した「投資国債」の発行も含め、抜本的な資金調達の検討を求めます。これは、日本政府の国益に充分かなうものと考えます。

E.標準の戦略的活用の推進
●政府におかれても以前より認識されているように「標準の戦略的な活用」は重要な要素であると言えます。そのような認識に基づいて、標準化人材の育成を強化するとともに、重要な技術分野に特化して官民連携して国際標準化戦略を強化してゆく政府の取り組みについて賛同致します。
更には、最近の環境変化、とりわけ、SDGs に向けた社会課題解決や、将来の人類社会の目指すべき姿としてのサーキュラーエコノミーに資する標準化活動が活発化してきており、これらの環準は特定の業種だけではなくあらゆる業種に共通して影響を与えるものであり、過去にも増して「標準の戦略的な活用」は幅広い業種、企業において重要になってきております。しかしながら、国内企業では、まだ「標準」を十分に活用しきれていない、あるいは「標準を戦略的に活用」する企業の裾野の広がりがまだ狭いというの

が実情と思われます。一方、海外に目を向けると、欧州や中国をはじめ、様々な社会課題に対する法規制整備、更に規制を補完するような標準化・ルール形成活動が活発になってきており、海外企業が標準開発から活用まで戦略的に対応を進めているところです。そこで、国際的な視点からも日本の産業競争力を更に向上させるべく、「標準の戦略的な活用」に関する幅広い産業への啓発の取り組み（標準活用の成功事例、失敗事例の共有を含む）を推進するとともに、議長や幹事の要職にて標準化を牽引できる尖端人材のみならず、企業内にて標準戦略策定できる戦略立案者の人材育成等について官民挙げての育成を推し進めて頂きますよう要望します。

●また、国際標準策定の場における日本の影響力を強めるためには、いわゆる 1 国 1 票問題（日本が 1 票しか有さないのに対して、例えば欧州は含まれる国数分の票を投じることができる）への対策として、国が多いアセアンや中南米、アフリカなどと連携を深めて味方に引き入れるなどが行われていると考えるが、投票制度そのものの改革を提案するなども含めて検討をお願いしたい。

F.デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
●デジタル化の進展の中で注目を集める生成 AI をはじめとした AI、メタバース・デジタルツイン・Cyber- Physical System(CPS)なとの新たな社会課題解決を可能とする新技術においてデータは重要な役割を果たしており、特に産業データ（非個人情報データ）はデジタル社会の構築する重要な基盤として位置付けられると考えています。そのため、データ利活用促進は我が国の産業発展に大きく寄与すると思慮します。
弊会は、全産業を横断的に網羅する多数の会員企業が、①データを生じさせる機器・サービスのユーザー、②機器製造業者、③関連サービス提供者、及び④生じたデータの保有者のうちの 1 つまたは複合的な立場でデータビジネスに携わっております。いすれの立場においても、データを企業競争力の源泉として重要視しており、データを安心、安全かつ公平に利用できるビジネス環境の整備が重要であると考えます。かかるデータ環境（主にルール）の整備に際しては、(1)知的財産法の枠組みの尊重(2)規制と競争のバランス、(3) 予見可能性と透明性の向上、(4)国際的なハーモナイゼーション、が重要な要素であると考えます。
我が国が推進する DFFT (Data Free Flow with Trust)を実現するためにも、企業が保有するデータ（営業秘密を含む）の適切な保護と業種横断的なデータ利活用推進の双方観点からバランスの取れたデータ政策を推進することが肝要です。
また、データは企業ノウハウを含む機密情報としての性質も有しており、各企業の特性を生かしたデータのオープン・クローズ戦略が尊重される必要があります. 一方でデータ活用ビジネスは日々進歩しており、そのような状況下で規制や保護について法整備してしまうと、将来、却ってデータ利活用を阻害する副作用が生じることを懸念致します。そのため、データに関するルールを検討頂く際には、ハードローではなくソフトローがデータの利活用に資するものと思慮致します。
諸外国の一部ではデータ利活用のためにデータへのアクセスを許容するルールも策定されておりますが、テータアクセス自体がデータ保有者の望まない営業秘密開示に繋がる等、その副作用への懸念も小さくありません。加えて、ここで策定されているルールは、データを保有する企業に重い負担を課すもので、データ利活用の阻害が生じかねない状況です。データアクセスを許容するルールについては既存の知的財産制度が尊重されることを前提に、アクセスは明確なルールの下でバランスの取れた範囲に限定されるべきと考えます。特に、TRIPS 協定第 39 条で規定される「開示されていない情報の保護」が適切に履行されるよう、営業秘密の保護範囲が不当に限定解釈されないことが重要です。一方で、イノベージョンを阻害し得るようなデータの過度な保護も望ましくないと思慮致します。こうしたデータにかかるルール・規制の検討の際には、 (1)既存の知的財産制度が尊重されるべきであり、(2)データへのアクセスは明確なルールの下で一定のバランスの取れた範囲に限定され、(3)イノベーションを阻害する可能性のあるデータ保護はすべきでなぃ、と考えます。データ施策の検討に際しては産業界とも適宜ご連携を頂き、ステークホルダーの意見を汲んで頂けますと幸いです。
また、今後、各国で様々なデータにかかる施策・ルール化が進むことが見込まれます所、企業は各国の制度を適切に把握した上で各国のルールに従った対応をすることが求められます。データのコンプライアンスに関する情報収集は勿論のこと、各国の施策・ルールが製品設計、ビジネススキームに影響を及ぼすことが想定され、企業の事業に与える影響は大きく、データ利活用を促進するにあたって大きなハードルとなります。まだ、各国の施策・ルールが矛盾する場合に、企業がその板挟みとなり対応に苦慮することも生じ得ます。企業がグローバルでのデータ利活用を円滑に進められるよう、各国の施策・ルールの適時の把握・情報提供、そして、企業が適切に対応を進められるようご支援を望みます。

【法人・団体からの意見】

G.デジタル時代のコンテンツ戦略
●SNS の普及により、クリエイターや権利保有者による適法かつ適正な権利主張が、法制度に詳しくない一般大衆からの批判を受けて「炎上」するケースがみられ、権利主張を委縮させるおそれが生じている。正当な権利主張が妨げられないよう、世間全体に発信をお願いしたい。

(G2)クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
●コンテンツの利用環境の変化を踏まえた、より公平で透明な経済効率の高い適切な対価還元の仕組みについて検討がおこなわれることを期待します。

(G3)メタバース・NFT、生成 AI など新技術の潮流への対応
●生成 AI に対する対応の在り方ついては、「構想委員会」の検討事項に対する意見として先に述べた通りである。
メタバースや NFT といった新技術の潮流に対する対応については、一昨年度から昨年度にかけて、政府の「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」で検討が進められ、昨年 5 月に論点整理がとりまとめられたと承知しています。
弊会は、論点整理案に対するパブコメにおいて、性急な法改正を行うよりも、技術を活用した仕組みやソフトローによる解決を行うべき旨主張しており、論点整理もその方向に沿ったものとして評価しています。
他方、論点整理がとりまとめられて一年が経過しようとしており、その間にも、国内外の政府や民間団体による様々な取組みが進められていますが、情報が集約されておらす、メタバースや NFT に関するどのような課題が解決され、どのような課題が残されている又は新たに生じているかが不透明な状況となっていますので、政府において適切なフォローアップを要望いたします。

(G4)コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革
●テクノロジーやビジネスモデルの変化スピードが著しい領域では、改正手続きに時間を要するハードローではなく、ガイドラインなとのソフトローを活用することをコンテンツ戦略の基本姿勢としている点に賛同します。また、ソフトローのメリットを最大限活かすために、政府でまとめられた考え方の整理やガイドライン等は、テクノロジーやサービスの発展に応じて、適宜更新されていくことを希望いたします。

(G5)デジタルアーカイブ社会の実現
●過去の様々な知を集積したデジタルアーカイプは、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものと考えられることから、そのような社会の実現に向けた施策を支持します。デジタルアーカイフ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスをとりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度が検討されることを希望します。

(G6)海賊版・模倣品対策の強化
●現実世界での取引を対象とした商品に係る商標権を取得した者が、仮想空間の商品における商標の使用を適切にコントロールできる還境が整っているかを検討し、審査実務等の見直し等の必要な措置を講じる必要があると考える。
特に①現実世界の商品を対象とする商標権が仮想空間での商取引に対しても効力を及ぼすことの是非、②仮想空間での取引を対象とした商品に関する指定商品・役務の取り扱い（表現や区分、類否判断等）の検討を推進することを要望する。
いずれにしても、既に仮想空間を介して現実世界での市場取引が行われている実態等を考慮して現実世界の商標権者に過度な負担が生じることがないようにしていただきたい。
仮想空間事業に関する技術及びサービスの発展は目覚ましいものがあり、取引の実情も日々変化することが予想されることから、当該分野の出願の重要性は一層増すと考えられるとともに国際調和の観点からも早急な検討が必要と考える。

H.中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化
(H1)中小企業／地方（地域）の知財活用支援
●2023 年 3 月に「知財経営支援ネットワーク」構築の宣言が特許庁よりなされ、中小企業等の特許審査請求料や特許料を軽減し、外国出願補助金支援なども行われている。対象企業にとっては、このような支援に大いに助けられていると考える。
また、「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」が 2023 年 5 月に改定され、知財経営支

【法人・団体からの意見】

援ネットワークの構築／地域知財経営支援ネットワークの構築、経営者等知財経営の主体や研究者の育成、経営支援における知財経営支援の組込み、「知財 G メン」の創設、海外展開支援等の施策が新たに盛り込まれた点は大いに評価できる。また、知財戦略支援人材の流動化（兼業・副業）の促進についてはスタートアップが対象とされているが、中小企業まで範囲を拡大した上で施策の継続を期待する。
日本の大企業も発足当初は中小企業であり、効果的に知財を使うことを学びながら大きくなった経緯がある。弊会の会員をみると、目立つのは大規模知財部隊を擁する大企業だが、企業規模の割に知財部隊が少ない企業も多く、会員全体の中では中小企業も多い。弊会では、知財部門の人数が少ない企業のみを集めた研究会や各種の研修講座、個別対応（個社に合わせたカスタマイズ研修）などを通じて中小企業の支援もしている。
そのような活動を通じて課題と考えるのは、中小企業が知財を担保にして資金を得たいときに、日本では金融側の知財に対する理解がまだまだ不十分なこと、さらに銀行が担保とされた特許権を取得することになっても、次のステップとしてその特許権を事業に活用できる会社を見つける（マッチングする）仕組みがまだまだ手薄なため、実質的には特許権は融資を受けるためには機能しないことも多いようであるが、他方、商標は担保価値を認められるケースが多い。
日本では、特許を偏重し、商標の価値を低くみる傾向があるが、中小企業にとっての商標価値は、特許よりも遥かに大きい場合がある。そのため商標に着目した中小企業支援策も期待したい。

(H2)中小企業の知財取引の適正化
●2021 年 3 月に中小企業庁により示された「知財取引に関するガイドライン・契約書のひな形」および 2022 年 2 月に示された「取引適正化に向けた 5 つの取組」などにより、公正な知財の取り扱いへの意識が向上し、中小企業の保有する知財が活用されることは期待できる。
他方、国際取引に目を転じると、特に中国や韓国企業からの日本の中小企業への部材の発注については、彼らが日本企業の技術情報を入手したいという強い動機もあり、きわめて厳しい取引条件になることが多い。このような国際取引は日本国内ではなく現地での契約になることも多く、これに対応するためには、日本の中小企業は、知財や技術の保護の考え方が相当強く、しっかりしていなければいけない。つまり日本企業同士の取引について、規制により過保護にしすぎると、日本の中小企業は、国際取引の世界で海外他社との交渉の場では、弱くて彼らに太刀打ちできなくなる恐れがある。したがって、このような状況も想定しながら、中小企業の知財力、技術保護力の強化を一層行う必要があると考える。

I.知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
(I1)知財紛争解決に向けたインフラ整備
●国際仲裁を含め、鑑定や判定などの紛争解決手段の日本における利用が伸び悩んでいる点に関し、国内の事業者へのヒアリングや周知、外国の事業者との対比などにより、短期かつ低コストで紛争解決できる制度、体制の整備を求める。

●第三者意見募集制度（日本版アミカスフリーフ制度）の著作権法への導入検討
令和 3 年特許法改正によって、特許権等の侵害訴訟において、裁判所が広く一般に対して意見の提出を求める「第三者意見募集制度」が導入されましたが、著作権侵害訴訟においては、同制度は導入されていません。しかし、同制度の趣旨（技術が急速に発展する近年においては、裁判所の判断が業界に与える影響が大きい可能性があり、裁判所が事業実態や国際的な観点からの見解などの意見を広く第三者から収集し、適正な判断を示すための資料を得るというもの）は著作権分野にも当てはまるものと思われますので、同制度を著作権侵害訴訟にも導入することについて、政府における検討が行われることを希望します。
(I2)知的財産権に係る審査基盤の強化
●近年、我が国において特許査定を得た特許出願のファミリー出願が外国において拒絶確定となるケースが増えている。我が国の特許審査がいかに迅速であったとしても、その結論が他国と大きく乖離するようでは、昨今の企業のグローバルビジネスの広がりを考えると、無意味である。引き続き、国際調和の観点も踏まえた審査の質の向上に努めてもらいたい。

●実質的に技術的価値（進歩性）が乏しい特許出願が、クレームドラフティング上のテクニック（例えば、新規のパラメータで限定するなど）によって登録されるケースがわが国でも散見される。特許制度は、産業の発達を促すための制度であるのに対し、このような特許権は単に企業同士の足の引っ張り合いを助長するだけであって、むしろイノベーションの阻害要因となり、結果として産業の発展を阻害するこ

【法人・団体からの意見】

とになる。実態を調査し、真に産業の発展を促す制度として運用されるよう必要な対策を講じてほしい。公知技術に対する進歩性を今の審査基準に照らして審査することに留まらず、特許制度の本質に照らして、真に産業の発展に寄与するかという切り口も合わせて考慮いただく必要性を強く感じる。

●特許審査の質について、ユーザー評価調査では「満足」・「比較的満足」との回答が 6 割を超える一方で、「不満」・「比較的不満」の割合は少なく、一定の評価がされているように思われる。しかしながら、出願人自らの出願案件に対する評価と、ライバル企業を含む第三者の出願案件に対する評価の両面があるのに対し、現状のユーザー評価調査では、後者である第三者の視点からの評価が十分に反映できていないのではないかと想像する。審査の質に対するユーザーの声を適切に反映できるよう、「自らの出願の審査」「自らが関係する技術領域の第三者の出願の審査」の両面を考慮した評価を問う、これらを別々に問うなと、真に特許審査の質が回答されるような評価方法を広く検討いただき、審査体制について必要な対策を講じていただきたい。

●商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し
現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はない。一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グループの「類似群コード」が、指定商品・役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面がある。市場規模や競合 類似製品の数や流通国等、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望する。
特に、IoT、AI やビッグデータに深く関連するソフトウェア（審査基準上「電子計算機用プログラム」）やコンピュータ（同基準上「電子応用機械器具」）等の「電気応用機械器具」、電子管、半導体素子、電子回路に対応する類似群コードは現状「11C01」の 1 つのみとなっている。一方で、上記ソフトウェアといった指定商品はインターネット上の商取引やプロモーション活動を幅広く行う事業者において指定が必要な商品であり、更にこの流れは新型コロナウイルス感染防止対策として「非接触の対応」が推進されている現状で加速している。このような局面においてスマートフォン等情報端末用のアプリケーションをはじめとするソフトウェアの活用は必須であることから、当該類似群コードが付与される商品はあらゆる産業分野の事業者が権利化を検討しなければならない領域へと変化している。
しかしながら、現在は取引実態においては競合しない指定商品・役務を扱う他者の登録状況についても勘案しなければならず、その結果商標の選択の幅が限られる事態となっている。
このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われる指定商品・役務に関しては、相互に類似しないものと推定する等審査運用の見直しが必要と考える。たとえば、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードについて、取引実情に合わせた見直し（細分化や統合等）を特許庁やユーザー団体等で適宜議論することが必要であると考える。この見直しの検討にあたり、権利者としても指定商品・役務の取引実情に係る情報共有等の協力を惜しまない。また、併せて取引実情等に関する調査事業として商標分野における「特許出願技術動向調査」に相当する調査の実施が提案される。このような取組みにより得られる情報は、指定商品・役務の適切な記載にも資するものと思料する。

●商標審査期間の短縮
特許庁では、人員の増強や、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策及び 2021 年 2 月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会により取りまとめられた「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」でも商標審査制度の在り方にて今後の新たな取組・改善を講じるとしている。また、2021 年 11 月開催の第 10 回商標五庁(TM5)年次会合のユーザーセッションにおいて、特許庁より 2022 年度は一次審査通過(FA Pendency)までの期間を 6.5 か月、権利化（Total Pendency）までの期間を 8 か月目標とする説明もあった。実際に令和 5 年 2 月時点の商標審査着手状況（審査未着手案件）では、化学、食品、機械は最短 3 か月、雑貨繊維、一般役務は最短 5 か月、産業役務は最短 6 か月、国際商標登録出願は最短 8 か月と審査期間の大幅な短縮が達成されたことを歓迎する。

現在の商漂審査期間及び審査品質の維持とより一層の短縮化・高品質化に向けた施策を期待する。例えば、以下のような施策の検討をお願いしたしい。
(i)早期審査が認められたとしても、審査において他人の先願に係る商標と同一であること、あるいは類似すること（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）を理由として拒絶される場合、当該先願の帰趨が確定するまで以降の審査が進まないという実情があるため、審査期間全体の長期化が解消されない。したがって、早期審査が認められた出願の審査において引用された先願についても速やかに審査を進めるよう運用の変更を求める。

【法人・団体からの意見】

(ii)上述の「類似商品・役務画査塞準」の見直しにより、同基準を取引実情及びピジネスモデルの変化に合わせることも、特許庁と出願人との不必要なやり取りを減らし、更なる審査期間の短縮に資するものと思料する。
(iii)『知財推進計画 2023』P.99-100 にて、特許は「特許審査のスピードの堅持・審査の質の向上」、意匠は「高品質な審査による安定した意匠権」のように審査の質について触れられているものの、商憬には審査品質についての言及がみられない。特許、意匠審査では大きく改善している項目が見受けられることと比較して、商標審査では全体的に改善の度合いが弱いと思われる。審査期間の短縮が達成できた理由の情報公開とともに、審査期間の短縮が審査品質に影響を及ぼしていないことの調査や特許、意匠と比較して商標の審査品質の満足度が低い理由は背景の分析を行い、ユーザーへの情報公開及び対策の公表を求める。

(I3)知財を創造 活用する人材の育成
●大学側の人材基盤強化も継続して必要だと考えます。具体的には、ピジネスをよく理解した人材が、広域 TLO など各大学内の権限を有するポジションに入り、広範囲の研究成果を社会実装にコーディネートする等が考えられます。なかなか難しい面ではあるかと思いますが、大学知財エコジステムに関わる人材（育成）投資や、そもそもの大学研究開発投資についても柔軟な検討を希望いたします。

K.その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
(K1)医薬・バイオテクノロジ一分野における意見
●日本の創薬力を強化するには、産学官が協力してイノベーションを創出・促進する知財エコシステムを構築することが重要です。製薬企業は、産学連携により新たな研究開発にチャレンジして事業的な成功に結び付け、また国際競争力を強化して革新的な医薬品を患者さんに届け続けることが求められています。我が国においてイノベーションを生み出す環境を改善するため、国際的調和の観点も踏まえた知財に関する制度の整備や、データ利活用の環境整備が必要になります。医薬・バイオテクノロジ一分野「知的財産推進計画 2024」の策定に向けて、以下を要望します。なお、以下の意見は、前述した推進計画 2023 の各重点事項に当てはまるものもありますが、医薬・バイオテクノロジ一分野における意見として、ここにまとめた。

●AI デジタル関連技術の審査の国説的な均質化
日本特許庁が中心となり、AI デジタル関連技術に関する審査基準のハーモナイゼーションを進めることを要望します。
知財推進計画 2023 の工程表【重点項目 18 および 19】に関して、創作過程における AI の利活用の拡大を見据え、AI 関連発明の特許審査事例を拡充するなど、AI 審査支援チームによる AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査の実現に向けた取り組みが進められていると理解しています。また、AI を活用した発明が日本に限らす、海外にも特許出願されているところ、AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトも進められており(https://www.jpo,goJp/news/kokusai/ip5/gochou_ai.html)、ユーザーにとって大変有益なものとなっています。
AI 関連発明の審査事例が今後さらに増加することが予想される中、特許制度ユーザーによる権利化予測やそれに伴ったピジネス計画の立案容易化に資するため、例えば当該発明に関する記載要件の判断手法についての審査基準やガイダンスのグローバルハーモナイゼーションをリードするなど、各国審査の均質化のための活動を日本特許庁が中心となって進めていただくことを要望します。
また、AI 関連発明の審査基準を今後作成・更新するにあたり、産業分野毎に AI 利用の目的や効果ならびに AI 技術の進歩スピードが異なることを考慮いただくことが重要と考えます。医薬・化学分野では、化合物の薬効などを予測することは大変難しく、まだ AI の予測精度が高くないという現状を踏まえ、医薬・化学分野における AI 関連発明の審査基準の作成・更新に際しては、産業界の意見を十分にご考慮いただき、慎重な御検討をいただくよう併せて要望いたします。

●デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備（「知財推進計画 2023」重点項目 6）
「包括的データ戦略」について、2023 年 6 月、日本政府はデジタル社会の実現に向けた重点計画に統合し、積極的にデータ利活用の環境整備に向けた取組みを継続していますが、ヘルスケアの産業力強化のためには、産業界のニーズを踏まえたより一層の迅速かつ活用目的に沿った基盤構築の促進を要望します。例えば、AMED における研究開発データを中心としたデータ利活用のプラットフォームの構築が現在進められていますが、ヘルスケアに関しては、創薬の研究開発目的や市販後の安全性・有効性の研究目的など活用目的により利用するデータが異なります。これらヘルスケアの活動全般におけるデータ利用を俯撤

し、実際の活用目的に合致した基盤構築・法制度整備となるよう産業界の意見を踏まえ、データ活用を促進する環境の整備を期待します。
また、次世代医療基盤法の見直しについて、令和 5 年 5 月 26 日に令和 5 年改正次世代医療基盤法が公布され、内閣府健康・医療戦略推進事務局より「次世代医療基盤法の見直しについて」が示されました(https://www.kantei.go.ip/jp/singi/kenkouiryou/genome/genome_dal12/siryou1.pdf).
今後、次世代医療基盤法の改正法の施行に向けて、政省令、基本方針、ガイドライン等の改正などの必要な措置を講じられますが、産業界でのデータの利活用が進む方向での検討を要望します。
データの活用促進に向けた環境整備については、電子カルテを統一化し利用対象となるデータの信頼性を高めること、プロックチェーン・連合学習・秘密計算・差分プライバシーなどの先端技術を利用したデータの利用と保護の促進を要望します。

●「臨床訊験データ保護制度」の法制化
日本において「臨床試験データ」の保護制度を法制化することを要望します。
ここで言う、保護制度とは、先発品会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期閣保護する制度です。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、先発品の承認後一定期間は後発品が承認されないため（後発品は先発品の臨床試験データを利用できない)、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するだめの一定期間を確保することができます。
医薬品の開発は、10 年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20 年前は 1/1.3 万候補品でしだが、現在では 1/2.3 万候補品になっています。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。
TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており(TRIPS 協定第 39 条；日英包括的経済連携協定　第十四章知的財産、第 B 節知的財産に関する基準、第七款　営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条；日 EU 経済連携協定　第十四章　知的財産。第 B 節　知的財産に関する基準、第七款営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四· 三十六条及び第十四・第三十七条)、欧米においてはデータ保護制度が法制化されています。韓国においても 2024 年に薬事法が改正され、データ保護制度が法制化されています.
一方で日本では、データ保護を直接規定する法律はありません。再審査制度（医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四の四）が、データ保護の役割も有しているとされておりますが、再審査制度には臨床試験データの保護を明文化しているものではありません。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確保であり、データ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来、データ保護制度は再審査制度とは別にして存在するべきものです。データ保護制度は特許と同じく医薬品開発において重要な基盤となる制度であります。しかし、将来的に、再審査制度が変更された場合には、データ保護の目的に影響を及ぼす可能性が考えられます。また、再審査制度がデータ保護の目的や役割を反映した形で恒久的維持されるかについても保証されていません。まだ制度自体が法津として直接規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負荷なく知り得る状態にも現状なっておりません。
以上のことに鑑みて、欧米と同様に、日本におけるデータ保護制度の法制化を要望します。データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できます。

●創薬力強化に向けた産学連携における大学知財ガバナンスガイドラインの取扱い
「構想委員会」の主要検討項目の「1.イノベーションを創出・促進する知財エコジステムの再構築に向けて」の「(3)　産学連携による社会実装の促進」及び、「知的財産推進計画 2023」重点事項の「1.スタートアップ ・大学の知財エコシステムの強化」の「(1) 大学における研究成果の社会実装機会の最大化」に関して、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの形成と大学における研究成果の社会実装機会の最大化を指向した「大学知財ガバナンスガイドライン」が公表され、同ガイドラインを大学にしっかり浸透させ環境醸成を図るべきとの指摘が構想委員会（第 1 回）ではなされるとともに解説動画提供等を含め普及活動を継続することが示されています。
（イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再罹築に向けて（内閣府）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2024/dai2/siryou1.pdf）

【法人・団体からの意見】

一方で、医薬分野では日本の創薬力の低下が指摘され、その回復のために創薬エコシステム活性化の必要性が指摘されています（創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 https://www.cas_go.jp/jp/seisaku/souyakuryoku/index.htrnl ）。その方策として、例えば、「アカデミアから開発候補品を創出するには、創薬研究の早い時期から製薬企業の視点が入ることが必要である。」（第 3 期医療分野研究開発推進計画の検討の方向性 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/tyousakai/dai36/siryou4-4.pdf ）といった意見が出されるなと、創薬力強化に向けて従来の産官学における共同研究の枠を超えた協力体制構築の検討が求められています。
従来の共同研究の枠を超えた協力体制を検討するにあたっては、その研究成果の価値最大化を念頭に置きつつ、各当事者のミッションや案件ことの性質等に応じてその取扱いを柔軟に検討／判断することが重要と考えます。今後の普及活動においても、各大学が同ガイドラインに例示された契約条件のみに過度に拘ることがないようにウオッチングすると共に、各大学が柔軟な契約条件を検討するように適切な指導を行っていただくことを要望します。

(K2)意匠分野における意見
●審査データベースの開放について
ユーザーの意匠権のクリアランスを効率的に実行させるための環境整備などの課題解決はもとより、ユーザー自身が実施する登録予見性判断のためにも、審査のため整備されるデータベースについて開放いただくことを要望します。

●公知資料の閲覧について
前述の審査データベースの開放に関連し、登録査定時に通知される参考文献について、権利範囲の予見性判断のため、公報以外の資料を閲覧可能とするよう要望します。
意匠公知資料の公開利用許諾事業を通じて、著作権者から許諾されなかった場合は閲覧できないという問題があります。この問題を解決するためにご検討いただくことを要望します。

●関連意匠制度のハーモナイズについて
関連意匠制度においては、国内企業同士の牽制に留まってしまうおそれがあり、グローバルなブランド構築には緊がりませんので、ハーモナイズを検討するとともに、グローバルに保護することが可能になるよう、各国への働きかけを要望します。

●検索ツールの開発・導入について
インフラ整備として、例えば、市場が限定的であることから商用でも選択肢が限られている意匠調査ツールについて、AI を利用したイメージデータによる検索ツールの開発・導入を要望します。
また、登録件数が増加傾向にある画像意匠を対象とした画像検索精度の向上を要望します。さらに、EU や中国では数多くの意匠が登録されており、グローバルな保護クリアランスの観点から、日本の権利のみならず、ワールドワイドの権利を検索可能なツールの早期の開発・導入を要望します。

●新しいタイプの意匠に関する審査基準の改訂について
令和元年の改正により新しいタイプの意匠が保護対象となり、それらの意匠登録出願や意匠登録が増加しています。あらゆる意匠登録出願や意匠登録の事例が積み上げられてきています。画像の意匠や関連意匠に関しては見直しが実施されていますが、建築物及び内装の意匠に関する現行の意匠審査基準の適当性について、改定も視野に入れてご検討いただくことを要望します。

●AI の利活用における衣装の創作の取扱いに関する課題の整理・検討
「知的財産推進計画 2023」では「AI の利活用の拡大を見据えて、進歩性等の特許審査実務上の課題や AI による自律的な発明の取扱いに関する課題について、整理･検討する」としていますが、当該整理・検討については、意匠の創作においても、AI による自律的な創作の可能性が高まっており、意匠権についても同様の課題の整理・検討することを要望します。海賊版・模倣品による日本企業の被害について、国内外それぞれにおける対策を請じることが肝要である。

(K3)商標分野における意見（知財推進計画 2023 の各重点事項に挙がっていない事項）
●海賊版・模倣品対策の強化
海賊版・模倣品による日本企業の被害について、国内外それぞれにおける対策を諦じることが肝要であ

【法人・団体からの意見】

る。日本および各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、情報提供や指導等の支援を実施していただきたい。
特に新興国での模倣品・海賊版対策において商標権を適切に活用できるよう、権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法整備の促進を支援いただきたい。

●海外でよく知られている日本ブランドの保護
日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られている。これらのブランドに関する商標の第三者による冒認出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられる。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっている。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業が第三者に自らのブランドを権利化される、または意に反して使用されるといった事態が生じている。著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぎ、このような事態を解消すべく、日本政府から各国官庁に対し、それぞれの国において著名と認める商標のリストを公開し積極的に保護する制度を創出するよう働きかけることを望む。
また、商標としての使用を目的とせず、その商標のオリジナルたる日本企業に買い取らせる等を狙った悪意の商標出願の対策についても引き続き検討いただくよう要望する。

●個人使用目的を仮装した模倣品輸入行為の取り締まり
2022 年 4 月 1 日に施行された商標法第 2 条第 7 項で「この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。」が新設されるとともに、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品が、「輸入してはならない貨物」として、税関における取締りの対象となる完成法の改正が同年 10 月 1 日に施行され、より一層海外からの模倣品流入への規制が強化された。
これらの改正法の施行にあたっては、国民に対し、越境取引にて購入した商品が模倣品である場合は税関での差止めにより入手できない点を周知するとともに、購入にあたっては製造元直営店あるいは正規販売代理店を利用することを強く奨励する必要があると思料するが、改正法に基づく取締り体制の実績として、たとえば、争う旨の書面提出件数や、取締りへの非該当認定件数等についても適宜情報を公開することとともに、消費者への更なる啓蒙活動の推進を改めて強く求める。
また、購入者にとって安全な取引の仕組みの確立、および商標権者のレピュテーションリスクへの配慮については継続した検討が必要である。前記した安全な取引に関し、税関における差止めによって当該商品が没収された場合における返金制度の不備のため、購入者が一方的に不利益を被ることになる．また、模倣品と知って販売する悪意の海外事業者であっても、模倣品の差止めの有無に関係なく利益を得ることになるが、本改正によってもこのような販売行為に対する抑止力としては不十分である。
したがって、税関における差止めが行われた模倣品取引において、海外事業者が得た利益を購入者に戻す仕組み（クレジット決済のキャンセル等)、あるいは代金後払いの仕組み等、差止めによって生じる不利益を海外事業者に転嫁する仕組みを構築すべく、電子商取引プラットフォーマーとの連携も含め、更なる検討を進めるべきである。
また、税関における差止めによって商品を入手することができなかった購入者が正規品の取引であると誤認している場合における権利者への苦情や誹謗中傷、更には債務不履行による損害賠償請求等の権利者のレピュテーションリスクが想定される。したがって、差止めを実施する際は購入者に対し、取引の対象となった商品が正規品ではなく模倣品であることを明示したうえで、法改正により新たに差止めの対象となったことを通知する等、購入者の誤認と権利者のレピュテージョンリスクを避けるような対応を求める。

(K4) 「特許庁」の名称変更
●技術・ブランド・デザイン等に関する知的財産権の横断的活用を促進のための施策として、「特許庁」の名称を「産業財産庁」や「知的財産庁」、「特許商標庁」または、世界をリードし、革新的な活動を行う事を想定して、例えば、世界的にも前例のない「イノベージョン庁」等へ変更することを希望する。
デジタル化 グリーン化等の進展により、企業の価値創造に直結する知的財産をはじめとする無形資産は、企業の国際競争力の源泉であり、益々重要な経営資源として位置づけられている。
その背景には、戦後より第三次産業の割合は一貫して高まる傾向にあり、21 世紀に入ってからは、IT の発展とともにモノとサービスを融合したビジネスが当たり前となっていることが挙げられる。企業が重視する知的財産権も従来の特許（技術）を主体としだ考え方から、商標（ブランド)、意匠（デザイン)、著作権、ノウハウなど幅も広がっており、製造業に留まらす、サービス業を含むほぼ全ての業種において、知的財産権を積極的に活用しようとする企業が多く存在している。

【法人・団体からの意見】

さらに、近年改訂されたコーポレート・ガバナンスコード及びそのガイドラインにおいて、製造業・非製造業を問わず共有の企業競争力の源泉としての無形資産（特許権、商標権、意匠権、著作権といった知財権に限られず、技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、データ、ノウハウ、顧客ネットワーク、信頼・レピュテーション、バリューチェーン、サプライチェーン、これらを生み出す組織能カ プロセスなど）等の知財投資・活用戦略の検討や有効な開示が求められている。経済産業省発行の価値協創ガイダンス 2.0 の 3,7,知的財産を含む無形資産等の確保・強化に向けた投資戦略においてもその重要性が言及されている。

そのような中、我が国の産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）全般を所轄する官庁名称が「特許庁」であることは、「発明、デザイン、商標などの知的創造の成果を保護・活用し、産業の発達に寄与」することを目的とする特許庁の取り組みや我が国の知的財産に対する姿勢を国内外に適切に表現（プランディング）出来ているとは言い難く、ややもすると知的財産＝特許といった無意識の風潮を生んでしまうおそれもある。特に、WIPO 等の商標関連の国際会議の場において諸外国の多くが「Intellectual PropertyOffice」「Patent and Trademark Office」等の名称を用いている中、我が国のみが「Patent Office」と呼んでいることは、大いに違和感のあるところである。

実態に合わせた名称変更を行えば、広く特許以外の産業財産も所掌する官庁であることが客観的に明確になる。これにより、国内外のユーザーや官庁において取り組みの実態に関する認知が高まり、特許庁や日本の知財行政のプレゼンスが向上することも見込まれる。この結果、諸外国に対する日本の意見発信力が高まる等、産業界においてもメリットを享受することができるため、改称を望む声が多い。

昨今、ビジネス分野のみならす、行政、教育等様々な現場でも「ブランド」が重要性を増していることは周知であり、名称はそのブランドを構築する重要な要素である。また、知的財産推進計画 2022 の 8.アフターコロナを見捨えたクールジャパン(CJ)の再起動にて「発信力」及び「CJ を支える基盤」を強化し、CJ 戦略を進めるとしていることからも、現在の「特許庁」の名称は、商標を管轄する官庁が、官庁名を「単なる名称」、「名称に過ぎない」という認識のままであるとの外観を呈している状況であり看過すべきではなく、日本の知財行政のブランド化につながらないだめ、このままでは知財立国と公言できる状況は依然到来しないとも思える。

技術によりイノベージョンを促進することによる価値創造の重要性については論を待たないところ、技術革新や競争環境が劇的に変化する現在おいて、技術・ブランド・デザインを含む知的財産権を如何に効率的に活用し、持続可能な相乗効果を生む出す戦略を構築することが我が国の国際競争力強化に繋がるものと者える。更なる技術・ブランド・デザイン等に関する知的財産権の横断的活用を促進のための施策として、名は体を表す特許庁の名称を産業財産権全般を所轄することを端的に示す名称に変更することにより、我が国の知的財産に関する考方や姿勢、その熱意を国内外に広く周知頂くことを希望する。

特許庁の名称変更は、何よりも全国民への強いメッセージであり、日本国内における商標など特許以外の知的財産のプレゼンスを高め、知的財産＝特許（工業）の先入観を有する国民を意識改革へと導く。これにより、ものづくり文化ではぐくまれてきた「創る知的財産」に加え、全国民で取り組む経済効果を生むための「使う知的財産」への意識形成が加速すること、さらに、各企業・団体経営における製造業主体で構築されてきた知的財産組織の機能や位置づけが見直され、現代社会に見合ったかつ世界をリードする知的財産体制へのリフォームを国民総力で取り組める。これまでの知的財産ユーザー都合ではなく、国民目線の改革である。

かつて日本は製造業を中心に「知的財産」を組織名に積極的に取り込んできだパイオニアと評価されるが、現状では偏った産業界での取り組みと言わざるを得ない。今後は、日本経済をけん引するサービス産業界を積極的に巻き込み、真の知的財産国家を目指すべきと考える。

なお、商標を菅轄する官庁の英名※1 が「PATENT OFFICE」である国 ・地域は、2021 年の商標出願クラス数世界 TOP30※2 のうち日本だけである。日本国特許庁／Japan PatentOffice は、世界的に見ても特異な官庁名であり、国際的なハーモナイゼーションの観点からも名称の変更が望ましいと考える。なお、韓国は現地語名での官庁名は「特許庁」で英名のみ「Intellectual Property office」を使用しており、またイギリスでは法令上は「Patent Office」のままだが、operating name として「Intellectual Property office」を使用する※3 ことで改称に伴う手続きを少なくする工夫をしているようである。

1.中国:China National Intellectual Property Administration	2.米国:United States Patent and Trademark Office
3.イラン:Intellectual Property Center / Industrial Property General Office ※4	4.EU: European Union Intellectual Property Office

【法人・団体からの意見】

5.インド:Office of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks	6.イギリス:Intellectual Property Office(法令上の名称は Patent Office)
7.トルコ:Turkish Patent and Trademark Office	8.ロシア:Federal Service for Intellectual Property
9.ブラジル:National Institute of Industrial Property	10.日本:Japan Patent Office（特許庁）
11.韓国：Korean Intellectual Property Office（現地語名称は「特許庁」）	12.フランス:French Patent and Trademark Office/ National Institute of Industrial Property ※5
13.ドイツ:German Patent and Trade Mark Office	14.メキシコ:Mexican Institute of Industrial Property
15.カナダ:Canadian Intellectual Property Office	16.オーストラリア:IP Australia
17.インドネジア:Directorate General of Intellectual Property	18.イタリア:Directorate General for the Protection of Industrial Property Italian Patent and Trademark Office
19.スイス:Swiss Federal Institute of Intellectual Property	20.ベトナム:Intellectual Property Office of Viet Nam
21.アルゼンチン:National Institute of Industrial Property	22.スペイン:Spanish Patent and Trademark Office
23.香港:Intellectual Property Department ※6	24.ウクライナ:Department for Intellectual Property
25.チリ:National Institute of Industrial Property	26.タイ:Department of Intellectual Property
27.ニュージーランド:Intellectual Property Office of New Zealand	28.フィリピン:Intellectual Property Office of the Philippines
29.ベネルクス:Benelux Office for Intellectual Property	30.シンガポール:Intellectual Property Office of Singapore

※1 WIPO CountryProfile(https://www.wipo.int/directory/en/)または各国官庁のウェブサイトにおける英名表記
※2 WIPO IP Statistics Data Center における Class countin total applications (directanc via the Madrid systeml) https://www.wipo.int/ipstats/
※3 https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office/about
※4 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ir.pdf
※5 https://www.inpi.fr/en/contact-inpl
※6 https://www.ipd.gov.hk/en/home.htm

以上

法人・団体名
２２．一般社団法人日本美術著作権連合
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）

【法人・団体からの意見】

意見
知的財産推進計画 2024 の策定に向けて、「知的財産推進計画 2023」（以下「2023 年版」という。）の記載に照らし、以下のとおり意見を述べる。 《要旨》 知的財産推進計画 2023 に照らし、作風を模倣する生成 AI の制作/運用行為と著作権法 30 条の 4 ただし書該当性の関係及びそこから発生するクリエイターへの経済的損失を指摘すると共に、下請法やフリーランス法の適用範囲拡大によるクリエイターの法的保護、また、クリエイターの作品を侵害する行為に対抗する支援策の策定、更にクリエイターに適切に権利を帰属させる枠組みを新たな実務慣行として普及させるよう啓発活動を求めるものである。 《全文》 １　（Ｃ１）著作権法 30 条の 4 ただし書該当性について 2023 年版は、特定のクリエイターの画風を再現した画像を生成する AI の派生モデルないし AI ツールが現れていることを指摘している（II３、p8)。 この点について、特定のクリエイターの作風を模倣する生成 AI の制作（学習）とその運用は、享受目的の有無に関わらず、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該り、そのような生成 AI を作成するための学習行為は著作権法 30 条の 4 ただし書に該当するというべきである。特定のクリエイターの作風を模倣する生成 AI が制作・運用された場合、需要者は自らの好みに合う画像を手に入れるまで、低廉なコストで好きなだけ当該生成 AI による画像生成を行うことができるから、もはや当該クリエイターに対して発注する必要性は限りなくゼロに近づく。したがって、このような生成 AI を制作（学習）するために特定のクリエイターの画像を使用する行為は、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するものとして「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するというべきなのである。 2023 年版は、著作権法 30 条の 4 ただし書について「AI 技術の進展に伴い、この『不当に害することとなる場合』の要件に該当する場合について、指摘がなされるようになっている。」（III３（１)、p31～32）と述べているが、上記はこの指摘の一つとである。 そして、法的な議論は別として、生成 AI の開発に当たっては、クリエイターに多大な影響を生じることのないようにすべきことは社会的に当然のことであり、学習の場面では学習対象に用いる素材の取捨選択、学習対象の素材とされることへのオプトアウト、データセットに関する透明性の確保、利用の場面では AI の生成物であることの表示等、学習や利用などの各段階における公正なガイドラインの制定を速やかに進めていただきたい。 ２　（Ｇ２）クリエイター支援について 2023 年版は、クリエイター支援について「コンテンツ産業の競争力強化に向け、民間側のビジネスモデルやガバナンス、人材管理等の変革方針を踏まえつつ、クリエイター等の発掘・育成、活躍の機会拡大等に向けた取組を支援する。」（III７（１)、p67)、「フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動環境改善に向け、ハラスメント防止対策支援を導入する。」（III７（１)、p69）と述べている。 この点について、クリエイターが特に法的な保護を受けることができるよう、更なる法整備を行うことを要望する。 また、クリエイターは制作した作品を販売ないし納品することで生計を立てる。この関係を規律する法律としていわゆる下請法やフリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）が定められているが、クリエイターに作品制作を依頼する会社は下請法が規定する親会社の基準に満たない中小事業者も多い一方、フリーランス数名で零細な会社組織としている場合などフリーランス新法の適用を受けない場合も少なくない。両法の適用範囲を拡大方向に再検討し、法改正を行い、全てのクリエイターが法によって守られる社会の実現を目指していただきたい また 2023 年版は、「増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション（翻訳等）の支援を行う。」と述べている（III７（１)、p68)。この点は是非進めていただきたい。 さらに、クリエイターが、デジタル時代のメリットを活かして種々のプラットフォームを利用して独自に作品をアップロードするなどして、収益を得ることも増えてきている。 その中で、クリエイターが作品の利用に応じた収益を適切に得られ、多様なクリエイターの経済的自立が支えられる仕組みを確立していくことは非常に大切なことである。 その中では、プラットフォーマーとクリエイターとの力のバランスに大きな差があることに照らし、作品

【法人・団体からの意見】

の視聴データなどの開示が適切に行われるように、また、収益の適切な分配が行われるように、政府主導においてプラットフォーマーを指導していくことが強く望まれる。

３　（Ｇ６）侵害コンテンツ対策について
2023 年版は、侵害コンテンツ対策について「諸外国では、侵害コンテンツ対策や、プライバシー情報の保護等の観点から、プラットフォーマーへの関与を強化する等の動きも見られるところであり、こうした動向との関連についても留意が必要となる場合等も想定され得る。」（III７（２）、p72）と指摘する。
この点について、クリエイターの作品を侵害する行為について、支援する仕組みを整備することを要望する。インターネット上の侵害行為は国境を越えて行われることから、クリエイターが個人で対応を行うことは経済的、技術的にみて不可能又は著しく困難である場合が数多くみられる。世界各国との間で著作権侵害への対応に関する共助の仕組みを設ける、直接の侵害行為者だけではなく、プラットフォーマーが侵害コンテンツの流通に寄与することなく排除を積極的に行うことを義務づける仕組みを設けるなど、政府でなければできない対応を早急に進めていただきたい。

４　（Ｇ１、Ｇ６）クリエイターへの適切な権利帰属について
2023 年版は、コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革について「デジタル時代にふさわしい著作権の権利処理の仕組みの構築が必須である。」（III７（４）、p75）と指摘した上で、簡素で一元的な権利処理に関する制度について述べている。
しかし、そもそもこの前提として、クリエイターに適切に権利を帰属させる枠組みを周知徹底する必要がある。現在は、クリエイターとの契約関係において、クリエイターから依頼主に著作権を移転させ、著作者人格権も不行使とする特約を結ぶという実務慣行が存在しており、これに対する批判も少しずつ認知されてきてはいるものの、未だにクリエイターは上記実務慣行を強いられ、これを甘受せざるを得ないことが多い。依頼主は通常の場合、納品された作品を独占的に使用できれば足りるのであって、著作権まで取得する必要はない。上記実務慣行は、依頼主の依頼目的を達成するためには過剰であることが多く、クリエイターの権利を不当に奪うものである。例外的に依頼主が著作権の譲渡を受ける必要がある場合であっても、クリエイター自身が自己の成果発表として作品集に掲載したりやＨＰ等に発表する自由は最低限認められるべきまである。このような枠組みを新たな実務慣行として普及させるよう啓発活動を行うことを要望する。

以上

法人・団体名
２３．一般社団法人日本民間放送連盟
意見の分野
C. 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方 （G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元 （G６）海賊版・模倣品対策の強化 J. クールジャパン戦略の本格稼働と進化 K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見
＜C. 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方＞ 【生成ＡＩ等に関する検討の継続・推進について】 生成ＡＩについては、知的財産権の側面をはじめとする多面的な検討が必要である。今後も技術の発展に伴い顕在化する課題を、法改正も視野に入れて迅速に検討することを要望する。 生成ＡＩなどのデジタル技術を用いたいわゆるディープフェイクについては、すでに著作権・著作隣接権の侵害となる放送番組を使った悪質な事案も発生しており、報道機関としての報道・情報の信用が損なわれることを強く危惧する。ＡＩ事業者による技術的対策や著作権法以外の法律での対応なども含め、ディープフェイク対策について多面的に検討することを要望する。 ＜（G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元＞ 【クリエーターや権利者への適切な対価還元について】 クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につなげるデジタル時代に対応した新たな方策の検討を要望する。それまでの間、現行の私的録画補償金制度において、対価還元が実現されるよう支援されたい。

【法人・団体からの意見】

＜（G６）海賊版・模倣品対策の強化＞
【放送コンテンツ等の海賊版対策について】
ＳＮＳ等における海賊版対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は年々増加しており、他方でプラットフォーム事業者や違法コンテンツの配信者等に広告収入に基づく利益が発生しているという歪な構造は早急に是正されるべきと考える。
放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、▽プラットフォーム事業者等のインターネット関連事業者のより一層の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽ＳＮＳ等の利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者等に対する、▽法的責任範囲の再検討、▽海賊版対策への一定の対応義務および費用負担義務―など、積極的な協力を促す施策を要望する。
海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせる、いわゆる「ＩＳＤ（不正ストリーミングデバイス)」など）について、さらなる法規制の強化を要望する。
【ＷＩＰＯ「放送機関の保護に関する条約」への対応について】
世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は、国際的な放送コンテンツの海賊版対策に有効な内容とすることを前提に、日本政府においては早期の条約成立に向け、加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

＜J. クールジャパン戦略の本格稼働と進化＞
【コンテンツの海外展開の推進について】
放送コンテンツは、日本のコンテンツ産業の要として、ドラマ、ドキュメンタリー、エンターテインメントから地域情報まで多彩で豊富な作品を有し、地域経済への波及効果も大きい。しかしながら、海外のコンテンツ市場において、政府・公的機関の支援を受けた各国企業、グローバル企業との競争は激化しており、競争力のさらなる強化が不可欠である。政府においては、コンテンツは国の基幹産業であるとの認識のもと、世界に通用するコンテンツの制作やローカライズの高度化・効率化、プロモーションの強化、商談機会の戦略的創出、海外展開を担う幅広い人材の育成など、効果的で継続性のある施策を講じ、コンテンツに係るあらゆるプロセスにおいて事業者を支援する制度・体制を構築するよう要望する。

＜K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）＞
【著作権教育の推進について】
青少年の多くがスマートフォンを使用し、インターネット上のコンテンツにアクセスする環境のなか、コンテンツの違法アップロードや、それを助長する違法コンテンツ視聴の抑制なども含め、著作権教育の強化を推進されたい。

法人・団体名
２４．株式会社 KADOKAWA
意見の分野
（G６）海賊版・模倣品対策の強化 （I２）知的財産権に係る審査基盤の強化
意見
＜（G６）海賊版・模倣品対策の強化＞ 【要旨】 官民連携を強化し多様な侵害行為に応じた実効性のある対策を継続的に講じ、外国会社に対する監督強化、法制度の見直し、海外市場を巻き込んだコンテンツ保護強化の推進を望む。 【意見（全文)】 G. デジタル時代のコンテンツ戦略 （G６） 海賊版・模倣品対策の強化 日本コンテンツの海賊版対策は、2019 年 10 月に策定された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づき、政府関係機関および権利者を始めとする民間との協力と連携により、その対策の効果を着実に積み上げつつあります。しかしながら、インターネット上における海賊版による被害は依然として甚大であり、インターネット上の海賊版被害の一部である出版物の海賊版サイト

【法人・団体からの意見】

上位 10 サイトの被害だけをみても 2023 年度にタダ読みされた金額は約 3818 億円との試算（一般社団法人 ABJ による）がなされており、多様な侵害行為に応じた実効性のある対策を継続的に講じていくためにもより連携を強固にする必要性を感じております。
インターネット上の権利侵害行為は従来の海賊版サイト上によるもののほか、動画投稿サイト、SNS のショート動画コンテンツを利用した違法アップロードが拡大しており、サイト運営に比べ手軽に違法投稿による経済的利益を得ることが可能になっています。これらのサービスを日本国内で展開する外国会社に対し、インターネット上の違法行為に悪用されないためにも監督強化、侵害者特定の実効性を高めるため発信者情報開示手続きの見直し等の法整備、違法行為による経済的利益の確保を阻止する枠組みの構築等を進めていただけるようお願いいたします。
我が国が推進するクールジャパン戦略において、日本コンテンツの海外展開は重要な役割を担っていると理解しており、日本コンテンツ産業の持続的な発展と国際競争力の強化のためには海外市場を巻き込んだ法整備、コンテンツ保護強化の取組みは不可欠であると思料いたします。このような権利侵害対策の強化が正規版の消費、利用に伴うクリエイターに対する適切な対価還元の促進につながると考えており、引き続きコンテンツ事業者としてクリエイターの権利保護に取り組んでまいります。

＜（Ｉ２）知的財産権に係る審査基盤の強化＞
【要旨】
商標法第４条第１項第８号に伴って制定された政令要件の運用について、小説等作品の登場人物名に関する指針を示していただくとともに、厳格な判断運用を求める。

【意見（全文）】
Ⅰ．知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
（Ｉ２） 知的財産権に係る審査基盤の強化
令和５年法改正（同６年４月１日施行）において、商標法第４条第１項第８号を改正し、同号に規定する「他人の氏名」については一定の知名度の要件を課すとともに、一定の知名度を有さないものについては政令で定める要件を満たす場合には、当該他人の承諾がない場合であっても不登録事由から除外されることとなりました。
この政令要件の一として「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。」が定められており、同号に係る審査基準において「出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用している店名等」を例示されたうえで、これらについては相当の関連性があるものと示されております。
これら例示については、本改正が主に創業者やデザイナー等の氏名をブランドに用いることの多いファッション業界を中心とした要件緩和の要望によるものであったことに起因すると思料いたしますが、いわゆる「氏名」としてのブランド保護については小説や漫画、アニメ作品の登場人物名も同様に考慮すべきと考えます。現に他国では作品に登場するキャラクターの名前を権原なき第三者が商標出願している事例もあり、対応に苦慮するケースも生じています。
したがいまして、小説等作品の登場人物の氏名と商標出願人との間の「相当の関連性」が認められる類型については、作品に関わる個人や企業における混乱を回避すべく、審査基準への明記はさておき、法改正に係る周知活動（説明会等）や各種解説資料等で考え方の指針を示すことが必要と考えます。そのうえで無関係な者による濫用的な出願を排除すべく、厳格な判断を下していただきたく存じます。

法人・団体名
２５．株式会社アールシーコア
意見の分野
（Ｈ１）中小企業/地方（地域）の知財活用支援
意見
《全文》 国が知的財産推進計画２０２３において「デザインを起点としたイノベーションの創出を促進する重要性」と言及されたように、デザインを保護する意匠権にはイノベーションの牽引力としての役割が期待されるところです。意匠権が保護する物品等の形態にはコミュニケーションの機能が内在しており、その機能はものづくりをする中小企業に大きな発展の機会をもたらすものです。国には、その保護及び活用のために、現状の推進策の一層の拡充を要望します。 当社は意匠制度について具体的に、(1)審査資料の公開、(2)関連意匠制度の活用を容易にする維持費用軽

【法人・団体からの意見】

減策の創設、(3)知財人材向け意匠制度教育の拡充の３点を要望させていただきます。

(1)　審査資料の公開について
意匠権の権利範囲は、意匠の創作時点における公知の意匠との比較により定まるものであり、請求項に権利内容が記載された特許権とは解釈の方法が異なります。審査官が比較検討した意匠の参考文献情報は、意匠権の権利範囲の参考情報として有用なものです。現在の意匠公報は、先行公報文献だけでなくＷＥＢ文献のＵＲＬが記載されており、その閲覧による権利範囲の推定の容易化を実感しているところです。
しかし、書籍・雑誌等、紙媒体の文献情報に関しては、文献名のみの記載に留まっており、その意匠の閲覧にはＩＮＰＩＴに複数回出向く必要があるなど、都内在勤者でさえも煩わしく感じられる状況が続いております。
知的財産推進計画２０２３では、サブタイトルに「～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～」と唄われ、中小企業の知財活用支援の施策において、「知財ビジネス評価書」及び「知財ビジネス提案書」の作成・活用を提言しています。デザインの価値評価自体は、市場の支持の強さによって計られるものですが、知財としての意匠権の価値評価には権利の強さが加味されるものと考えます。意匠権の個別の価値評価の客観性を高め、利用価値を最大限に引き出すために、用途を限定した上でのリモート手段による文献閲覧方法を開設するなど、審査資料の公開の推進を要望します。

(2)　関連意匠制度の活用を容易にする維持費用軽減策の創設について
二つ目は、ものづくりをする中小企業にとって、特に関連意匠の制度を活用したときの費用負担が重いという問題です。意匠権において、意匠権者は製品化する意匠のみの保護だけでは不十分であり、製品化する意匠の類似範囲を関連意匠として権利化します。国は、令和元年改正意匠法において、関連意匠制度の大幅な拡充をされました。しかし、ものづくりをする中小企業にとって、この制度の活用のための費用負担の手当てが困難であることが現実です。
制度上、意匠は１出願１意匠が原則ですので、権利者は関連意匠と基礎意匠とで同じ登録料等の負担をします。そのため、ここでは関連意匠を持つ意匠権のファミリーと、請求項数が２以上である特許とで、権利者の負担額を比較します。
別送したグラフ（別掲参照）に表したように、請求項数が４である特許権１件の出願料、審査請求料及び２０年次までの年金総額の合計は１１６万７，０００円です。これに対し、基礎意匠と関連意匠の合計が４である意匠権ファミリーの同じ期間、内容の負担額は、１３１万５，２００円と、負担額で意匠が特許を大きく上回ります。ここには、特許費用に適用される中小ベンチャー企業等対象の減免制度を考慮しておらず、減免制度適用時、適用期間内の１０年次時点における費用累計比較では、特許２０万１，５００円に対し、意匠はその約３倍の６３万９，２００円と、格差が極端化します（２０年次時点の減免制度適用時の特許は累計９７万９，５００円)。 両者の差は、関連意匠の数が増えることによって、同数の請求項の特許との差が更に大きく広がります。
以上のように、デザインの保護に不可欠である関連意匠の制度は、ものづくりをする中小企業にとって金銭面の負担が大きいのが現実です。ものづくりをする中小企業が関連意匠の制度を存分に使いこなせるよう、関連意匠を中心とした費用軽減措置創設を要望するものです。

(3)　知財人材向け意匠制度教育の拡充
三つ目は、ものづくりをする中小企業の知財人材にとって、意匠制度について学ぶ機会が特許、商標と比較して少ないという問題です。デザインを保護する権利には他に不競法、著作権などもありますが、ものづくりに絞ればデザイン保護の基幹的制度は意匠権であり、ものづくりをする中小企業のデザインの保護・活用のためには、意匠制度の教育・普及が何よりも大切です。
これに対し、民間の意匠関係のセミナー等は、開催自体が多くなく、また、意匠には、審決を含めた拒絶査定公報の公開がないために、意匠の類否について、自社の事業に引き寄せた独自の分析研究をするための具体的な素材調達が難しいという事情もあります。このような、他の権利との比較で不利な条件の中で、意匠系知財人材を育成していくために、ワークショップ形式の教材開発、意匠系知財人材の交流促進などの実践的施策推進を要望します。

《要旨》
今日のデザインには、イノベーションの牽引力としての役割が期待されています。デザインにはコミュニケーションの機能が内在しており、その機能は、ものづくりをする中小企業に大きな発展の機会をもたらすものです。当社は具体的に、(1)審査資料の公開、(2)関連意匠制度の活用を容易にする維持費用軽減策の創設、(3)知財人材向け意匠制度教育の拡充の３点を要望させていただきます。

【法人・団体からの意見】

《意見の内容》意見の領域・分野
「Ｈ１中小企業/地方（地域）の知財活用支援」及び「Ｋその他」

※　別掲グラフ

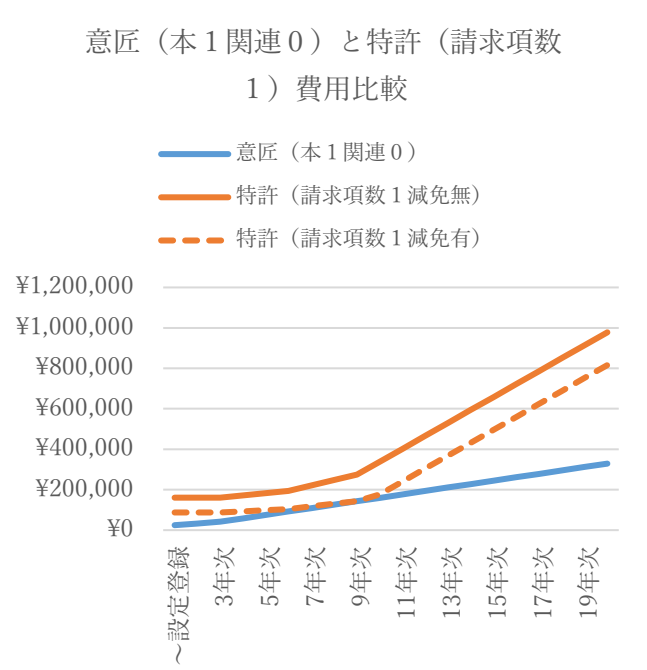

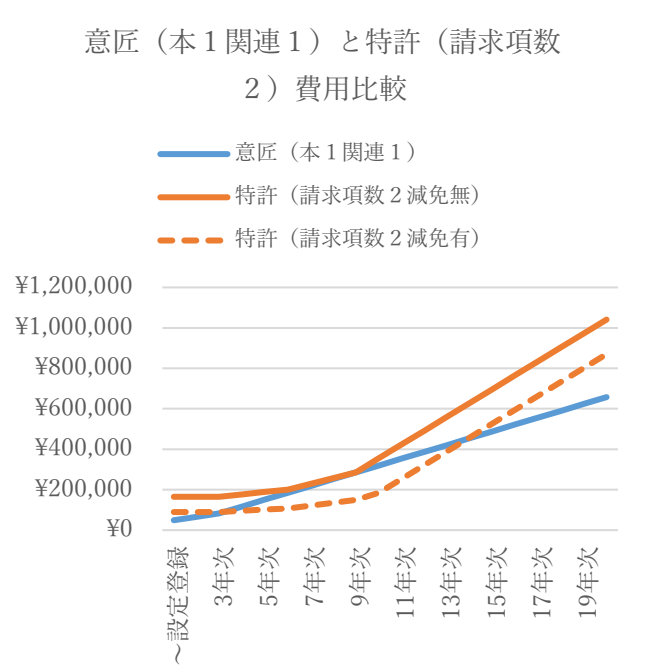

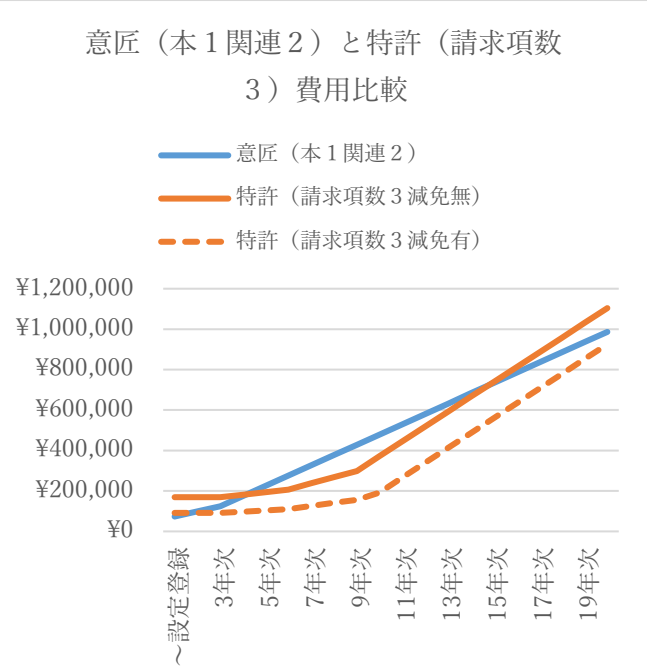

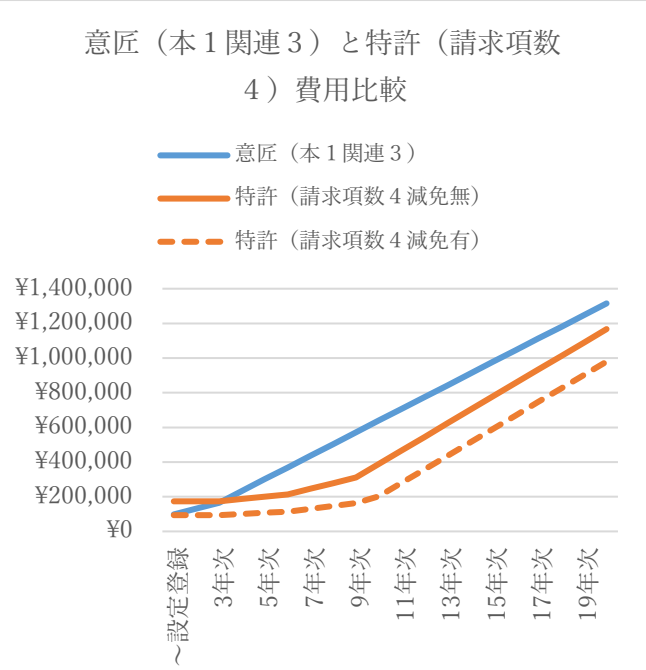

【法人・団体からの意見】

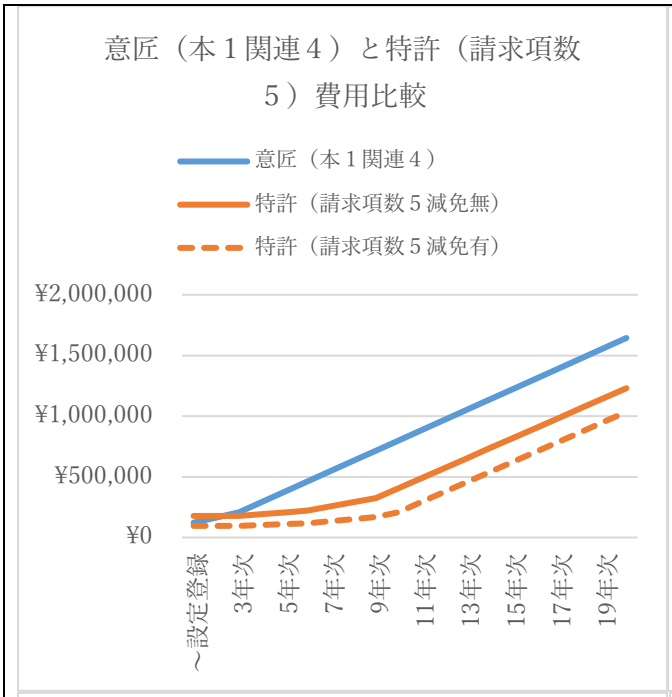
意匠（本１関連４）と特許（請求項数５）費用比較
意匠（本１関連４）
特許（請求項数５減免無）
特許（請求項数５減免有）
¥2,000,000
¥1,500,000
¥1,000,000
¥500,000
¥0
～設定登録
3年次
5年次
7年次
9年次
11年次
13年次
15年次
17年次
19年次

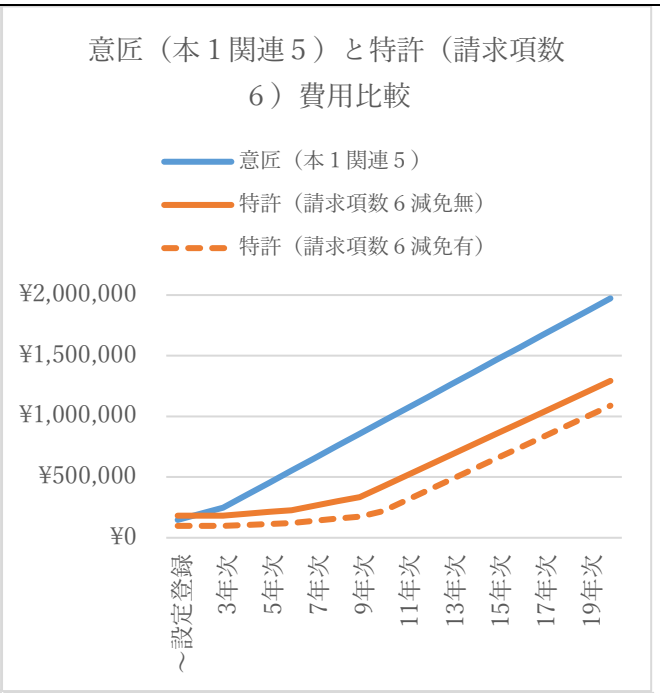
意匠（本１関連５）と特許（請求項数６）費用比較
意匠（本１関連５）
特許（請求項数６減免無）
特許（請求項数６減免有）
¥2,000,000
¥1,500,000
¥1,000,000
¥500,000
¥0
～設定登録
3年次
5年次
7年次
9年次
11年次
13年次
15年次
17年次
19年次

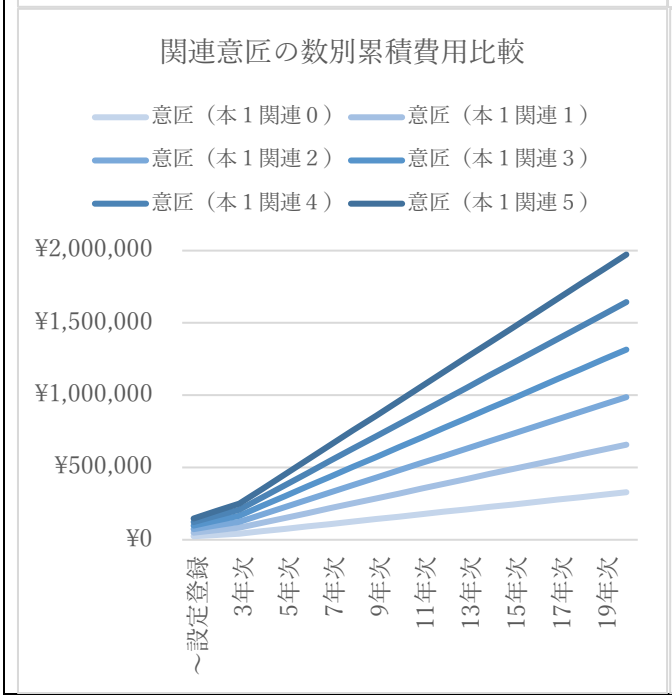
関連意匠の数別累積費用比較
意匠（本１関連０）
意匠（本１関連１）
意匠（本１関連２）
意匠（本１関連３）
意匠（本１関連４）
意匠（本１関連５）
¥2,000,000
¥1,500,000
¥1,000,000
¥500,000
¥0
～設定登録
3年次
5年次
7年次
9年次
11年次
13年次
15年次
17年次
19年次

特許の請求項数別累計費用比較（減免無）
特許（請求項数１減免無）
特許（請求項数２減免無）
特許（請求項数３減免無）
特許（請求項数４減免無）
特許（請求項数５減免無）
特許（請求項数６減免無）
¥2,000,000
¥1,500,000
¥1,000,000
¥500,000
¥0
～設定…
3年次
5年次
7年次
9年次
11年次
13年次
15年次
17年次
19年次

【法人・団体からの意見】

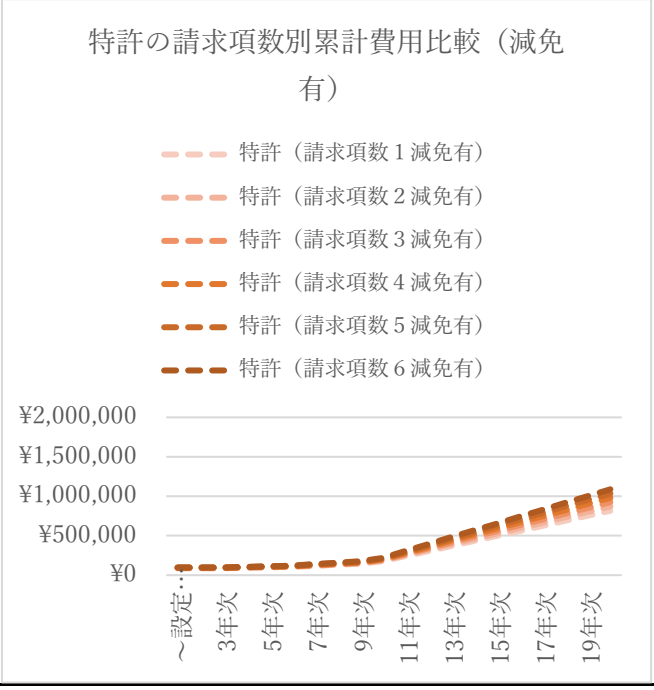

法人・団体名
２６．株式会社日本国際映画著作権協会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権 （G１）コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援 （G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元 （G４）コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革 （G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見
＜（C１）生成 AI と著作権＞ 【要旨】 著作物が生成 AI 開発のためのデータ分析に使用される場合の対価や報酬に関しては著作権法改定は必要ないと考えます。また生成 AI の海賊版サイトアクセスを防止するため、国際的に要件となっている合法アクセスの保護を取り入れるべきです。技術的保護手段の回避が著作権者の利益を不当に害するという文化庁の整理を支持すると共に、今後も国際的な規範を尊重する形で継続的に見直しが行われることを期待します。 【本文】 日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」といいます。）は、知的財産戦略本部が発行予定の知的財産推進計画 2024 に関する意見を提出する機会をいただいたことに心から感謝します。 JIMCA は、映画興行およびテレビ番組の国際的製作者・配給者 6 社の代表を務める Motion Picture Association（モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA））の日本支部です（注 1）。私たちのメンバー企業は、世界各地で、そして日本で、さまざまな映画やテレビのコンテンツを製作・配給しています。JIMCA は著作物の保護拡大を求めています。デジタル時代において著作者と著作権者の権利を尊重する強力な知的財産保護の枠組みは、クリエイターの権利、契約の自由、自主的なライセンスの取決めを損なうことのない政策と連動することにより、クリエイティブ産業の繁栄を育むものと考えます。 JIMCA は本文書において、知的財産推進計画 2024（案）の基となっている知的財産推進計画 2023 の最終版で議論された、いくつかの分野について意見を述べさせていただきます。 C．急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方 （C１）生成 AI と著作権 JIMCA は、「AI 技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意」するために必要な措置を引き続き検討するという知的財産戦略本部の見解を強く支持します。私たちは、著作権に関する国際的な規

【法人・団体からの意見】

範の下で課される義務を尊重することと、技術革新と AI ツールの継続的な活用との間の適切なバランスを保ちつつ、すべての関係者にとって必要な確実性を提供する法的枠組みを作り上げるための、開かれた対話と協力の機会を歓迎します。
MPA のメンバー企業はすでに、映画製作プロセス、観客の視聴体験、ファンエンゲージメントを強化するために AI を使用しています。AI の使用は最近始まったものではなく、特に特殊効果の分野では長年にわたって製作プロセスにおけるツールとして採用されてきました。例えば、「従来型の AI」は、リソースの使用に関する予測、撮影スケジュールの最適化、VFX 撮影の複雑さの予測など、映画製作において様々な形で使用されてきました。AI はまた、色調補正、ディテールの鮮明化、ブレの除去、不要なオブジェクトの除去など、ポストプロダクション作業にも利用されています。これらの AI 技術は、テキストプロンプトに基づいてコンテンツを出力する新しい「生成 AI」ツールとは異なり、著作権の問題を発生させるものではありません。
私たちは、生成 AI が、映画製作の根本にある人間の創造性に取って代わるとは考えていません。むしろ、JIMCA のメンバー企業は、生成 AI を含む AI について、クリエイティブなプロセスを補完し、その能率を上げ、観客がよりストーリーテリング体験を楽しめるようなツールとして活用できるものだと考えています。
この点に関して、JIMCA が従前文化庁に提出した意見書（注 2）の中で、JIMCA は著作権者の懸念に対処するための現実的な解決策を支持することを述べました。私たちは、著作権者と AI 開発者の間で、契約により合意された適切な対価設定を伴うライセンス供与がますます一般的なものとなっていることを認識しています。契約交渉により、当事者は市場の動向に基づく条件を設定することができ、その結果、競争が促進されます。また、ライセンスは、例外的な扱いによる不確実な利用と比較して、著作物のより確実な利用をすべての当事者にもたらすものです。例外的な扱いと異なり、ライセンスは複数の法域における確実な利用を可能とします。
特に、出版業界や音楽業界では、生成 AI ツールやシステム関連の学習目的で使用される著作物のコピーに関するライセンスについては、私的な契約上の取決めが行われていることに留意が必要です。JIMCA は、契約上の自由（すなわち、状況が許す場合は自主的な許諾取決めを可能とすること）は、著作権で保護された創造的著作物が生成 AI プロセスのインプットとして合法的に使用されうる場合に、歴史的に裏付けられた解決策であると考えます。
よって、私たちは、著作物が生成 AI 開発のためのデータ分析に使用される場合の対価や報酬に関しては著作権法のさらなる改定を必要としないという文化庁の「AI と著作権に関する考え方について」に記載された結論を支持します。
生成 AI システムやツールの学習目的による海賊版サイトへのアクセス促進を防止するために重要な、合法的なアクセスの保護については、「海賊版により、我が国のコンテンツ産業が受ける被害は甚大であり、リーチサイト規制を含めた海賊版対策を進めるべきことは論を待たない」（注 3）という文化庁報告書の結論を私たちは全面的に支持します。私たちは、AI 開発者やサービス提供者は海賊版サイト／サービスがもたらす権利侵害を助長したり支援したりしないよう十分な注意を払うべきである、という文化庁の指摘を高く評価し、さらに、知的財産戦略本部が「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」の第 3 段階の対策を進めることを提言いたします。
さらに、私たちは、文化庁（すなわち日本政府）が日本におけるオンライン海賊版の状況を定期的に評価し、適切な対策の開発と実行を促進・奨励し、また、生成 AI ツール・システムの学習で利用される著作物の新たな／拡大するライセンス市場と著作権法第 30 条の 4 との関係を具体的に検討することを強く希望いたします。合法的なアクセスの迂回の蔓延により、日本のライセンシング市場の活動または発展が阻害されていることを文化庁が発見した、またはその証拠が示された場合、日本政府は、生成 AI システムおよびツールの学習目的での海賊版サイトへのアクセス促進を防ぐために、追加的措置を講じることを検討すべきであると考えます。それには、第 30 条の 4 の適用下においてテキストマイニングやデータマイニングには合法的なアクセスが必要であることを（追加的な規制ガイダンスなどを通じて）明確化することにより、合法的なアクセスを伴うテキストマイニングやデータマイニングの規制適用除外に関する世界的な規範とより整合性を持たせることを期待します。
技術的保護手段につきましては、著作権者が、AI 学習目的による利用から著作物の現在または将来のライセンス価値を守るために、著作物を保護する新しいタイプの技術的保護手段を採用することは合理的であると考えます。私たちは、文化庁報告書に記載された、権利者が、生成 AI ツールやシステムの学習目的による著作物の複製を防止するために講じた技術的保護手段を回避することは（権利者が、AI 学習を目的として、現在または将来的に、当該著作物の利用許諾を行うために、かかる技術的保護手段が講じられている場合）第 30 条の 4 の TDM の権利制限規定に基づき著作権者に認められた適用除外と矛盾する、すなわち、そのような回避は、「著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし、著作権者の利益

を不当に害する」との結論を支持します。
私たちは、日本の著作権法の下で技術的保護手段に認められる保護（すなわち、技術的保護手段を回避することに対する制限）が、国際な著作権に関する条約の下で課される義務や、生成 AI に関する世界的な進展と整合的であることを保証するために、技術的動向、特に生成 AI ツールやシステムの発展に基づき、著作権者が適用可能な技術的保護手段の種類を見直すという文化庁の継続的な取り組みを支持します。(注 4)
最後に、JIMCA は、文化庁報告書に記載された「AI と著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AI やこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行って」いくことが必要という見解を支持します。私たちはまた、日本の著作権法および保護の枠組みが、技術革新の奨励と法律による創造的なコンテンツの保護の間でバランスを取りながら、めまぐるしく変化する技術開発に対応し続けることを日本政府が確保するために、日本および諸外国の権利者から定期的なフィードバックを得ることを強く望みます。また、ベルヌ条約のスリーステップテストを含む著作権に関する国際的な規範を尊重する形で、日本のテキストマイニングおよびデータマイニングの適用除外とその解釈を支持します。

注 1：MPA の構成メンバーは以下の各会社です。
Walt Disney Studios Motion Pictures（ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ)
Netflix Studios, LLC. （ネットフリックス・スタジオ)
Paramount Pictures Corporation（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション)
Sony Pictures Entertainment Inc.（ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント)
Universal City Studios, LLC（ユニバーサル・シティ・スタジオ)
Warner Bros. Entertainment Inc.（ワーナー・ブラザース・エンターテインメント)

注 2：文化庁の報告書素案「AI と著作権に関する考え方について（素案)」(以下「文化庁報告書」) に対する JIMCA の意見書（2024 年 2 月）

注 3：いわゆる「リーチサイト」の提供を侵害行為とした 2020 年 10 月施行の日本の著作権法改正への言及。JIMCA は当該規制の施行を引き続き支持する。

注 4：「なお、このような技術的な措置が、著作権法に規定する「技術的保護手段」または「技術的利用制限手段」に該当するか否かは、現時点において行われている技術的な措置が、従来、「技術的保護手段」または「技術的利用制限手段」に該当すると考えられてきたものとは異なることから、今後の技術の動向も踏まえ検討すべきものと考えられる。」(文化庁報告書 23 ページ)

＜（G１）コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援＞
【要旨】
海外制作会社による国内ロケ誘致等に係る支援について、日本が国際的な競争力を高めるためには、優遇制度の強化が必要です。具体的には、競争力のある上限を定めた複数年に渡る継続予算、空白期間のない柔軟な応募期間、申請や承認、支払いプロセス全般における手続きのしやすさなどが挙げられます。

【本文】
制作への競争力のある優遇制度は、コンテンツ産業を強化し、ロケ地観光旅行を促進するデジタル時代のコンテンツ戦略という「知的財産推進計画 2023」の重点事項に沿ったものです。2025 年に開催される大阪・関西万博は、日本を世界にアピールする絶好の機会でもあります。
映画スクリーンに現れるロケ地は、その後、観光客を動員するという強力な影響があることが、研究 によって示されています。作品の人気が定着すると、スクリーンツーリズムは長期的な効果をもたらす可能性があります。
私たちは、日本政府に、国際的な制作プロダクションを呼び込むための、確実性と予測可能性を提供するという点で、引き続き優遇制度を強化してほしいと考えます。具体的には、競争力のある上限を定めた複数年に渡る継続予算、空白期間のない柔軟な応募期間、申請や承認、支払いプロセス全般における手続きのしやすさなどが挙げられます。制作者が日本での製作をコミットメントしたら、所定優遇制度を撤回しないことを保証することが重要です。
パンデミックが収束した今、世界の制作環境の状況は、それぞれの国がその国への観光客を呼び込むこと

【法人・団体からの意見】

や国内への高価値の投資を誘致しようと、ますます競争が激しくなっています　。優遇制度は、国内外の視聴者向けに、さまざまな形式に対応する必要があります。例えば、脚本のある映画やテレビ、脚本のない TV 番組、ドキュメンタリーなどの形式があります。
参考までに、日本が競合しているアジア太平洋諸国の例を以下に挙げます。
国／予算と申請期間の制限／優遇（インセンティブ）制度
オーストラリア／なし／30%、上限なし＋州の制度
インド／なし／30%～40%、上限 360 万ドル（プロジェクト当たり）＋州の制度
日本／年ごと／50%、1 案件上限 10 億円（約 680 万ドル）
ニュージーランド／なし／20%+5%、上限なし
マレーシア／なし／30%～35%、上限なし
タイ／なし／20%、上限 420 万ドル（プロジェクト当たり）
競争力のあるロケーション優遇制度は、インバウンド観光客の増加、国内経済成長の促進、雇用の創出、地域文化の振興につながる有効な公共政策であることを世界各国の政府が認識しています。日本は、適切な政策決定により、価値の高い映画やテレビ制作の誘致に関して引き続き優位な立場を固めることができると確信しています。

＜（G２）クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元＞
【要旨】
クリエイティブ産業と視聴覚産業が成長を続けるには、契約の自由と柔軟性が重要です。クリエイターへの適切な対価還元を検討する場合に、法律や規制によるアプローチを採用することで、かえって経済的リスクを高め、法的な確実性や財務的な予測可能性を損ない、結果として将来の投資を抑制やプロジェクトが減少する可能性に留意してください。

【本文】
クリエイティブ業界と視聴覚産業を育成し、成長させるために、JIMCA は、視聴覚コンテンツのクリエイター、著作権者、コンテンツ配給者が、コンテンツに投資し、コンテンツを創造し、配給し、保護し、確保する能力を維持することが重要であると考えます。映画製作は様々な関係者が携わり、ハイリスクで多額の費用を必要とする取組みであることから、法律が契約の自由を制限せず、現実的な解決策を可能とすることが極めて重要です。
契約の自由と柔軟性があれば、視聴覚業界は、コンテンツの流通と消費の新しい形態に迅速に対応し、制作物に合わせすべての利害関係者の間でバランスのとれた価値配分を迅速に行うことができます。さらに、市場で競争が存在することにより、プロデューサーや配給会社にとっては、クリエイターを惹きつけるために競争力のある報酬パッケージを準備する強力なモチベーションにつながります。このようなパッケージについては、関係者の希望、プロジェクトに関連するリスク、シーズン延長や続編の可能性、新たな共同プロジェクトに利益を支出すべき可能性など、その他の要素が考慮される必要があります。クリエイターに支払われる報酬は、つくられるコンテンツの性質と、その商業化の方法に対応するものです。
したがって、経済的リスクを高め、法的な確実性や財務的な予測可能性を損ない、結果として将来の投資を抑制し、最終的にはクリエイターが参加可能なプロジェクトの減少を意味するような、法律や規制による柔軟性のないアプローチには注意を払うべきと考えます。

＜（G４）コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革＞
【要旨】
視聴覚分野には「簡素で一元的な権利処理」のような制度を必要とする市場の不具合は存在しません。視聴覚作品を明示的に同制度から除外することを希望します。

【本文】
JIMCA は、日本国内で利用可能な視聴覚著作物に関する「簡素で一元的な権利処理」を可能にするシステムの実施について動向を注視しています。私たちは以下のような懸念を抱いています。
i. 議論の初期段階で、私たちは文化庁に対し、視聴覚分野には簡素で一元的な権利処理の実施を必要とするような市場の不具合は存在しないという意見を提出しました。したがって私たちは、視聴覚作品を明示的に除外することを要請します。
ii. 簡素で一元的な権利処理は、EU DSM の拡大集中許諾制度にヒントを得たものと思われますが、EU DSM の第 12 条 3 項に規定されるセーフガードが充分には具備されていません。
iii. 簡素で一元的な権利処理の対象となる著作物が不明確であり、「窓口組織」として指定される団体の

種類も不明瞭です。また、分野横断権利情報データベースについて提案された作成と維持に関連する問題が存在します。
iv. クリエイターが著作権に基づく権利を利用する自由を十分に享受するためには、簡素で一元的な権利処理から「オプトアウト」し、自らの意思を示すことが要件として義務付けられることになります。これは本質的に著作権に関する「オプトイン」として機能することから、著作権の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない、と規定するベルヌ条約第 5 条 2 項に違反します。
JIMCA は、日本国内で利用可能な視聴覚著作物に対する簡素で一元的な権利処理の実施を進める前に、慎重な検討及び視聴覚業界の利害関係者と綿密な協議を行うよう引き続き要請いたします。

＜（G６）海賊版・模倣品対策の強化＞
【要旨】
日本における映像作品の海賊版サイトへのアクセスは未だ高い水準にあります。「サイト・ブロッキング」は世界における海賊版対策のスタンダードであり、立法上の優先課題として取り組んでいただきたく思います。またインターネット上でビジネスを行う者の身元確認を義務づける「KYBC」要件の義務化の検討をお願いします。

【本文】
JIMCA は、日本政府が海賊版対策を、合法的なコンテンツの消費を通じてクリエイターに対価を支払う創造的なエコシステムを構築する上で重要な要素と見なしていることを心強く思っています。著作物の不正コピーの拡散はクリエイターの収入を損なうものであり、クリエイティブ産業への投資意欲に悪影響を与えます。
電気通信大学の認可ベンチャーである株式会社フォトニックシステムソリューションズ（PSS）による「日本におけるインターネット上の海賊版サイトの定量化と分析（2020 年 7 月～2023 年 7 月）」では、日本における海賊版サイトへのアクセス数は引き続き高い水準で推移していると結論付けています。PSS の 2023 年度調査（期間：2022 年 7 月から 2023 年 7 月）において、国内の映画・テレビ・アニメ海賊版サイト 1,290 サイトを調査した結果、「ピーク時で総アクセス数は約 2 億 2,800 万件で推移しており」、「海賊版サイトへのアクセス数は高水準を維持しており、ユーザーは継続的に海賊版サイトを利用している」ことが判明しました。2022 年以降、日本における月間アクセス数が 10 万を超える視聴覚著作権侵害サイト（映画、テレビ、アニメを対象としたもの。マンガは除く）は、842 サイトから 1,290 サイトに増加しています。
また、知的財産戦略本部の皆様に、熊本大学法学部（憲法学）大日方信春教授が発表した重要な学術論文 2 点に注目いただければ幸いです。当該論文は、「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」（法律時報 2021 年 2 月号）、および「サイト・ブロッキング法制化におけるプライバシー権と通信の秘密」（法律時報 2022 年 9 月号）として発表されました。当該論文では、サイト・ブロッキングは合憲であり、電気通信事業法にも違反しないと結論づけています。海賊版データ、合憲性に関する研究、そして最近のリーチサイトに関する規制の施行により、海賊版サイトにアクセスできなくする措置、すなわち「サイト・ブロッキング」は再検討の対象となりました。日本政府はすでに警察庁と共に、「一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会」（ICSA）（注 5）を通じて「サイト・ブロッキング」に取り組んでいます。有力な学者やオピニオンリーダーが「サイト・ブロッキング」措置は合憲であると結論づけた今、日本政府においても、「サイト・ブロッキング」措置を合憲とすることを望みます。日本政府においては、「サイト・ブロッキング」措置を立法上の優先課題として取り組んでいただきたく思います。
韓国では、2023 年末に憲法裁判所でサイト・ブロッキング措置の合憲性を確認する 2 件の判決が下されました。いずれも、韓国政府が、インターネット・サービスプロバイダーに対し「サーバーネームインディケーション」を利用したサイト・ブロッキングという効果的な手段によるアクセス抑止を求めた事案ですが、裁判所は、これは公権力の強制的行使にはあたらず、韓国憲法下で保障されるユーザーの基本的権利を侵害しないとの判決を下しました（注 6）。
また、サイト・ブロッキングは、インド、ブラジル（注 7）、オーストラリア（注 8）、英国（注 9）を含め、合法的なサービスへユーザーの移行を促すことが海外でも証明されており、著作物に対するオンライン上での海賊行為対策のスタンダードといえる取り組みとなっています。最近では、サイト・ブロッキングの効果をさらに高めるものとして、検索エンジンによって、サイト・ブロッキングが行われたドメインを検索結果から除外し、海賊版へのリファラルトラフィックを減少させる措置が講じられています。
海賊版サイトの運営者は、訴追を回避するために匿名化されているケースが多いです。そのため、JIMCA は「顧客身元確認（Know Your Business Customer、KYBC）」要件、すなわち、インターネット上で公に営業している企業顧客の身元を確認し記録する義務の適用を支持します。KYBC 規範は、海賊版運営者の身

元を暴くプロセスを迅速化し、容易にするものです。私たちは、KYBC の規律を拡大することで、海賊行為を働く可能性のある事業者に対し重要な阻害要因と抑止力をもたらし、インターネットインフラと仲介サービスのプロバイダーによるそのような事業者の摘発を支援することを求めます。さらなる利点としては、KYBC の要件により、消費者が当該要件を遵守する合法的な事業者を識別することが可能となることから、インターネット環境における信頼の構築にもつながります。

【注】

注 5：一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会は、2011 年から児童ポルノサイトについて自主的な「サイト・ブロッキング」を実施している。大日方教授を含む最新の研究では、著作者の著作権は人権であり、「サイト・ブロッキング」に対する適切かつ狭義のアプローチについては、他の基本的権利を妨げないよう救済策を導入することができるため、合憲とみなすことができると一様に認識されている。ファイル共有ソフトによる著作権侵害に反対するコンソーシアム（CCIF）（http://www.ccif-j.jp/index.html 参照）が警察庁主導のもと実施した P2P 利用者警告システムなどの他の救済措置については、これが機能せず「サイト・ブロッキング」のマイナス面を超えるプライバシー上の懸念（利用者の IP アドレスの取得など）が存在することも示されている。アクセス抑止については、利用者の IP アドレスを明らかにすることなく、ISP レベルで利用者のリクエストを別の目的地にリダイレクトする「ロードブロック」が設置される。大日方教授の論文が示唆するように、「サイト・ブロッキング」は侵害が明確であり、損害が甚大な場合に合憲となるべきである。

注 6：2019HeonMa164；2019HeonMa158 および 232（併合）。まず、裁判所は、SNI アクセス抑止はインターネット利用者の基本的権利を侵害するものではないと判断した。権利者の回復不能な損害を回避することにより「目的の正当性」テストを満たすことが理由である。また、SNI アクセス抑止は、特定のウェブサイトにアクセスできないことによって生じる不利益と比較して、当該措置によってもたらされる公共の利益が大きいと判断されたため、「合法的利益の均衡」テストも満たしているとした。第三に、インターネットの普及により、海賊版サイトへのアクセスを効果的に抑止することが難しくなっているため、アクセス抑止措置は、「手段の適切性」テストに適合していると裁判所は判断した。最後に、SNI のアクセス抑止策は、暗号化されたウェブサイトを復号化するものではないこと、ISP に意見聴取の機会があったこと、違法サイトの運営者に連絡を試みたが回答がなかったことから、「侵害の最小化」テストにも適合している。

注 7：Danaher et al., The Impact of Online Piracy Website Blocking on Legal Media Consumption, Social Science Research Network（オンライン海賊版サイトのブロッキングが合法的媒体による消費に与える影響、社会科学研究ネットワーク）（SSRN）(2024): https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4723522 インドの 2 つの主要なサイトのブロッキングと、ブラジルの 1 つの主要なサイトのブロッキングによる影響を調査した結果、「多数の海賊版ウェブサイトを同時にブロッキングした場合、その結果として、有料の合法的な映画およびテレビサイトへの訪問が統計的にも経済的にも有意に増加する」と結論付けている。著者はまた、海賊版の形態は年々変化しているが、「ウェブサイトのブロッキングは依然として海賊版を削減し、合法的な消費を増加させる効果的な手段である」と結論づけている。

注 8：MPA-APAC, Measuring the Effect of Piracy Website Blocking in Australia on Consumer Behavior: December 2018（オーストラリアにおける海賊版サイト・ブロッキングが消費者行動に与える影響の測定：2018 年 12 月）、2020 年 2 月 https://www.mpa-apac.org/research-docs/measuring-the-effect-of-piracy-website-blocking-in-australia-on-consumer-behavior-december-2018/

注 9：Danaher, B, J.S. Hersh, M.D. Smith, and R. Telang. 2019. The Effect of Piracy Website Blocking on Consumer Behavior（海賊版サイト・ブロッキングが消費者行動に与える影響）（SSRN）(2020): https://ssrn.com/abstract=2612063.

法人・団体名
２７．協同組合日本俳優連合
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権
意見

【法人・団体からの意見】

日本俳優連合は、既成著作物の生成 AI での利用に係る著作権法第 30 条の 4 に関する議論が、著作権法第 2 条で定義する録音・録画・複製という言葉で行われていることに対し適切でないと考えていることにはじまり、同項の運用のされ方について根本的な見直しをすることを求めます。

著作権分科会 法制度小委員会で、同項の運用について識者が長い議論を行ってきましたが、条文そのもので生成 AI に関する同項の適用の是非の判断することが困難であることから、小委員会の細部にわたるまとめの助けを借りなければならないのは現実的でなく、今後の混乱が予測されるため新規に作り直すことは必要と思われます。

著作権法の定義する録音・録画・複製は、特定の著作物の再生利用とつながる行為についての規定であり、生成 AI による学習行為は、特定の著作物とは異なる新しい生成物を生むためのデータ群の一部となるデータを取集する行為であるため、従来的な著作物の録音・録画・複製行為とはデータ処理の方法・利用目的が本質的に異なり、同じ言葉を用いるのは適切ではないと考えます。

著作権法第 30 条の 4 は、AI 学習の許される範囲として「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」としています。AI 学習は、思想・感情から離れて機械的にデータ処理を行うため、条文によれば AI 学習行為は、全ての著作物に対して許されることか可能になると思われます。

又、同項において著作物の利用が制限されるのは「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」としています。しかし、不当に害するかどうかは、生成物が利用された後になって判明することになりますので、利用以前に権利者の損害を防止することが必要となります。

そのためには、
1. 権利者による許諾のあったものを学習素材とする
2. AI 生成物にはその旨を表示する
3. AI 生成物の学習データを開示可能な技術水準で世界的に登録がされること
この 3 点が求められます。AI によってどのような権利侵害が生まれるか予測することは不可能であり、生成物の身元を探索する方策を可能にしておくことが必須となります。

生成 AI による実演家（声優・俳優・歌手等）の権利侵害については、既にインターネット上での事例が無数に確認できています。ところが、現行著作権法は、俳優等に複製権・翻案権が与えられておらず、また、商品となる声優らの声のパブリシティ権も法制化されていないため、声優の声が AI で生成され、演じたことのないパフォーマンスがネット上に公表され販売されることに対し、被害に遭った声優自身は法的に規制を行うことすらできないという法制度が未整備の状況にあり、このような事案が実演家自らの手で規制できるよう法改正をすることが求められます。

AI についてのみならず、インターネット時代にあって、国際標準に目をむけることは重要ですが、我が国の法制度は欧米に比べ残念ながら遅れています。俳優の映画に関する規定についても、現行著作権法ができた 1970 年時点と映画の制作環境・技術環境・流通環境が一変しているにもかかわらず、法改正が行われず、実演家には二次的利用に関する報酬の還元がなされていません。諸外国の事例に目を向け、欧米のように映画の利用の態様に応じた報酬が実演家に支払われる世界標準の対応が行われることを望みます。

2024 年 3 月 21 日、国連総会は、AI が生み出す可能性のある危険を排し、人権や自由が尊重されるよう AI システムに関する規制やガバナンスを構築することを 193 か国の総意で採択、本年 9 月にニューヨークで開催される「未来サミット」までに勧告をまとめるとしています。EU で、アメリカで、日本で様々な議論がされてきましたが、AI に関しては世界中で同じ規範を共有することが必要であり、国連機関である WIPO/UNESCO/ILO 等に議論を集中することが求められます。日本俳優連合は、これらの国連機関の NGO となっている国際俳優連合（International Federation of Actors ＝ FIA）の理事国団体として、この議論に参画したいと考えています。

以上

【法人・団体からの意見】

法人・団体名
２８．公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター
意見の分野
（G６）海賊版・模倣品対策の強化
意見

知的財産推進計画 2024 への要望事項

認定手続開始通知を含む手続きの電子化等について
公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、知的財産の権利者を会員とする知的財産情報センター（CIPIC）を設け、知的財産侵害物品に関する調査研究、税関職員に対する研修等の水際取締りの支援活動を行っています。
これまで関心の高かった個人使用目的を仮装した模倣品の輸入に対する規制等に関しまして多くの法令改正や手続きの簡素化・効率化等を行っていただき、感謝申し上げます。
今回、税関の模倣品水際取締りに関する各種手続の電子化等、以下の点を要望させていただきます。

（1）模倣品水際取締手続の電子化
2021 年 9 月 1 日、行政のデジタル化推進を目的としたデジタル庁が設置され、行政手続のデジタル化が急ピッチで進められようとしております。しかしながら、税関の模倣品取締の一連の手続（差止申立申請から認定手続開始通知及びそれに伴う証拠の提出等）をみると、電子化されているのは差止申立申請書の提出等一部に限られています。
税関が知的財産侵害疑義物品を発見した際、「認定手続開始通知」を輸入者・輸出者、及び権利者に郵送し、通知日から 10 日以内に、侵害の該否判定のための意見及び証拠を提出することを求めています。しかしながら、多くの事業者はペーパーレス化や IT 化が進んでおり、郵便物を受領し社内システムで手続きを行うためには、情報の再入力や PDF 化が必要となります。年間数百件から千件以上の認定開始通知を受け取る権利者も多くあり、政府のデジタル化推進、企業の働き方改革（在宅勤務）等の観点からも是非「認定手続開始通知」をはじめとする税関による模倣品の水際手続の電子化を進めていただきたい。

（2）国際郵便貨物の電子手続化
2021 年 1 月から米国向け国際郵便貨物の電子申告が義務化され、2022 年 6 月から欧州各国及びその海外領域を含む 65 か国・地域向け貨物の通関電子データ送信が義務化されました。更に、2024 年 3 月から全世界向け国際郵便物の通関電子データの事前送信が義務化されることとなっています。
我が国においても、輸出郵便物の通関電子データ送信に加え、輸入郵便貨物の通関電子データの電子的受領の義務化を早急に進め、輸入郵便物に関する電子情報を(株)日本郵政と税関当局で共有化を図り、麻薬や知的財産侵害物品が含まれているハイリスク貨物の選定に活用することにより、年間約１億個の輸入郵便物を利用して輸入されている模倣品等の取締りを進めていただきたい。

（3）インターネット上の模倣品対策
電子商取引の発達により、独立したネット商店、各種 SNS、ネットオークションサイト、オンラインフリーマーケットサイト、プラットフォーム上の商店等あらゆるツールを通じて模倣品や海賊版が売買されている状況にあります。加えて、電子商取引は、国内のみならず国境を越えて行われています。
電子商取引を利用した模倣品対策に向けて、権利者、プラットフォーム運営者、警察、税関、各種団体等はそれぞれ積極的に活動を行っています。しかしながら、インターネットを利用して模倣品等を販売している事業者や個人が非常に多数存在することから、ネット上の模倣品対策が効果的に行われているとは、必ずしも言い難い状況となっています。
このため、インターネット上で模倣品販売などの不正行為を行っているサイトが迅速に削除されるよう法整備を進めるとともに、ワンストップでそれらサイトが削除される体制を整備していただきたい。

（4）個人使用目的を仮装した模倣品輸入規制の特許権及び著作権への拡大
個人使用目的を仮装した模倣品の輸入急増を防止するため商標法、意匠法及び関税法を改正し、個人使用目的のものであっても、知的財産侵品として税関で差止めできるようになり 2022 年 10 月から施行されています。税関当局による説明では、「個人使用目的」での輸入者の争う旨の申出が激減する等の効果が出ているとされています。
一方、著作権及び特許権を侵害する物品は対象に含まれていません。特許権等の侵害に対する同様の改正

【法人・団体からの意見】

の必要性に関し、令和３年２月５日に開催された産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、「特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である」とされました。
令和 4 年の税関による特許権侵害物品の差止件数は、280 件（対前年比 160.9%）、34,631 点（対前年比 126.3%）と増加しており、著作権侵害物品の差止件数 841 件（対前年比 124.8%）、162.896 点（対前年比 169.1%）と特許権及び著作権を侵害する物品の輸入は高い水準で継続しており、「個人使用目的」を理由として、税関による差止めを逃れている侵害物品がないよう、早急に法改正に向けた検討を開始していただきたい。

【要旨】
（１）水際取締の電子化
税関から権利者に郵送している認定手続開始通知を電子化し、権利者にとっても効率的な水際手続の構築を希望

（２）国際郵便貨物の電子手続
輸入郵便貨物の電子化を進め、模倣品等がデジタル情報に基づき効率的に差し止められることを希望

（３）インターネット上の模倣品対策
ネット上で取引される模倣品等を効率的に除去するため、ワンストップ対策ポイントを設け、該当する URL が迅速に削除されるシステムの構築を希望

（４）個人使用目的を仮装した模倣品輸入規制の対象拡大
個人使用目的を仮装した模倣品の輸入に関し、特許法及び著作権法の法改正に向けた検討開始を希望

法人・団体名
２９．公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター
意見の分野
G. デジタル時代のコンテンツ戦略
意見

＜要旨＞
実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みとして、「レコード演奏・伝達に係る権利の導入」、「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」、「ＡＩの利活用に適切に対応する権利の在り方に関する検討」、「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元」に積極的に取り組むべきである。

＜全文＞
デジタル・ネットワーク技術の進展により、ＡＩやメタバースにおける利用など多種多様な実演の利用が拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みは、益々重要なものとなっており、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。

(1) レコード演奏・伝達権の導入
我が国著作権法では、作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権が認められているものの、実演家及びレコード製作者には、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為に係る権利（レコード演奏・伝達権）が認められておらず、適切な対価が還元されていない。
このようなレコード演奏・伝達権については、ローマ条約１２条及びＷＩＰＯ実演・レコード条約１５条に定める公衆への伝達に係る権利の範疇として認められているものの、我が国は、その適用を一部留保し、実演家及びレコード製作者にレコード演奏・伝達権を認めていない。しかしながら、欧州をはじめとする先進国だけではなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利を実演家及びレコード製作者に認めており、国際的な潮流から取り残されている状況にある。
２０２３年度の文化審議会著作権分科会「政策小委員会」では、レコード演奏・伝達権について検討が開始されたところであるが、政府全体として、我が国が文化芸術立国を掲げながら、国際的な潮流から取り残されている状況下にあるという問題の深刻さを認識し、レコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を着実に進めるべきである。

【法人・団体からの意見】

(2)バリューギャップ問題の解消に向けた検討
デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）時代において、実演家の活動を取り巻く環境は著しく変化しているものの、実演家がコンテンツの創造、ひいては文化芸術の担い手の中心にあることに何ら変わりはなく、実演家の権利が保護され、良質なコンテンツの創造サイクルが守られる仕組みをつくる必要がある。
とりわけ、ＹｏｕＴｕｂｅのようなユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者が音楽の利用から得ている収益と音楽業界、すなわち権利者に還元される利益の不均衡については、いわゆる「バリューギャップ」が、国際的に問題視されている。
また、実演家については、実態としてレコード製作者への権利譲渡等により、必ずしも適正な対価（公平な報酬）が支払われないという、もう一つの「バリューギャップ問題」も生じている。
欧州では、２０１９年に「デジタル単一市場における著作権指令」が採択され、ユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者の著作権法上の責任を明確にするとともに、著作者や実演家への適切な対価還元を確保するための措置も講じられた。
国内では、２０２１年7月「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の諮問等を受け、文化審議会著作権分科会の審議事項として検討が重ねられている状況にある。
したがって、政府として、諸外国（特にＥＵ各国）の最新動向にも注視しつつ、バリューギャップ問題の解消に向けて積極的な検討を進めるべきである。

(3)ＡＩの利活用に適切に対応する権利の在り方に関する検討
生成ＡＩによって、学習された実演と類似したコンテンツが際限なく生成され、それがインターネット等を通じて拡散されることについて、元の実演家が十分にコントロールできず、実演家の活動に大きな支障が生じる懸念がある。
生成ＡＩによる生成物に対するコントロールは、著作権法に基づく実演家の著作隣接権による対応が考えられるところであるが、生成ＡＩにより、ある実演家の演奏や歌唱などの実演が学習され、その実演家の実演に類似した生成物が生み出されたとしても、著作物の場合と異なり、学習された実演に係る実演家の著作隣接権が当該生成物に対して及ぶか否かは明らかではない。また、生成ＡＩによる生成物に対しては、実演家の肖像権・パブリシティ権が及ぶ場合もあると考えられるところであるが、これらの権利は判例を通じて認められてきた権利であることから、その主体や客体、対象となる行為、救済方法などについては明らかではないところも多く、刑事罰が適用されないなど限界もある。
文化審議会著作権分科会「法制度小委員会」による『ＡＩと著作権に関する基本的な考え方(素案)』では、著作隣接権とＡＩとの関係については議論を継続するとしているところであるが、著作物の利用とは前提が異なることに十分に留意しつつ議論を継続するとともに、肖像権・パブリシティ権など生成ＡＩにおける実演の利用に係る固有の問題についても、生成ＡＩによる利用実態や諸外国の最新動向にも注視しつつ、政府全体として検討を進めるべきである。

(4)視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し
映画は、劇場上映にはじまり、パッケージ化、放送、インターネット配信など利用範囲は拡大している。さらには、Netflix や Amazon などの巨大プラットフォームによる、インターネットで公開される映像作品も数多く登場している。
視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、２０２０年に発効した『視聴覚的実演に関する北京条約』（以下『北京条約』という）では、視聴覚的固定物に固定された実演に関して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。
知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいものの、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない状況にある。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がパッケージ化され販売されたり、放送やインターネットで利用されたりしても、実演家に対して権利が認められていない。
実演家をはじめとするクリエーターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の発効も契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

(5)私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

【法人・団体からの意見】

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、文化審議会著作権分科会における議論をはじめ、２００３年７月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（以下『知的財産推進計画』という）に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。
このような中、文化審議会著作権分科会における結論を受けて、関係省庁間での協議が進められた結果、２０２２年１０月にはブルーレイディスクレコーダー及びブルーレイディスクを私的録画補償金の対象とする政令改正が成立した。形骸化した補償金制度を見直す第一歩として評価するものであるが、私的録画補償金の徴収・分配が早期に再開されることを希望する。
また、我が国では私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにも関わらず、依然として、デジタル方式による私的複製から生じる不利益を補償するための私的録音録画補償金制度は形骸化し、機能不全に陥ったままの状態にある。
現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等を対象とする政令改正を引き続き検討するとともに、現行制度ではカバーできていないクリエーターへの対価還元を実現するために、新たな補償金制度の設計について、空白を生ずることなく早期に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

以　上

法人・団体名
３０．公益財団法人日本適合性認定協会
意見の分野
E. 標準の戦略的活用の推進
意見
戦略的に国際標準化を推進する領域において、国際標準戦略を推進する体制の整備を是非進めていただきたい。サステナビリティ、気候変動、AI、●権といった重要分野において、適合性評価をセットにした国際標準化により先行する欧米に対しては、戦略領域の早期見極めと、官民一体となった戦略的取組で対抗していくことが重要。こうした取組を加速させる司令塔機能としてのガバニングボードを早期に新設いただきたい。 適合性評価スキーム開発においては、国内認証産業を戦略的に活用することが重要と考える。例えば、ＣＢＡＭは、EU 域内での検証プロセスのためのデータ提供を求めているが、これにより、国内企業の知財、原材料の購入量、エネルギー使用量、マネジメントシステムなどの営業機密が流失してしまうリスクが考えられる。こうしたリスクを低減させるためにも国内認証産業の育成、拡大を可能にする環境づくりが重要であると考える。

法人・団体名
３１．合同会社 Ciel
意見の分野
C. 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方
意見
問題は生成 AI の無断学習の合法化ではなく無断学習の結果起きた問題を解決する基準がハッキリしないことです。兼ねてより著作権は判断が難しいことが多く、最終的には個人の主観によって判断することになることが多いとは思います。現時点で多くのクリエイターが著作物を無断学習され攻撃されるというという被害が出ていますが、この問題も著作権同様判断が難しいものだと思います。 生成 AI により他人の権利を侵害している部分は多くの人が指摘されているとは思いますが、「生成 AI を使って個人が利益を得ている」現状を規制する政策があるといいと思います。 私自身制作をする際資料のために参考画像を調べるのですが、写真と見間違うような AI 画像にネット上が汚染されていました。何を元に生成された画像か分からない以上、その画像を資料として参考にできません。生成 AI だと気が付ければ参考にしなければ良いことなのですが、万が一気が付かずに使用してしまった場合の過失はどうなるのでしょうか。 その画像を参考にすることで、学習元の誰かの著作物の権利を侵害している可能性があるのですから、うかつにネット上の情報を信用することが難しくなりました。

【法人・団体からの意見】

著名人の写真を使った生成 AI によるフェイクニュースやフェイク画像も散見します。生成 AI はクリエイターの著作権だけではなく、芸能人、一般人の肖像権までにも関わる問題です。
このまま生成 AI が普及したとして、何かしらの事件が起きた際にも、写真という媒体がエビデンスとして弱くなってしまうことも可能性としては出てくるのではないでしょうか。
話が逸れてしまいましたが、他人事だと思わず誰の身にも関わることだと深く考えていただきたいです。
どうぞよろしくお願いいたします。

法人・団体名
３２．東京都中小企業知的財産交流・研究会等参加企業有志
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

《要旨》
中小ベンチャー企業等の活力を産業発展に生かしていくためには、各種制度を、中小ベンチャー企業等の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。
特に、財務基盤の弱い中小ベンチャー企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小ベンチャー企業等に配慮した競争政策を含む各種法制度の整備、中小ベンチャー企業等の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、中小ベンチャー企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善、は極めて重要です。

《全文》
１．中小ベンチャー企業における産学連携について
（１）大学発スタートアップ・ベンチャーの育成環境の整備（一部新規、一部継続意見）
大学発スタートアップ・ベンチャーに対して、大学が保有する関連知的財産権の譲渡又はライセンスについて契約する際、過去には、スタートアップ・ベンチャーの実態を考慮しない高額の対価を要求する契約条件を求めるなど、「大学発スタートアップ・ベンチャーの育成」とは程遠い事例が見られたところ、2023 年 3 月に「大学知財ガバナンスガイドライン」（以下単に「ガイドライン」という。）が制定され、この中で、大学発スタートアップに対する対応が定められ、この結果、大学発スタートアップ・ベンチャーに対する大学側の知財面での不適切な対応は減ると期待されます。政府には、「ガイドライン」の運用状況をウォッチしながら、引き続き、大学発スタートアップ・ベンチャーの育成環境の整備に努めていただきたいと考えます。

（２）中小ベンチャー企業がかかわる産学官連携の環境整備の推進（一部新規、一部継続意見）
近年の第四次産業革命の大変革期を乗り越えるために、大企業だけでなく、中小ベンチャー企業も、産学官連携にかかわる必要性とその機会は増えるものと思われ、中小ベンチャー企業が参加しやすい環境整備は必須と考えます。その中でも、以下に述べる点については、重要と考えます。国には、下記の点を含めて、中小ベンチャー企業が産学官連携に参加しやすい環境整備を推進していただきたいと考えます。
　なお、今般策定された「ガイドライン」には、「大学発スタートアップ」に対する特段の記述はありますが、既存の中小企業、大学発ではないスタートアップやベンチャー企業に対しての特段の配慮はありません。産学連携における、これら中小ベンチャー企業に対する特段の配慮も必要と考えます。

①契約条件の柔軟性の推進
環境整備として検討いただきたい項目の一つが、例えば共同研究による共有成果を企業が実施した時に、企業が大学に支払う実施料（不実施補償）の問題です。
かつて、いくつかの大学や国の研究機関（以下、「大学等」）では、不実施補償に拘らない選択肢を含む複数の選択肢が共同研究契約に明記され、企業側がその選択肢を選択できるようになっており、この選択肢をもとに企業が大学等と交渉することが可能となっておりました。また、上記共同研究契約ひな形は、各大学のホームページに掲示されて、産学連携を推進する要素の一つとなっていました。
ところが、2021 年から 2022 年にかけて、上記大学は、不実施補償に拘らない選択肢を含む複数の選択肢が記載された共同研究契約ひな形を大学ホームページから削除してしまいました。
一方で、2022 年 11 月に始まった「大学知財ガバナンスに関する検討会」での成果として 2023 年 3 月に公表された「ガイドライン」には、「不実施補償」に関する考え方は示されておりません。
「ガイドライン」には、「不実施補償」に関する考え方は示されていない代わりに、「大学知財イノベーシ

【法人・団体からの意見】

ョンエコシステムを活用した大学の資金の好循環の実現」という「ガイドライン」の狙いが明記されております。大学が資金確保を優先するあまり、「不実施補償」問題に対する柔軟性を失わせるのではないかと危惧しております。　国には、このような柔軟性を大学が失うことのないよう、環境整備を推進していただきたいと考えます。

②契約条件の明確性の推進
大学等が用意している共同研究契約書ひな型の中には、不実施補償料の要否を明記せずに共同出願契約を締結する際の協議にゆだねている条文を有しているものがあります。このため中小ベンチャー企業は、共同研究契約を締結する段階では、不実施補償料を要しない選択肢・可能性が残されていると理解して共同研究契約を締結したところ、実際には、大学等としては、実施料を不要とするのは極めて例外的な場合と考えており、そのことを共同出願する段階になって、初めて中小ベンチャー企業が認識するに至るケースが散見されています。このような事案においては中小ベンチャー企業にとって「後出しじゃんけん」のように感じられ、そのような経験をした中小ベンチャー企業は、以後産学連携への意欲を失ってしまう結果となりかねません。
不実施補償料の支払いが必須であるなら、必須であることを共同研究契約ひな型に明記するべきであり、逆に不要となる場合があるのなら、どのような条件を満たせば不実施補償料を不要とするのか、その条件を明確にして、そのことを共同研究契約に盛り込むようにするべきと考えます。国には、そのようなひな型を大学が用意し、それをホームページで開示するような環境整備を推進していただきたいと考えます。
なお、大学の中には、それまで、不実施補償料の支払いが不要となる条件を明記した共同研究契約ひな形を公開していたところ、2021 年から 2022 年にかけて、これを不掲載にした大学が複数あります。これら大学の動きは、「契約条件の明確性の推進」に反しており、ますます中小ベンチャー企業の産学連携に対する意欲を損なうものと考えます。
国には、このような事象があることを踏まえ、中小ベンチャー企業のかかわる産学連携に関する環境整備の推進に取り組んでいただきたいと考えます。

③不実施補償料の支払いタイミングの再検討
企業が大学に共願契約に基づく不実施補償料を支払う契約のほとんどは、「実施」したら支払うことになっており、共同開発の成果を実施した製品を売り上げたら、その売り上げに料率を乗じて、不実施補償料を算出して支払うことが一般的です。そこには共同開発の成果を使った事業が軌道に乗るようになったかどうか、事業として利益が出るようになったかどうか、事業化までの投資が回収できるようになったかどうか、累積赤字が解消したかどうかに関係なく支払う条件であることが殆どであると考えます。
大企業であれば、このような契約条件でも問題は小さいと考えますが、中小ベンチャー企業は、会社全体としても十分な利益が出ているとは限らず、さらに実施料支払いに関係する事業に売り上げがあっても、その事業から利益が出ていなかったり、仮に利益が出るようになったとしても、それまでの投資が回収できていなかったりしている場合もあり、タイミング的に、これまでのように単純に売上げが上がったら支払うのが適切とは思われません。
特に創業間もないベンチャーの場合、他に事業もなく、創業暫くは、売上げがたったからと言っても、事業として利益が出ていないことが多く、その状況で実施料を支払うことは、投資家からの投資資金が大学に回っているだけであり、大学だけが、投資家よりも早く資金回収しているようにも思え、適切な条件には思えません。
また、共同出願の中には、その後特許とならず、拒絶が確定してしまうものもあり、出願中から支払うことに不合理性を感じている中小ベンチャー企業等もあります。
国には、実施料を支払うタイミングはどうあるべきか、有識者を集めた議論をしてその結果を公表していただき、もって中小ベンチャー企業が産学連携に参加しやすい環境整備に努めていただきたいと考えます。

２.「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」等を踏まえた対策の推進（継続意見）
令和元年６月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会発行）には、多くの中小ベンチャー企業等が、いろいろな形で被害を受けているあるいは受けている恐れの強い事例が報告されています。また、令和２年 11 月には「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（最終報告）」が公正取引委員会より公表され、スタートアップが知的財産に関して不利な契約を締結している状況が報告されています。
まずは、このような実態を明らかにしたこれら調査を高く評価したいと考えます。

【法人・団体からの意見】

これら調査で明らかになった実態を踏まえて、国には、スタートアップや中小ベンチャー企業等のかかわる取引が適正になされるよう、引き続き、周知啓発活動を含めて必要な対策を推進していただきたいと考えます。
また、この問題に関する対策によって、取引実態が改善されているのかどうか継続ウォッチしていただき、そしてその結果を公表していただき、さらに適宜必要な対策を図っていただきたいと思います。

３．中小ベンチャー企業等の特許料金等の軽減措置について
（１）特許料金等の見直しについて（継続意見）
2022 年４月１日付の「特許法等の一部を改正する法律」及び「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴う、特許関係料金、商標関係料金及び国際出願に係る国際調査手数料等の改定に関しては、その前提として、歳出の徹底的な見直しは必須です。肝に銘じて努力していただくことを期待します。

（２）今後について（一部新規、一部継続意見）
特許特別会計の運用に際しては、今後も財政的な余裕のない状況が続くことが予想されることは中小ベンチャー企業等としても認識しておりますが、それでも、特許出願をはじめとして、産業財産権の取得、維持費用は、財務体質がぜい弱な中小ベンチャー企業等にとって負担となっており、値上げの計画の有無にかかわらず、適宜、中小ベンチャー企業等の意見を聞いていただきたいと思います。
現在の特許特別会計の運用状況から、以下の要望・意見のすべてが受け入れられるとは考えておりませんが、中小ベンチャー企業等としては、以下の軽減措置を導入することを検討いただきたいと考えております。特に、財政状況が好転した暁には、是非、検討いただきたいと考えております。

①中小ベンチャー企業等の特許料金等の一律半額制度の適用対象拡大について（継続意見）
2019 年４月に施行された新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019 年３月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や 2019 年３月以前に審査請求手続きをした特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適用対象を拡大するべきと考えます。
理由
旧減免制度では、一部の中小ベンチャー企業等しかこれを利用できませんでしたが、2019 年４月からの新減免制度では、すべての中小ベンチャー企業等が減免対象企業として利用できるようになりました。新たに減免対象となった中小ベンチャー企業等にとって、審査請求手続きに関しては、2019 年４月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、３月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、３月 31 日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小ベンチャー企業等にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。
中小ベンチャー企業等の活力を日本の産業の発展につなげるためには、すべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、2019 年３月 31 日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

②一律半額制度の１１年目以降への適用拡大について（継続意見）
いわゆる中小ベンチャー企業等の特許料金等の一律半額制度は、その対象が特許料金に関しては１０年目までに限定されておりますが、中小ベンチャー企業等にとって、最初の数年間よりも、１１年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。
理由
特許料は、１～９年目に比べて、１０年目以降の金額が大きく、中小ベンチャー企業等にとっては１０年目以降の軽減措置の必要性が、１～９年目よりも高いと言えます。特に、中小ベンチャー企業等の保有特許使用率は６３．４％と、大企業の３５．４％に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第 14 回（平成 29 年３月 14 日）会合配布資料 4-3 第３頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不使用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小ベンチャー企業等にはそのような対策も取りにくいことを示唆しております。
さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の５０％軽減を、１１．５年目維持年金にも適用して

おり、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、かわりに、維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中小ベンチャー企業等が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があり、そのためにも、一律半額制度の適用期間を１１年目以降にも拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

③意匠制度、商標制度における一律半額制度その他の軽減制度の導入（継続意見）
意匠制度、商標制度に中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたいと思います。
理由
特許実用新案制度には、中小ベンチャー企業等に適用される一律半額制度があります。しかしながら、意匠制度には、これがありません。イノベーションは、必ずしも発明考案だけから生まれるものではありません。アップル社のアイフォーンのように意匠創作からもイノベーションが生まれることはあります。イノベーションの創出に際して、中小ベンチャー企業等の潜在能力を引き出すために、意匠制度に中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたいと思います。また、特許実用新案制度とのバランスを考慮しても、意匠制度に中小ベンチャー企業等を対象とする一律半額制度が設けられるべきと考えます。
さらには、商標制度に関しても、中小ベンチャー企業によるイノベーションの創出を支援するために、中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたいと思います。

④関連意匠における費用軽減措置（新規意見）
上記③で要望している「意匠制度における一律半額制度の導入」が実現できない場合には、せめて、関連意匠に関する費用軽減措置の導入を検討いただきたいと考えます。
理由
先進的な中小ベンチャー企業は、意匠戦略推進のために、関連意匠制度の活用を積極的に行っていますが、費用負担が課題となっています。すなわち、複数の関連意匠を出願したときの意匠登録料は、意匠の数の単純比例で増加してしまい、中小ベンチャー企業にとって負担になっています。特許料の場合、複数の発明を請求項として１出願に含めることができるので、その負担額は請求項の数の単純比例にはなりません。
例えば、請求項数４の特許権１件と、基礎意匠と関連意匠の合計が４である意匠権ファミリーの生涯維持年金費用合計額（出願料、審査請求料を含む。）を比較すると、意匠の生涯累計費用の方が、特許の生涯累計費用よりも高額になってしまいます。各年次における累計金額で比較しても、いずれの年次も、意匠の方が高額になります。
両者の差は、関連意匠の数、請求項の数が増えると広がり、また、特許費用に中小ベンチャー企業等に対する一律半額制度を適用して計算すると、両者の差は、さらに広がります。
以上のように、意匠に関する費用を、特許費用と比較して考えた場合に、関連意匠を中心に中小ベンチャー企業等に対する何らかの費用軽減措置が必要になっていると考えます。
上記③において、意匠制度にも特許における一律半額制度と同様の軽減措置の導入を要望していますが、仮に、この一律半額制度が実現できないとしても、関連意匠制度における軽減措置を導入する必要性は高いと考えます。

⑤国際出願（特許、実用新案）関係手数料（継続意見）
2022 年４月に「送付手数料＋調査手数料」（日本語）が８万円から１６万円に倍増されました。この値上げは、他の費用項目の増額と比べて際立っており、海外展開を推進している、あるいは予定している中小ベンチャー企業等には甚大な影響があります。
このため、中小ベンチャー企業等に対する支援を強化する必要があり、たとえば、現行の PCT 国際出願の軽減措置および国際出願促進交付金（2024 年４月以降は、軽減措置に統合）の制度をこれまで同様維持するだけでなく、値上げ分に相当する、あるいは値上げ分に対応する支援内容の充実化、積み増しを図る必要があると考えます。
また、支援内容の充実化、積み増しに関係なく、先般の値上げの影響がどの程度あるのか、中小ベンチャー企業等の外国出願意欲を損なっていないか、については、実態調査をする必要があると思われ、国には、この調査を実施し、調査結果から何らかの課題が見つかったら、必要な対策を適宜実施していただきたいと思います。

【法人・団体からの意見】

４．弁理士制度について
（１）弁理士の国際化対応について（継続意見）
弁理士の国際化対応研修は重要であり、特に、それまで外国出願業務に携わってきたことのない弁理士が外国出願業務に従事するにあたっては、外国出願の実務において極めて重要な基礎的知識を習得する必要があり、そのような弁理士に対する国際化対応研修の実施と受講の徹底を図るべきと考えます。
理由
中小ベンチャー企業等の海外進出にともなって、中小ベンチャー企業等による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小ベンチャー企業等が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願が的確にかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小ベンチャー企業等の間に立つ国内代理人弁理士が、基礎的知識はもちろんのこと、その国の最新の法制度とう引用を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。
弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思われ、引き続き注力されるべきと思いますが、中小ベンチャー企業等が国内出願を依頼する弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない弁理士もおり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかった中小ベンチャー企業等があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、最新の知識を得るための国際化対応研修だけでなく、これから外国出願業務を扱おうとする弁理士が、例えば、国によって新規性喪失例外規定の適用範囲が相違することや、国によって請求範囲の作り方、考え方が相違するなどの基礎的知識を習得するための国際化対応研修を実施し、受講を徹底していくべきと考えます。

（２）一人弁理士事務所のバックアップ体制について（継続意見）
一人弁理士事務所の弁理士が、高齢化により、あるいは何らかの理由によって、代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小ベンチャー企業等が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小ベンチャー企業等が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組み、バックアップ体制が構築されることが必要と考えます。
理由
中小ベンチャー企業等は、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小ベンチャー企業等にとって大変な負荷となります。
先般の弁理士法改正により、一人弁理士事務所の業務法人化が可能となり、一人弁理士事務所の承継問題が少しでも解決に近づくことを期待しますが、弁理士が一人しかいない状況に変わりはなく、何らかのバックアップ体制の構築は必須であると考えます。

（３）弁理士紹介制度について（継続意見）
日本弁理士会関東会が 2021 年 10 月より始めた「弁理士紹介制度」は、中小ベンチャー企業等の要望にマッチした制度と思われ、今後、内容の充実化とともに、全国展開されることを期待しています。
何故なら、中小ベンチャー企業等の多くは、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビを使っているところ、弁理士ナビでは、専門分野が大雑把であり、適切な弁理士を探しきれない、との意見が多いからです。
政府としても、弁理士会のこの活動を強力に支援していくべきと考えます。

５．特許情報システム
（１）全般（継続意見）
日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成 28 年 5 月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すとされています。
上記の有償で高度なサービスを利用できる中小ベンチャー企業等もありますが、多くの中小ベンチャー企業等は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。また、特許庁としても、中小ベンチャー企業等が容易に特許情報等を利用できる環境の整備をうたっております。そこで、可能な限り、J-PlatPat 等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

【法人・団体からの意見】

また、日本の中小ベンチャー企業等が、海外、特に米国や欧州の中小ベンチャー企業等とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要あり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小ベンチャー企業等と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使える J-PlatPat 等の情報システムを米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）あるいは世界知的所有権機関（WIPO）等の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があると考えます。

（２）再公表特許の廃止に伴う J-PlatPat 検索の機能改善（一部新規、一部継続意見）
国際受理官庁としての日本特許庁に日本語で国際出願され、日本に移行された特許出願の再公表特許は 2022 年１月以降廃止されました。この結果、J-PlatPat での国内公報検索では、2022 年１月以降の再公表特許はヒットしなくなり、同じ発明内容を、J-PlatPat で検索するためには、検索対象を外国文献まで広げて再公表特許に対応する国際公開公報を検索する必要があります。
しかし、外国文献の J-PlatPat の出力リスト（一覧表示）には、発明の名称も出願人も掲載されておらず、国際公開公報についていえば、同じ日本語文献であるにもかかわらず、国内文献と比較して、情報が不十分なため、出力リスト（一覧表示）だけで検索結果を絞る作業ができません。
多くの有料の商用特許情報検索データベースが、再公表特許廃止に伴って、代わりに、国際公開公報の情報を利用して、これまでと同様、国内公報を対象とした検索で国際公開公報がヒットするように対応しております。J-PlatPat についても、有料の商用特許情報検索データベースと同様に、国内公報の検索でこれがヒットするように対応するべきと考えます。
仮に、上記対応ができない場合には、外国文献を対象とした検索結果の出力リスト（一覧表示）の表示内容を、日本特許庁を受理官庁として日本語でなされた国際出願の国際公開に関しては、番号だけでなく、充実させることを検討するべきと考えます。

（３）J-PlatPat への AI 機能の実装（一部新規、一部継続意見）
AI 技術の進歩は著しく、あらゆる分野に応用されており、特許検索、特許調査の分野も例外ではありません。既に、商用データベースの検索機能にＡＩが実装され始め、）J-PlatPat への AI 機能の実装は遠い将来の話ではなく、喫緊の課題になりつつあります。このような状況を踏まえ、J-PlatPat への AI 機能の実装を、早々に検討課題として取り上げていただくことを要望します。

（４）使い勝手の改善要望（一部新規、一部継続意見）
昨年末には、当会として要望していた特実検索におけるオプションのステータス検索やステージ検索ができるようになり、大変評価しております。上記機能に限らず、JPP は、継続的に各種機能の充実、使い勝手の改善がなされておりますが、今後も継続的に、特に以下の点について、機能の充実、使い勝手の改善が必要と考えます。
①特許・実用新案検索機能に関して、平成 30 年３月以前は、キーワード検索対象として、「要約＋請求範囲」を選択できましたが、平成 30 年３月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約＋請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小ベンチャー企業等の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約＋請求範囲」を選択できるようにしていただきたいと考えます。
②商標検索において、同一名称の権利者がいた場合、それぞれの権利者を区別する検索方法として、識別番号での検索がありましたが、先般のシステム変更により、商標登録後の識別番号検索ができなくなってしまいました。東京のように、同一名称の会社が複数存在している場合など、注目している会社の権利かどうかを確認するためには、出願人名による検索結果をひとつひとつ開いて住所を確認しないと、注目している権利者の権利なのかが判別できないという不便さがあります。こういったことから、同じ都道府県下に複数の同一名称の出願人が存在した場合でも、同一の出願人を検索できる代替手段を提供してほしいと考えます。
③特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付だけですが、併せてタイトル、出願人名が表示される機能。タイトル表示があれば、内容をチェックする必要性の有無をある程度判断でき、関係ないものを含めて全件内容表示させる必要が無くなり、調査検討の効率が大幅にアップすると考えます。
④履歴演算機能（検索式どうしの演算）
⑤特許・実用新案検索結果一覧画面における必須機能の整備
公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号、日付、発明の名称、出願人／権利者、分類）に加え「代表図面」、「生死情報」、「要約」または／および「第１請求項」の選択表示ができ、一覧画面だけ

でスクリーニングを行える機能。
そして、これら項目を CSV ダウンロードできるようにするべきであり、また、CSV ダウンロードする際に項目を選択できるとより便利と考えます。
⑥PATENTSCOPE（WIPO）で実現されているように、統計情報として、基本事項（出願人・ 権利者など）のトップ１０表示による簡易パテントマップ機能
⑦中韓文献検索システムが J-PlatPat の中に統合されたように、Graphic Image Park も、将来的には、J-PlatPat の意匠検索機能と統合し、より高度な検索ができるようにすること。
⑧特許･実用新案検索において選択入力欄を利用した場合、検索のアルゴリズムによりますが、各行（各ボックス）ごとに、検索ヒット数が、どのくらいに絞れているのか、たとえば、1 行目で何件、2 行目で何件、といった件数表示をされる機能改善。
このことにより、どのキーワード行が、検索件数を絞り込むのに、どのくらい影響あるのかが推測でき、検索条件の改善などに役に立てられると思います。
⑨J-PlatPat における外国文献の日本語翻訳品質の向上。特に中国韓国文献について、AI 技術の応用による翻訳品質の向上。
⑩論理演算における 500 文字の上限の引き上げ。

（５）将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映(継続意見)
今後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を可能な限り設けていただきたいと思います。特に、メインの利用者である「中小ベンチャー企業等の声」を反映していただきたいと思います。

（６）将来的な機能追加・改善・変更等の際の追加・改善・変更点の告知（継続意見）
これまで大きな機能追加や変更があった場合には、何らかの「お知らせ」がありましたが、マイナーな変更等に関しては、使っていて初めて変わったことを知ることが多々あります。今後は、たとえマイナーな変更であっても、可能な限り、どこがどう変わるか、あるいは変わったかを「お知らせ」欄などを使って告知していただきたいと思います。

（７）外国特許調査サポート体制・コンシェルジェの導入（継続意見）
最近は、中小ベンチャー企業等も海外進出する機会が増え、外国特許庁の特許データベースを使う機会と必要性が増しております。一方で、中小ベンチャー企業等にとっては、言語の問題と利用頻度・慣れの問題もあって、外国特許庁のデータベースを利用するハードルは、J-platpat の利用に比べてはるかに高くなります。
そこで、Espacenet（EPO）や PATENTSCOPE（WIPO）を含め、中小ベンチャー企業等が外国特許庁のデータベースを利用するハードルを下げるために、たとえば、J-PlatPat を運用している独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の中に、外国特許庁のデータベース利用をサポートするサポート体制の構築あるいは外国特許調査コンシェルジェの設置を検討いただきたいと考えます。

６．商標の早期審査制度の拡充（新規意見）
特許庁の努力により、商標審査の遅延が改善され、一次審査期間が約半年まで短縮されていることは、中小ベンチャー企業を含めて出願人にとって大変好ましい状況です。このような中でも、より一層の早期審査の要望があり、多くのケースは、現行の制度下で早期審査の基準を満たして早期審査を受けることができておりますが、中には早期審査の基準を満たさず、早期審査を受けたくても受けられないケースがあります。
すなわち、現行制度における商標出願の早期審査の対象は、出願商標を既に使用していること（使用の準備を相当程度進めている場合を含む）が条件になります。しかし、以下のケースにおいては、この条件に合致しないものの、早期審査が必要なケースです。
たとえば、第三者が製造販売している商品を購入して自社ブランドで販売する場合、第三者と購入契約を締結してから販売開始までに数か月程度になることがあります。この場合、商標を決定してから販売開始までの期間が極めて短く、通常審査では審査結果の判明前に商品販売を開始せざるを得ません。また、「相当程度準備している状況」に至ってから早期審査を申請しても間に合いません。
そこで、このようなケースを救済するため、早期審査の対象の拡充を希望します。拡充に際しては、例えば、割増料金を支払うことで、早期審査の対象とすることも一案と考えます。

７．意匠公報以外の引用意匠の閲覧について（新規意見）

【法人・団体からの意見】

意匠出願の審査において、拒絶理由通知の根拠となる引用意匠が、意匠公報以外の場合（多くは雑誌に掲載されている物品の写真など）、電子出願端末や J-PlatPat での閲覧はできません。その理由は、引用意匠に係る物品の写真が著作権で保護されているからと聞いております。このため、出願人は、他の手段で引用意匠を確認せざるを得ず、場合によっては、INPIT に出向いて閲覧しなければならないこともあります。
このような不便を解消するために、意匠公報以外の引用意匠についても電子出願端末や J-PlatPat で閲覧できるようにすることが望まれており、そのためにも、著作権法の改正（例えば著作権法第３０条の４や同第４２条など）を含めて検討いただきたいと考えます。

８．新興国データバンクのデータ更新・改善について（継続意見）
新興国等知財情報データバンク（以下、データバンクと略）は、「知的財産推進計画 2011」における「グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える４つの知的財産戦略」の施策の一つとして構築が謳われ、2012 年９月に開設されましたが、10 年以上が経過した今、本来の趣旨である『我が国企業が様々な海外知財リスクに対応できる』ようにするために、大幅な改善をしていただきたいです。例えば、以下の（１）、（２）が挙げられます。

（１）掲載情報の信頼性向上等
早急に改善が必要と考えられるものに次の３点があります：
①掲載情報の信頼性向上
検索してヒットした情報が、現在生きていて使えるのか、それとも既に死んで使えないのかわかるようにして、安心して情報を活用できるようにするべきと考えます。中には最新情報として掲載された情報が、掲載時点で既に死んでいた例もあります。また、「知財ガイダンス情報」が「新興国等に進出する際にまず収集すべき知財実務情報」として掲載されていますが、トルコのそれは 2016 年施行の知的財産法で廃止された制度が掲載されている状況です。「知財ガイダンス情報」には作成・掲載年月日の記載もありません。このように、他の情報源で事実を知らなければ認識を誤ってしまうリスクがあり、信頼性の向上は必須と考えます。
②掲載情報の鮮度の向上・維持
変動する知財制度・運用についてタイムリーな情報が得られるように、元となる情報源の日付～記事作成日付～データバンク掲載日付の間のタイムラグを短縮し、それら日付も一目でわかるように表示すべきと考えます。掲載後に変動があった情報については、その後の関連情報に容易にアクセスできるようにするなど、収録情報のメンテナンスも極めて重要と考えます。
③検索機能の強化
検索の入口が複数（「世界地図（丸囲み６領域）」、「国別・地域別情報一覧」、「記事検索欄」、「Google カスタム検索（サイト内検索（全文検索））」）提供されていますが、その入口によってアクセスできる情報に違いが出ないようにしていただきたいです。また、同義の検索キーワード（たとえば、PPH と特許審査ハイウェイ）によって検索結果に違いが出ないようにしていただきたいです。キーワードの割り振りにも問題があると思われます。現状、検索キーワードを複数入力すると「and 条件」での絞り込みしかできません。漏れ防止のためには、「or 条件」も必要と考えます。データバンクに収録されている情報から必要な情報を抽出して活用できるようにするには、検索機能の強化は必須と考えます。

（２）省庁横断的データベース構築
将来的には、必要な情報を省庁等横断して共有し、他の省庁等の情報源からも本新興国データに反映されるようにすると、本データバンクの利用価値や信頼性が飛躍的に向上して、海外知財リスク対応で頼りになるものと考えます。
理由
特許行政年次報告書によると、ここ数年のデータバンクの収録情報件数は二百余件／年。一方、データバンクに収録されている国・地域は、70 国・5 共同体に上ります。現状、国・地域による収録情報件数のばらつきが大きく、特定の国・地域の情報も掲載後の変化情報が必ずしも反映できていない例がみられます。年間の収録件数の大幅な増加が望まれますが、もう一つの方策として、他の情報源との連携（省庁等横断）が考えられます。新興国等の知財情報は、経済産業省関係だけでも、経済産業省・特許庁の Website やメールマガジン、JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）の Website「知的財産(保護)に関する情報」、JETRO 海外知的財産部のメールマガジンや IPG（海外における日系企業情報交換グループ）等にあり、法務省関係でも法務総合研究所国際協力部（ICD）の Website、国際協力部報（ICD NEWS）等多数あります。特許庁や JETRO の情報は速報性がありますが、後日検索することが難しく、データバンクで容

易に検索できると有用性が高まり、本来の趣旨にもかなうと考えられます。

９．特許出願図面について(継続意見)
特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなることが多々あります。また、近年 CAD もカラー化されており、CAD 図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまう弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更していただきたいです。

１０.「特許メモ」の復活について（新規意見）
「特許メモ」に関しては、当会においては、長年その対象を拡充するよう要望しておりましたが、残念なことに、2023 年６月をもって廃止されてしまいました。
当会が「特許メモ」の拡充を要望してきた理由は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることのできる大変参考となる資料だからです。特に、審査過程で拒絶理由通知が出されずに許可査定が出された場合に、「特許メモ」は大変参考になります。
特許庁は、廃止の理由として、「品質管理システムが平成 19 年度から導入され、特許査定を含む審査における判断の妥当性（客観性）を担保し、チェックするための体制が順次整備されてきました。加えて、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）などによる包袋情報を含む特許情報の提供・普及が進んだ」ことを挙げておりますが、当会が重視する上記理由は何ら考慮されておりません。
また、一部の権利者及び一部の弁理士が、「特許メモ」があると、対応米国特許の権利行使に支障が出る、との意見を提出していると聞いておりますが、多くの中小ベンチャー企業等は、大企業と違って、米国特許出願の権利化よりも、日本の第三者の特許の侵害防止対策のほうが重要です。
以上の観点から、「特許メモ」の復活を希望します。

１１．特許庁ホームページ内の「お助けサイト」の改善について（継続意見）
（１）　ユーザーの視点で行政サービスの改善に挑戦するデザイン経営プロジェクトから生まれ、令和２年１月に特許庁ホームページ内に開設された「お助けサイト」は、ひとりでがんばる知財担当者や初めて出願手続した人などを対象に、出願後に特許庁から送付される拒絶理由通知書等にどう対応したらよいかをわかりやすく案内するということで、良い取り組みと思います。
通知書を受け取った後の対応の流れ、通知書の見方、拒絶理由の解説、応答期限の確認、対応で使う書類の様式・サンプル雛形、書類の送付先等、対応に必要な情報が段階を踏んで「お助けサイト」にまとめられる点はユーザーにとって便利で評価できます。
しかし、実際に拒絶理由通知を受けた出願に対応するために、意見書・手続補正書の雛形を利用しようとすると、まだ戸惑いは解消されていません。拒絶理由には多くの種類がありますが、サンプル雛形で示されているのは、たとえば特許では進歩性違反のケースで一つの請求項に対する引用文献 2 件による例だけです。サンプル雛形に記載の例とは異なる拒絶理由を受けた場合、「お助けサイト」の対象者にはどうしたらよいのかわかりません。
拒絶理由の解説欄には、せっかく拒絶理由の種類・該当条文条項名・解説が一覧で示されているのですから、それぞれの拒絶理由に応じた代表的なサンプル雛形を拡充していただきたいです。
また、実際の拒絶理由通知には複数の拒絶理由の組合せ等もっと多様でいろいろなケースがあり、サンプル雛形での対応だけでは限界があると考えられますので、実例を参照できるようにするとよいと思います。
実際の拒絶理由通知書、意見書、手続補正書は J-PlatPat に収録されていますから、J-PlatPat に拒絶理由の種類や該当条文条項名で検索できる機能が追加されれば解決されます。
すぐには無理であれば、現状の J-PlatPat で閲覧できる経過情報の経過記録には拒絶理由条文コードが付記されていますので、まず拒絶理由条文コードで検索できるようにするだけでも助けになります。その際、実際に受けた拒絶理由は、どの拒絶理由条文コードに対応するのかが「お助けサイト」の対象者にもわかるように解説を加えるとよいと思います。たとえば、特許出願に対し、サポート要件（第 36 条第 6 項第 1 号）と進歩性（第 29 条第 2 項）に関する拒絶理由通知を受けた場合は、拒絶理由条文コードの 27（第 29 条＋第 36 条）で検索する、というようにすることが良いと思います。
このように、「お助けサイト」と J-PlatPat を連携することにより、実例に触れ、登録または拒絶になったケースを参照しながら対応できるようになれば、「お助けサイト」の対象者の知財力が向上し、出願の

【法人・団体からの意見】

品質向上につながり、国益にもかなうものと考えます。

（2）「お助けサイト」のトップ画面には、「～通知を受け取った方へ～」と題して「拒絶理由通知」と「特許査定」が掲載されていますが、「拒絶査定」については項目として掲載されておりません。法律的には、特許査定を受けたときの対応だけでは不十分なので、拒絶査定を受けたときの対応はどうすれば良いか、方針的なものでも良いので、これを掲載するべきと考えます。

１２．特許公報と特許公開公報における代理人と発明者の掲載順序（継続意見）
特許公報、特許公開公報における出願人（権利者）名、代理人（特許事務所）名、発明者名は、この順番で掲載されているが、代理人（特許業務法人）と発明者の掲載順序は本来、発明者が先に来るべきものと考えます。
理由
昨今、イノベーションの創出が声高に叫ばれていますが、そのイノベーション創出の源泉は発明であり、リスペクトされるべきは、その発明者であると考えます。
特許公報、特許公開公報における出願人（権利者）名、代理人（特許事務所）名、発明者名は、この順番で掲載されておりますが、特許業務法人に属していない代理人が複数いる場合には、公報のフロントページに、リスペクトされるべき発明者の氏名は掲載されずに最終ページに掲載されることも多々あります。発明者へのリスペクトを踏まえ、発明者氏名は、代理人（特許事務所）名よりも前に持ってくるべきと考えます。
なお、いわゆる５庁を構成する日米欧中韓の中で、日本以外の各国の特許公報、特許公開公報等は、国際機関で定めた INID コード順に従い、発明者が、代理人よりも前に優先的に記載されています。

１３．　電子出願システムについて（継続意見）
（1）中小ベンチャー企業・個人にとってやさしい電子出願システム
中小ベンチャー企業・個人の中には、それまでの紙手続きから電子出願手続きに移行しようとして、事前準備している段階で導入を見送ったり、準備して取り掛かったものの失敗して諦めたりした中小ベンチャー企業・個人は少なくありません。
原因はいろいろあるようですが、特許庁には、実態を調査し、調査結果に基づいて中小ベンチャー企業・個人が電子出願システムを導入するにあたって、容易に導入できるように、必要な支援を提供していただきたいと思います。
特に以下の点は、早急に検討いただきたいと考えます。
①法務省の電子証明書取得システムと、特許庁の電子出願システムにおける電子証明書の読み込み手続きがスムーズになるよう連携すること、好ましくは、特許庁の電子出願システムから、法務省の電子証明書取得システムに入って電子証明書を取得・読み込みができる自動化対応。

（2）通知のあり方
中小ベンチャー企業・個人の中には、電子出願システムを導入していても、利用頻度が低いため、立ち上げても、何の書類も届いていなかったりして、立ち上げること自体が無駄になっていることが多々あります。このため相当の期間、電子出願システムを立ち上げないでいることも多く、その結果、特許庁から紙書類による通知を受けるといったことが多々あると聞きます。
活用頻度の少ない中小ベンチャー企業・個人にとっては、タイムリーに電子出願システムを開けるよう、たとば、通知書類、送達書類があるときには、メールで連絡する機能の追加を検討していただきたいと思います。
なお、特許庁は、令和５年３月に取りまとめた「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」報告書の「オンライン発送制度の見直し」の中で、電子メール通知に関して、コストがかかること、出願件数の多いユーザーにとって、管理の手間が増大することなどを理由に採用を見送っておりますが、希望するユーザー向けに電子メール通知が可能となるよう要望します。

以上

東京都中小企業知的財産交流・研究会 参加企業等 有志名簿

代表会社 東京ブラインド工業株式会社
（以下、五十音順）
株式会社 アールシーコア

【法人・団体からの意見】

株式会社 アイディペンデントふよう
株式会社 アジャスト
株式会社 アレックス
エレクター株式会社
株式会社 エンファシス
株式会社 弘輝
ジェイオーコスメティックス株式会社
ソナス株式会社
株式会社 大王製作所
テック大洋工業株式会社
東京理化器械株式会社
東光薬品工業株式会社
仲吉商事株式会社
日廣薬品株式会社
日本ゼトック株式会社
株式会社 ニューマインド
福永紙工株式会社
株式会社 不二製作所
ベスパック株式会社
ユニパルス株式会社
株式会社 ルグラン
ほか１１社（匿名希望）

合計　３４社

法人・団体名
３３．日本ジェネリック製薬協会
意見の分野
（I１）知財紛争解決に向けたインフラ整備
意見

結論：
(1) 「知的財産推進計画 2023」の重点 10 施策 を進めて知財活用の促進を図るべきである。
(2) 「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」、「一事不再理の範囲の拡大」等の懲罰強化政策は日本のイノベーションを妨げるため導入すべきではない。

理由：
■ 歴史を振り返って根本を見つめれば、知財を「活用」することが知財立国の礎とわかる。特許制度は、東地中海世界を支配していた交易国家ヴェネツィアで 1474 年に公布された「発明者条例」に始まる。ヴェネツィアは、「発明者条例」により活版印刷や繊細なガラス細工の技術者を国内に集めて、国内で製造した高付加価値製品を輸出して富を蓄積することにより、他の都市国家との競争で優位に立ち、オスマン帝国の軍事的圧力に対峙することができた。
■ ここで重要なことは、ヴェネツィアの「発明者条例」は、先端技術の国内集積と、先端技術を実施できるノウハウを持った技術者の優遇が目的であって、発明の保護は手段に過ぎなかったということである。ヴェネツィアの「発明者条例」では、「発明を生み出した者」の招致が法目的であることと、国内で「その機械が利用され作動した段階で」申し出ることが独占権付与の条件であることを明確に述べている。交易国家であったヴェネツィアは、富をもたらす先端技術を国内で広く活用できるようにするために、逆に、10 年間の独占期間を発明者に与えるという、二律背反を内包する制度を考案した。
■ 現代生活は、無数の大発明の恩恵に浴している。火、針、釘、文字、紙、車輪、貨幣、レンズ、方位磁針、印刷に始まり、薬、ワクチン、火薬、電気、電話、映画、自動車、飛行機、電車、時計、ガラス、ゴム、化学繊維、電球、エアコン、電子レンジ、テレビなど、さらには、LED、ロボット、インターネット、GPS、スマートフォンに至るまで、大発明の実施品である文明の利器に囲まれている。
■ これらの大発明を公衆が安価に利用でき、公正な競争原理が働くようになっているから、現代社会

【法人・団体からの意見】

は真に豊かな社会となっている。逆に、特許権者の権利ばかりが拡大するようでは、公正な競争が阻害され、真に豊かな社会は遠のく結果となっていたであろう。

- サイレントマジョリティである公衆が自由に利用できる発明を豊富にするための必要悪として、一定期間に限り、特定の私人を利する「政府による行為規制」である特許制度が正当化され得る。逆に、従前から公衆が自由に利用していた技術にまで新たな特許の網をかぶせて懲罰をもって規制しようとすることは、本末転倒であって正当化し得ない。人々が発明を敬い、特許制度に自主的に服するのは、公衆に利用可能となった大発明の実施品の恩恵に浴しているからである。
- 真の知財立国とは、ヴェネツィアのように、優れた技術者を優遇して国内に集め、より多くのすぐれた製品やサービスを生み出して、公衆が「すばらしい！」と感動できる社会であると考える。
- 「知的財産推進計画 2023」において、「我が国のイノベーションは、中長期的に低迷している状況にある。」（2 頁）と認識し、「スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」、「多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用」などの知的財産の活用を促す「重点 10 施策」を提唱している。当協会は、知的財産の「活用」を促す重点 10 施策に賛成する。
- ただし、施策 9（1）の「知財紛争解決に向けたインフラ整備」については、方向性を間違わないように注意が必要と考える。同項に記載のように「グローバルな事業展開を行う企業が知財紛争に巻き込まれるリスクはますます高まって」いるところ、これ以上の懲罰強化政策は、資金力や係争対応能力が追い付いていないスタートアップ企業を委縮させる可能性が高く、知財の活用促進にはつながらない。施策 9（1）に記載があるように、「斡旋」、「調停」、「仲裁」などのソフトローを通じて紛争を調和的に解決してこそ、相乗効果を生み、知財の活用促進につながると考える。
- 他方、「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」、「一事不再理の範囲の拡大」などの懲罰強化政策が 2022 年まで検討されていたが、これらを導入すると、敗訴リスクが高まり、対抗手段が制限されるため、適切な競争を阻害することになり、技術の発展を遅らせ、公共の利益に繋がらないことになる。
- これらの懲罰強化政策に対して、産業界からはニーズを疑問視する意見が多い。特許法は産業の発達のための法律であるから、特許法の改正の議論は、産業界全体の具体的なニーズに基づくべきである。
- 医薬品についても、画期的な新薬の物質特許に対しては社会がこれを尊重し、有効期間中はジェネリック医薬品の製造販売承認がなされないため、特許係争になることはない。他方、製剤特許や用途特許等には、有効性や効力範囲に疑問が生じる特許が少なからず存在するため、従前から自由に利用できていた技術にまで新たな特許の網が及び、特許係争が生じることがある。2022 年まで検討されていた「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」、「一事不再理の範囲の拡大」等の懲罰強化政策によって敗訴リスクが高まると、係争を断念し、ジェネリック医薬品の参入時期が遅れることが予想される。それだけでなく、係争を断念すると、侵害判断も含めた判決が蓄積されないことで、その後も有効性や効力範囲に疑問がある同種の特許が、有効と見なされ続けてしまうという不利益が生じ得る。ジェネリック医薬品の参入は、国民医療費の抑制に大きな効果を発揮し、公共の利益となっている。これを損なうような制度は導入すべきではない。
- 発明を広く社会還元することにより、人々は幸福になり、幸福の源泉への投資を競い、巨大な富を生み出し、さらに素晴らしい発明が生まれる。その結果、知財立国が可能になる。このサイクルを認識してこそ、「知的財産推進計画 2023」の述べる「科学技術・イノベーションを持続的な経済成長を実現する原動力」とすることができると考える。

200 字以内の要約：
「重点 10 施策」を進めて知財活用の促進を図るべきである。人々が大発明の恩恵に浴してこそ、社会が発明を敬い、特許制度に自主的に服するようになる。懲罰的賠償制度、利益吐出し請求権、ドイツ型二段階訴訟、一事不再理の範囲拡大などの懲罰強化をもって、有効性や効力範囲に疑問のある特許に従わせることは、公正な競争を阻害し、医療においても患者負担と医療費を増大させるなど、真に豊かな社会を遠ざけるから適切ではない。
重点 10 施策：
１．「スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」
２．「多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用」
３．「急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方」
４．「知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化」
５．「標準の戦略的活用の推進」
６．「デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備」

【法人・団体からの意見】

7．「デジタル時代のコンテンツ戦略」 8．「中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化」 9．「知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」 10.「クールジャパン戦略の本格稼動と進化」

法人・団体名
３４．日本製薬工業協会
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

《要旨》
日本の創薬力を強化するには、産学官が協力してイノベーションを創出・促進する知財エコシステムを構築することが重要です。製薬企業は、産学連携により新たな研究開発にチャレンジして事業的な成功に結び付け、また国際競争力を強化して革新的な医薬品を患者さんに届け続けることが求められています。我が国においてイノベーションを生み出す環境を改善するため、国際的調和の観点も踏まえ、知財に関する制度を整備していくことが必要になります。従い、掲題「知的財産推進計画 2024」の策定に向けて、下記を要望します。
１．AI デジタル関連技術の審査基準などの産業分野毎の慎重な検討と国際的な均質化
２．医薬品データ保護制度の法制化
３．創薬力強化に向けた産学連携における大学知財ガバナンスガイドラインの取扱い
４．生物多様性条約に関する対応

１．AI デジタル関連発明の審査基準などの産業分野毎の慎重な検討と国際的な均質化
日本特許庁が中心となり、AI デジタル関連発明に関する審査基準やガイダンスのハーモナイゼーションを進めることを要望します。
知財推進計画 2023 の工程表【重点項目 18 および 19】に関して、創作過程における AI の利活用の拡大を見据え、AI 関連発明の特許審査事例を拡充するなど、AI 審査支援チームによる AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査の実現に向けた取り組みが進められていると理解しています。また、AI を活用した発明が日本に限らず、海外にも特許出願されているところ、AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトも進められており（https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/gochou_ai.html)、ユーザーにとって大変有益なものとなっています。
今後、AI デジタル関連発明の審査基準を作成・更新などを進める際には、産業分野毎に AI 利用の目的や効果などが異なることを考慮いただくことが重要と考えます。各産業分野における AI 技術の進歩スピードも異なることが予想されますので、それらの検討などを進める際には技術水準などについて各産業界から十分な意見聴取をした上で、慎重なご検討をいただくようお願い致します。
また、AI デジタル関連発明の審査事例は各国で今後さらに増加することが予想されます。そこで、特許制度ユーザーによる権利化予測やそれに伴ったビジネス計画の立案容易化に資するため、例えば当該発明に関する記載要件の判断手法についての審査基準やガイダンスのハーモナイゼーションをリードするなど、各国審査の均質化のための活動を日本特許庁が中心となって進めていただくことを要望します。

２．医薬品データ保護制度の法制化
日本において医薬品のデータ保護制度を法制化することを要望します。
データ保護制度とは、新薬を開発した製薬会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期間保護する制度です。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、新薬の承認後一定期間後発品は承認されないため（後発品は新薬の臨床試験データを利用できない)、新薬を開発した製薬会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができます。
新薬の開発は、10 年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20 年前 1/1.3 万候補品であったものが現在では 1/2.3 万候補品になっています。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。
TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが

【法人・団体からの意見】

定められており（TRIPS 協定 第３９条；日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第Ｂ節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ（第十四・四十一条及び第十四・四十二条）；日 EU 経済連携協定 第十四章 知的財産、第Ｂ節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ（第十四・三十六条及び第十四・三十七条））、欧米においてはデータ保護制度が法制化されています。
一方で日本では、データ保護を直接規定する法律はありません。再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四条の四）が、データ保護の役割も有しているとされておりますが、再審査制度は臨床試験データの保護を明文化しているものではありません。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の有効性と安全性の確認であり、データ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来、データ保護制度は再審査制度とは別にして存在するべきものです。データ保護制度は特許と同じく医薬品開発において重要な基盤となる制度であります。しかし、将来的に再審査制度が変更された場合には、データ保護の目的に影響を及ぼす可能性が考えられます。再審査制度がデータ保護の目的や役割を反映した形で恒久的に維持されるかについても保証されていません。また制度自体が法律として直接規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負荷なく知り得る状態にもなっておりません。
韓国では、日本と同様にデータ保護制度がなく再審査制度が実施されていますが、データ保護制度を法制化（2025 年 2 月 21 日効力発生）し、再審査制度が廃止されることが決まりました（2024 年 2 月 20 日）。以上のことに鑑みて、欧米及び韓国と同様に、日本におけるデータ保護制度の法制化を要望します。データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できます。

３．創薬力強化に向けた産学連携における大学知財ガバナンスガイドラインの取扱い
「構想委員会（第 2 回）」の資料１の「 イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築に向けて」の「3 産学連携による社会実装の促進」及び、「知的財産推進計画 2023」重点事項の「１．スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」の「（１） 大学における研究成果の社会実装機会の最大化」に関して、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの形成と大学における研究成果の社会実装機会の最大化を指向した「大学知財ガバナンスガイドライン」が公表され、同ガイドラインを大学にしっかり浸透させ環境醸成を図るべきとの指摘が構想委員会（第１回）でなされるとともに、解説動画提供などを含め普及活動を継続することが示されています（イノベーションを創出・促進する 知財エコシステムの再構築に向けて（内閣府）siryou1.pdf (kantei.go.jp)）。
医薬分野では日本の創薬力の低下が指摘され、その回復のために創薬エコシステム活性化の必要性が指摘されています（創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/souyakuryoku/index.html）。その方策として、例えば、「アカデミアから開発候補品を創出するには、創薬研究の早い時期から製薬企業の視点が入ることが必要である。」（第 3 期医療分野研究開発推進計画の検討の方向性 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/tyousakai/dai36/siryou4-4.pdf）といった意見が出されるなど、創薬力強化に向けて従来の産学官における共同研究の枠を超えた協力体制構築の検討が求められています。
従来の共同研究の枠を超えた協力体制を検討するにあたっては、その研究成果の価値最大化を念頭に置きつつ、各当事者のミッションや案件ごとの性質などに応じてその取扱いを柔軟に検討/判断することが重要と考えます。今後の普及活動においても、各大学が同ガイドラインに例示された契約条件のみに過度に拘ることがないようにウオッチングすると共に、各大学が柔軟な契約条件を検討するように適切な指導を行っていただくことを要望します。

４．生物多様性条約に関する対応
生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外の生物資源（遺伝資源：有体物）を使用した研究開発に困難や問題が生じています、あるいは、生じる可能性が高い状況が続いています。日本政府においては、日本の名古屋議定書の批准及び国内化をゴールではなくスタートとして捉え、今後も海外の生物資源（遺伝資源）へのアクセスと利用が円滑、適切になされ、研究開発が阻害されることのなきよう、対応していただくことを要望します。
特に、最近に問題となっている生物資源のデジタル配列情報（DSI：塩基配列情報を指すと考えられるが、定義及び範囲についてはコンセンサスが得られていない）を生物多様性条約または名古屋議定書の対象範囲に含めようとする動向及び各国が DSI へのアクセスと利用につき研究開発を阻害するようなルールを策定しようとする動向は、2022 年に開催された生物多様性条約第１５回締約国会議の決定により確定

【法人・団体からの意見】

的となりましたが、それは生物条約及び名古屋議定書本来の趣旨を大幅に逸脱するものであり、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発及び当該研究開発への投資に極めて重大な影響を与えることが必至であるばかりでなく、COVID-19 ワクチン研究開発の例を見ても明らかなように、DSI を生物多様性条約または名古屋議定書の対象範囲に含めて、特定の国がその利用に制約を設けることは、国際的な医療推進に逆行するものです。研究開発及び当該研究開発成果の利活用の観点からも、生物多様性条約または名古屋議定書をはじめとする国際的な枠組の対象範囲に DSI へのアクセスと利益配分を含めることとならないよう、かかる国際的な枠組みの対象範囲に DSI へのアクセスと利益配分が含まれることが避けられなくなった場合には日本企業による DSI を利用した研究開発への影響を最小限に止められむしろ日本企業による DSI を利用した研究開発を促進するような枠組みとなるよう、また特許出願明細書への遺伝資源の出所開示が義務化されることとならないよう、パンデミック条約その他病原体に関する国際的な枠組みが日本企業による感染症治療薬・予防薬など医薬品の研究開発、知的財産権や営業秘密の保護等を阻害するものとならないよう、長期的な戦略をもって慎重かつ粘り強く議論を進めるとともに、各国において研究開発を阻害しないような明確かつ安定した法制度が整備されるように、日本政府には国際会議等において締約国・加盟国・研究開発立国としての権限と責任と役割を果たすことを要望します。

参考：
（知財推進計画 2023 の）工程表【重点項目 18】
創作過程における AI の利活用の拡大を見据え、進歩性などの特許審査実務上の課題や AI による自律的な発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する。
（短期）

（知財推進計画 2023 の）工程表【重点項目 19】
これまで以上に幅広い分野において、創作過程における AI の利活用の拡大が見込まれることを踏まえ、AI 関連発明の特許審査事例を拡充し、公表する。また、AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 審査支援チームを強化する。
（短期）

法人・団体名
３５．日本弁護士連合会
意見の分野
（C１）生成 AI と著作権
意見

「知的財産推進計画２０２４」の策定に向けた意見募集に対する意見書

２０２４年（令和６年）３月２２日
日本弁護士連合会

２０２４年２月２６日に意見募集が開始された「「知的財産推進計画２０２４」の策定に向けた意見募集」に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第１　意見の趣旨
生成ＡＩと著作権の問題については、ＡＩ技術の発展、これに伴うＡＩ開発事業者、ＡＩ利用者、創作者、著作権者等の関係者の利益状況及び各国の対応状況等に注意を払い、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるように検討を継続すべきである。また、いわゆる「僭称著作物問題」についても、対応の検討を進めることが必要である。

第２　意見の理由
１　著作権法改正とＡＩ技術の発展
ＩｏＴ・ビッグデータ・人工知能（ＡＩ）等の「第４次産業革命」に関する技術を活用したイノベーション創出のニーズから、従来の条文を整理統合した上で、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用を一定の要件のもとで権利制限の対象とする著作権法第３０条の４が創設された。
その後約６年が経過したが、この間にＡＩ技術は目覚ましい発展を遂げており、利用者の指示によって、テキスト、画像、音声、映像等のコンテンツが様々なレベルの自律性をもって生成可能となる「生成Ａ

Ｉ」の登場によって、ＡＩ事業者だけでなく一般ユーザーによっても、容易に汎用的かつ高品質なコンテンツが大量に制作可能となった。
生成ＡＩは、様々な分野で革新をもたらすことが期待される一方で、人間が創作するものと見劣りしない品質のコンテンツを桁違いの規模とスピードで生成することができ、その開発や利用によって平成３０年著作権法改正時には十分に議論されていなかった著作権法上の問題点も顕在化している。
そのような中で、生成ＡＩの開発・利用が著作権侵害となるのではないかという懸念の声があり、ＡＩの発展を推進する立場及び創作者や著作権者の不利益を憂慮する立場の双方から様々な意見が述べられている。
２　本考え方の公表とその評価
このような状況を踏まえ、令和６年３月１５日、文化審議会著作権分科会法制度小委員会により、生成ＡＩと著作権に関する考え方を整理した「ＡＩと著作権に関する考え方について」（以下「本考え方」という。）が公表された。
この点、ＡＩと著作権の問題をめぐる法の解釈・適用については、最終的には個別具体的な事案に応じて行われる司法判断によるべき事項ではあるが、現時点でＡＩと著作権に関する裁判例はなく、このまま判例の蓄積を待っていては、ＡＩ開発事業者、ＡＩ利用者、創作者及び著作権者にとって、法的な予見可能性が低い状態が続いてしまうことも懸念されるところである。
そのため、政府による一種のガイドラインとして、本考え方のとおり論点整理と解釈指針を示すことには、一定の意義があるものと考えられる。
３　検討継続の必要性
生成ＡＩと著作権の問題は非常に多岐にわたるが、その中でも、いわゆる作風模倣の問題（特定のクリエイターの作品のみを学習データとして追加的な学習を行うことで当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為）や海賊版模倣の問題は、実務上も影響が大きい重要論点の一つであると考えられる。これらの点については、本考え方でも一定の見解が示される一方で、いわゆる表現上の本質的特徴が維持されていない場合でも特定のクリエイター又は著作物に対する需要がＡＩ生成物によって代替されてしまうような事案が生じる場合、著作権法第３０条の４ただし書に該当し得ると考える余地があるとする意見や、海賊版等の権利侵害複製物である旨の認識を有しながら、又はその認識を有しないが通常有するべきであったにもかかわらず、当該権利侵害複製物をＡＩ学習に用いるため著作物の複製等を行った場合には著作権法第３０条の４ただし書への該当可能性を高める要素となるとの意見も紹介されており、また、本考え方に対する意見募集の段階でも様々な立場から関心が寄せられた事項でもあり、今後も、さらに議論を深める余地がある。
また、もとより、ＡＩ技術は、今も飛躍的に進歩していっており、本考え方による解釈指針をもってしても十分に対処できず、または、同指針に対する価値判断に変容をもたらすような事象が発生する可能性も否定できない。
さらには、欧州連合（ＥＵ）の欧州議会が世界初となるＡＩの包括的な規制法案（ＡＩ法案）を可決し、今後ＥＵ理事会において採択された後に順次施行される見込みである等、ＡＩについては、世界各国でも様々なルール作りが検討され、進められている。生成ＡＩの開発・利用は、インターネットを通じて、世界的規模で行われるものであり、また、生成ＡＩ及びその生成コンテンツは、国際的な流通が容易であって、世界中に影響を及ぼし得るところであって、この意味でＡＩに国境はないのであるから、ＡＩと著作権の問題は、国際的に共通の考え方やルールとの整合性も確保していく必要がある。
そこで、ＡＩと著作権の問題については、本考え方の公表で終わるのではなく、今後も、各国の動向やさらなるＡＩ技術の発展、これに伴う関係者の利益状況等に注意を払い、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるように検討を継続すべきである。
４　いわゆる「僭称著作物問題」について
ところで、生成ＡＩに関する著作権法上の問題点としては、ＡＩが生成したコンテンツについて人間が創作したものであると明示又は黙示に僭称された場合に法的にどのように対処するかという問題がある（いわゆる「僭称著作物問題」）。
人間による指示に何ら創作意図や創作的寄与がなく、ＡＩが自律的に生成した単純なＡＩ生成物は、機械的作業の結果に過ぎないため、基本的には著作物性が認められないのであるが、上記のような僭称が許されてしまうと、本来は著作権で保護されないものが保護され、実在しない著作者又は著作者でない者に著作者人格権が与えられるという形となってしまい、しかも著作者が実在しない場合には、権利の存続期間もさらなる虚構を重ねることとなってしまう。また、生成ＡＩでは人間より遥かに高い生産性で創作物が生成可能となっており、ＡＩ利用者による情報独占も懸念される。さらに、僭称が発覚した場合には、僭称されたコンテンツのライセンス契約やビジネススキームが崩壊する恐れも生じる。
この僭称著作物問題については、本考え方においても債務不履行責任や不法行為責任等の民法上の責任及

【法人・団体からの意見】

び詐欺罪の成立可能性について言及されているところではあるが、著作権制度の根幹に関わり、かつ、著作権関連ビジネスにも重大な影響を与え得るものであると考えられることから、重要問題として位置付けた上で、著作者でない者の名を著作者と僭称して複製物を頒布することを罰する著作権法第１２１条の適用又は法改正の要否も含め、対応の検討を進めることが必要である。

以上

法人・団体名
３６．日本弁理士会
意見の分野
K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
意見

１．要旨

大学ガバナンス・コード（AGC）等で知的財産に言及し、大学と企業との良好な関係の構築からの研究成果の社会実装を更に推進していただきたい。標準では、スピード感をもって業界横断的な成果を出せるよう推進して頂きたい。クールジャパン戦略においては、アナログ資料の収集に関する項目等を追加頂きたい。またイノベーション拠点税制について、状況を注視しながら対象所得の拡大について不断の検討をお願いしたい。

２．意見

（A１）大学における研究成果の社会実装機会の最大化

2021 年６月に、「コーポレートガバナンス・コード（CGC)」において、知的財産への言及がされた。すなわち、知財・無形資産への投資について、取締役会での情報開示、および管理・監督義務が課された。「大学ガバナンス・コード（AGC)」等においても、知的財産に言及し、大学と企業との Win－Win 関係が構築でき、研究成果が社会実装できるような意識改革を更に推進していただきたい。

（A１） 大学における研究成果の社会実装機会の最大化

（A３） 知財をフル活用できるスタートアップエコシステムの構築

知的財産推進計画 2023 の「１．スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」については、今後も引き続き促進してくことが重要であると考える。

D. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

令和 5 年 12 月に閣議決定された「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針」に従った「事業性融資推進法案」を令和 6 年通常国会に提出いただくとともに、法案成立の暁には、金融機関等や国内企業等に対する広報、啓蒙等の取組を推進していただくことを希望する。

E. 標準の戦略的活用の推進

省庁，業界横断的なプラットホームが構築されているとのことであるが、国際標準に関する取組や新市場創造型標準化制度などの利用にあたっては、「日本型標準加速化モデル」を推進するとともに、スピード感をもって業界横断的な課題の抽出、ロードマップを明確にし、成果を出すことを推進していただきたい。また、標準を取得するための人材を育成していくことも重要であるが、事案ごとに有効な標準の活用方法を提案できる人材、標準のルールづくりに関与していける人材を日本国内で育成していく新たな施策を迅速に検討し実現していただきたい。

（H２） 中小企業の知財取引の適正化

知的財産取引に関するガイドラインの遵守を求めるとともに、契約書ひな形の普及・活用を図る取り組みは、引き続き推進頂きたいと考える。中小事業者が、発注側の大企業からの発注停止や減少を恐れて自社の知的財産に関する権利を主張することをためらうケースは依然としてある。この点も考慮しつつ、パートナーシップ構築宣言を行いこれを遵守する企業に対して公的機関からの発注の優先度を高める等の取り組みも含め、発注者となる大企業側に対して、中小企業と適正な知財取引を行うインセンティブを高める取り組みを一層推進頂きたい。

I. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

（I１） 知財紛争解決に向けたインフラ整備

【法人・団体からの意見】

仲裁等による知財紛争解決を活性化するために、国内外の企業等に対する広報・意識啓発等の取組をより一層推進していただくことを希望する。

J. クールジャパン戦略の本格稼働と進化
アナログ資料の収集に関する項目等を追加すべきである。
2023 計画では、デジタルデータの収集に関しては相当の項目と分量をもって記載がされているが、アナログ資料の収集についてはあまり着目されていない。
しかし、クールジャパン戦略の実行のためには、国内に相当のオリジナル資料・資産があることは前提かつ重要となる。このことは例えば、古典文化における日本画（浮世絵）などを想定すればその重要性が容易に理解できるが、マンガ・アニメ・ゲームなどの分野となると十分に理解されていると言いがたい。しかし、これらの分野こそクールジャパン戦略で主役となる分野である。しかも、これらの貴重なアナログ資料・資産が、作今の経済状況の変化により、例えば海外の収集家の購入を介して、流出してしまうケースが非常に増えている。この点、文化庁が令和６年度の新規事業でマンガ・アニメ等中間生成物の保存活用事業を計画していることに敬意を表するが、例えばゲーム機など、その他にも重要なアナログ資料が存在する。
したがって、産業財産権・著作権処理などを含め、アナログ資料の収集について早急に検討すべきと考える。

K. その他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）
・国内外企業等の研究開発拠点として我が国が選択され、我が国内で知財が創出されるように、イノベーション拠点としての我が国の魅力の発信等の取組を推進していただくことを希望する。

・AI サービスのバリューチェーンについて、イノベーションの促進を推進するような AI バリューチェーンにおける多数のプレイヤー間の知財マネジメント（例えば、権利と義務）における公平性、バリューチェーンにおけるガバナンス上の課題や考え方についても、議論が行われることを期待したい。

・イノベーション拠点税制について、社会実装によるイノベーションの創出・促進の点からは、特許発明等の実施製品・サービスの売り上げによる利益も対象所得とされることが直截的であると考える。今後の状況を注視しながら不断の検討を行っていただくことを希望する。

以上

法人・団体名
３７．北海道放送株式会社
意見の分野
（H３）農林水産業分野の知財活用強化
意見
今年度、農水省様からの委託事業の一環として、農業分野の知的財産権と呼ばれる GI（地理的表示）産品を海外に向けて啓蒙する催事を行いました。具体的には 11 月に、日本の GI の重点対象国であるベトナムにおいて、北海道の GI 産品を紹介する映像やパネルを現地語で制作し、市民レベルでご覧頂けるようにイベントで展示公開した次第です。GI の啓蒙を進めることは、日本の農水産品を輸出する際に言語の障壁を超えて、商品のクオリティの高さを伝えることが出来たり、価格優位性を確保することが出来たりするものです。私ども放送業は、そのような啓蒙活動を得意とする業態でもあります。ぜひ次年度の重点取り組みのひとつとして、内閣府様でも施策を検討頂けると幸いです。